

発刊のことば

「ロータリーの心と実践」の初版は、2010年3月に、当該年度の大谷ガバナーの地区テーマ「ロータリーを身につけよう」に基づいて地区研修委員会が力を込めて作成いたしました。松本ガバナー年度の2010年10月に、クリンギン・スミスRI会長の「地域を育み、大陸をつなぐ」のテーマにしたがい若干の改訂をして、電子版で公開しました。さらに、岡部ガバナー年度の2012年3月に、カルヤン・バネルジーRI会長の心の大切さを強調するテーマ「こころの中を見つめよう博愛を広げるために」をもとにして2012年改訂版が発行されました。

そして今回は、2013年規定審議会による決議に合わせて改訂を行い、2014年改訂版発行の運びとなりました。地区研修委員会では、改訂の度に、規定審議会による変更項目のみならず、会員の皆様にご活用いただくために、すべての項目について見直し、より見やすく、理解しやすいように編集しております。ぜひとも、新入会員の研修をはじめとするクラブの研修、クラブ活動計画の立案とその実行などに、ご活用いただきたく思います。

ロータリーには、その理念とともに多くの特別の用語や略語があります。さらに、多くの活動を実行するために、それぞれの委員会、制度が存在します。これは、全世界120万人の会員を有し、100年を超えた歴史があるからであります。ロータリーの活動は多岐にわたり、それぞれが世界と連携している場合が多くあります。その円滑な実践のためには、共通の用語、概念が必要です。この「ロータリーの心と実践」は、まさに、そのことを実現するために作成されたわけであります。ロータリーをよりよく知ることによって、皆様のロータリー活動の幅が広がることになり、会員としての使命、役割、責任を理解し、世界と繋がる事が出来るのであります。ぜひとも「ロータリーの心」を知り「奉仕の実践」のためにこの「ロータリーの心と実践」を活用していただきたいと思っております。今回の改訂版は印刷版とともに、地区のホームページに電子版としても公開いたしておりますので、共にご活用いただきたく思います。

国際ロータリー第2660地区

2014-15年度ガバナー 泉 博朗

ロータリーの心と実践

目次

本書は、ロータリーの基本理念と活動、ならびに、それに関わる規約や用語を解説したものです。通読していただくことで、ロータリーの全体像をかなり詳しく把握していただけたと思います。特定の事項についてお調べになりたい場合は、文末の索引、あるいは、ホームページ掲載の pdf 版の検索機能をご利用下さい。また、クラブなどでの研修の資料としてお使いいただくことも出来ます。

文書は 7 章 38 節、編集後記と索引で構成されています。節の番号は、通し番号になっていて、章ごとに付けたものではありません。例えば、第 2 章 5 節は、第 2 章の最初の節であって、第 2 章の 5 番目の節ではないことをご了解下さい。引用したロータリー章典と手続要覧は、特に明記しない限り、それぞれ 2009 年 6 月版および 2013 年版であることにご留意下さい。

なお、本文で引用原文をそのまま転記したものはイタリック文字で表記されています。

| | | | |
|-------|----------------|-----|---|
| 第 1 章 | 総論 | 目次頁 | 1 |
| 第 2 章 | 奉仕活動の概念と手法 | 目次頁 | 1 |
| 第 3 章 | クラブの組織と諸活動 | 目次頁 | 2 |
| 第 4 章 | 地区の組織と諸活動 | 目次頁 | 3 |
| 第 5 章 | 国際ロータリーの組織と諸活動 | 目次頁 | 5 |
| 第 6 章 | ロータリーのこれから | 目次頁 | 5 |
| 第 7 章 | 付録 | 目次頁 | 5 |

目次

第1章 総論

- 1. ロータリーの誕生6
- 2. 奉仕の理想6
- 3. ロータリーの標語と決議 23-347
 - 3.1 ロータリーの標語7
 - 3.2 決議 23-348
- 4. ロータリーの目的 (The Object of Rotary)11

第2章 奉仕活動の概念と手法

- 5. 五大奉仕の概念13
- 6. 職業奉仕15
 - 6.1 職業奉仕を考える15
 - 6.2 職業奉仕の理念とロータリアンの職業宣言16
 - 6.3 職業奉仕の現場では19
- 7. クラブ奉仕21
- 8. 社会奉仕22
 - 8.1 社会奉仕を考える22
 - 8.2 決議 23-34 の変遷22
 - 8.3 社会奉仕の基本原則25
 - 8.4 クラブと地区の社会奉仕活動への参加26
 - 8.5 社会奉仕プロジェクト26
 - 8.6 社会奉仕の事例27
- 9. 国際奉仕27
 - 9.1 国際奉仕とその歴史27
 - 9.2 ロータリアンとロータリークラブの責務27
 - 9.3 国際奉仕の分野28
 - 9.3.1 人道的国際奉仕活動28
 - 9.3.2 国際レベルの教育および文化活動31
 - 9.3.3 特別月間と催し32
 - 9.3.4 国際的な会合32
 - 9.3.5 海外姉妹クラブとの国際交流32
- 10. 青少年奉仕32
 - 10.1 青少年への奉仕32
 - 10.2 インターアクト33
 - 10.3 ローターアクト33
 - 10.4 ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)34
 - 10.5 ロータリー青少年交換34
- 11. 四つのテスト35
 - 11.1 テイラーと四つのテスト35

| | | |
|-----------------------|---------------------------------|----|
| 11.2 | 四つのテストを考える | 36 |
| 11.3 | 真実とは | 37 |
| 第3章 クラブの組織と諸活動 | | |
| 12. | 会員 | 38 |
| 12.1 | 国際ロータリー会員 | 38 |
| 12.2 | ロータリークラブ会員 | 39 |
| 12.3 | 正会員 | 39 |
| 12.3.1 | 正会員の入会手続 | 39 |
| 12.3.2 | 正会員が在職中に公職についてた場合の職業分類の処遇 | 40 |
| 12.3.3 | 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン、ローターアクターへの処遇 | 40 |
| 12.3.4 | 会員身分の存続 | 40 |
| 12.3.5 | 会員身分の終結 | 40 |
| 12.4 | 正会員の義務 | 41 |
| 12.4.1 | 入会金と会費の支払い | 41 |
| 12.4.2 | ロータリーの目的（綱領）の受諾とクラブ定款・クラブ細則の遵守 | 42 |
| 12.4.3 | 例会出席の義務 | 42 |
| 12.5 | 正会員の特典 | 42 |
| 12.6 | その他 | 42 |
| 13. | 職業分類とその意義 | 42 |
| 13.1 | 職業分類の経緯 | 42 |
| 13.2 | 職業分類の拡大解釈 | 42 |
| 13.3 | 職業分類の運用 | 43 |
| 14. | 例会と出席（SAA・卓話・ニコニコ箱） | 43 |
| 14.1 | 例会と例会場 | 43 |
| 14.2 | 例会出席 | 44 |
| 14.3 | 出席の補填（メイクアップ） | 44 |
| 14.4 | 出席免除 | 44 |
| 14.5 | SAA（Sergeant-at-Arms） | 44 |
| 14.6 | 卓話 | 44 |
| 14.7 | ニコニコ箱 | 45 |
| 15. | ロータリークラブの行事と会合 | 45 |
| 15.1 | クラブ例会・年次総会 | 45 |
| 15.2 | クラブ・フォーラム | 45 |
| 15.3 | クラブ・アセンブリー（クラブ協議会） | 45 |
| 15.4 | クラブ情報集会・クラブ研修会 | 46 |
| 15.5 | ガバナー公式訪問 | 46 |
| 16. | クラブの活動と委員会 | 46 |
| 16.1 | クラブ活動における会長と幹事の役割 | 46 |
| 16.1.1 | 会長の役割 | 46 |
| 16.1.2 | 幹事の役割 | 47 |

| | | |
|----------------------|---|----|
| 16.2 | 五大奉仕活動に基づいたクラブ活動 | 47 |
| 16.3 | クラブの委員会 | 47 |
| 16.4 | クラブの委員会と地区委員会との整合性 | 48 |
| 16.5 | 会員増強とクラブの拡大（新クラブの結成） | 48 |
| 16.5.1 | 会員増強の意義 | 48 |
| 16.5.2 | 会員増強委員会の設置 | 48 |
| 16.5.3 | クラブの拡大（新クラブの結成） | 49 |
| 17. | CLP（クラブ・リーダーシップ・プラン）とクラブの戦略計画（Strategic Plan） | 49 |
| 17.1 | CLP 推奨の経緯 | 49 |
| 17.2 | CLP 導入の目的 | 49 |
| 17.3 | CLP 導入の際の検討事項 | 49 |
| 17.4 | CLP と五大奉仕活動 | 50 |
| 17.5 | クラブの多様性と CLP | 50 |
| 17.6 | クラブの戦略計画 | 50 |
| 第4章 地区の組織と諸活動 | | |
| 18. | 地区の活動と委員会 | 51 |
| 18.1 | DLP（地区リーダーシップ・プラン）の導入 | 51 |
| 18.2 | 当地区の委員会組織 | 51 |
| 18.2.1 | 地区パストガバナー審議会（地区諮問委員会） | 52 |
| 18.2.2 | 地区ガバナー指名委員会 | 52 |
| 18.3 | 地区の活動 | 52 |
| 18.4 | 地区の行事 | 52 |
| 19. | DLP（地区リーダーシップ・プラン） | 53 |
| 19.1 | DLP 導入の目的 | 53 |
| 19.2 | DLP 導入の際の必須となる地区組織 | 54 |
| 19.3 | 2660 地区の DLP に関する方針 | 54 |
| 19.3.1 | ガバナー補佐制度 | 54 |
| 19.3.2 | 地区委員会制度 | 56 |
| 19.3.3 | 地区研修委員会の組織 | 58 |
| 20. | 会員の研修 | 58 |
| 20.1 | クラブレベルの研修 | 58 |
| 20.1.1 | クラブ研修リーダー | 58 |
| 20.1.2 | クラブの研修プラン | 58 |
| 20.1.3 | クラブ指導者育成セミナー | 59 |
| 20.2 | 地区研修委員会による地区レベルの研修 | 59 |
| 21. | ロータリーの広報 | 60 |
| 21.1 | ロータリー広報の目的 | 60 |
| 21.2 | クラブの広報 | 60 |
| 21.3 | 国際ロータリーの広報 | 61 |
| 21.4 | 地区内における広報 | 61 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 21.5 | ロータリーを知り、ロータリーを知ってもらおう | 61 |
| 22. | ロータリー財団 | 61 |
| 22.1 | ロータリー財団とは | 61 |
| 22.2 | ロータリー財団の運営・管理 | 62 |
| 22.3 | ロータリー財団の歴史 | 62 |
| 22.4 | 「未来の夢計画 (Future Vision Plan: FVP)」の概要 | 62 |
| 22.5 | ロータリー財団の財源 (活動資金の原資) | 63 |
| 22.5.1 | 年次基金への寄付 | 63 |
| 22.5.2 | 恒久基金への寄付 | 63 |
| 22.5.3 | ポリオプラス基金への寄付 | 64 |
| 22.5.4 | 寄付への感謝—認証 | 64 |
| 22.6 | ロータリー財団の予算体系 | 64 |
| 22.6.1 | DDF (地区財団活動資金) | 64 |
| 22.6.2 | WF (国際財団活動資金) | 65 |
| 22.7 | 財団補助金プログラム | 65 |
| 22.7.1 | 地区補助金 (DG) | 65 |
| 22.7.2 | グローバル補助金 (GG) | 66 |
| 22.7.3 | パッケージ・グラント | 68 |
| 22.7.4 | ロータリー平和センタープログラム | 68 |
| 22.7.5 | ポリオプラス | 69 |
| 22.8 | 大規模災害復興支援プログラム | 69 |
| 23. | ロータリー米山記念奨学会 | 70 |
| 23.1 | 米山記念奨学会のあゆみ | 70 |
| 23.2 | 米山記念奨学会の特徴 | 71 |
| 23.2.1 | 日本最大の民間奨学事業 | 71 |
| 23.2.2 | 世話クラブカウンセラー制度 | 71 |
| 23.3 | 寄付金の使途・財政の推移 | 71 |
| 23.4 | 米山記念奨学会への寄付に対する表彰制度 | 71 |
| 23.5 | 税制上の優遇措置について | 72 |
| 23.6 | 米山学友会 | 72 |
| 23.7 | 奨学金プログラム | 73 |
| 23.8 | ロータリー米山記念奨学会の資料 | 73 |
| 24. | 寄付金の税法上の優遇措置 | 74 |
| 24.1 | 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付 | 74 |
| 24.1.1 | 公益財団法人ロータリー日本財団 | 74 |
| 24.1.2 | 公益財団法人ロータリー日本財団の税法上の優遇措置 | 75 |
| 24.2 | 米山記念奨学会への寄付 | 76 |
| 25. | 出版とウェブサイト | 76 |
| 25.1 | 「RIカタログ」をご存知ですか? | 77 |
| 25.2 | 国際ロータリーのウェブサイト | 77 |

| | | |
|---------------------------|---|-----|
| 25.3 | ロータリーの友とウェブサイト | 77 |
| 25.4 | ロータリー文庫のサイト | 77 |
| 25.5 | 2660 地区の出版物とウェブサイト | 78 |
| 25.6 | 地区内クラブのウェブサイト | 78 |
| 25.7 | その他ロータリーの情報源 | 78 |
| 26. | 地区とその役割 | 78 |
| 第5章 国際ロータリーの組織と諸活動 | | |
| 27. | 国際ロータリーの構成とその役割 | 79 |
| 27.1 | 国際ロータリーの目的 (The Purposes of Rotary International) | 79 |
| 27.2 | 国際ロータリーの活動テーマ | 80 |
| 27.3 | 国際ロータリー特別月間 | 81 |
| 27.4a | 国際ロータリーの役員 | 81 |
| 27.4b | ロータリーコーディネーター | 82 |
| 27.5 | 国際大会 | 83 |
| 27.6 | 国際協議会 | 83 |
| 27.7 | 規定審議会 (Council on Legislation) | 83 |
| 27.8 | ロータリー研究会 (Rotary Institute) | 84 |
| 27.9 | 国際ロータリーの席次 | 84 |
| 28. | ロータリーの賞 | 85 |
| 28.1 | RIの賞 | 85 |
| 28.2 | クラブおよび地区レベルの賞 | 86 |
| 29. | 日本のロータリーの関連団体 | 86 |
| 29.1 | NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC) | 86 |
| 29.2 | ロータリーの友 | 87 |
| 29.3 | ロータリー文庫 | 87 |
| 29.4 | ガバナー会 | 87 |
| 29.5 | プロバスクラブ | 88 |
| 30. | 国際ロータリーの公式言語 | 88 |
| 31. | ロータリーと政治・宗教 | 88 |
| 32. | ロータリーの標章の使用と保護 | 89 |
| 第6章 ロータリーのこれから | | |
| 33. | ロータリーのこれから | 89 |
| 第7章 付録 | | |
| 34. | ロータリー Q & A | 92 |
| 35. | ロータリーの略語 | 95 |
| 36. | 一般参考文献 | 96 |
| 37. | 第2660地区の組織図 | 97 |
| 38. | 戦略計画立案の手引き | 98 |
| 編集を終えて | | 102 |

索引

第1章 総論

1. ロータリーの誕生

ロータリークラブは、20世紀に入ってまだ間もない1905年、米国イリノイ州シカゴの青年弁護士ポール・ハリスが「友情とビジネスを混ぜ合わせたら、友情もビジネスも増えるのではないか」というアイデアを基にして、3人の友人と語り合っただけで発足させたものです。ポールは、同業者間の親睦の難しさを痛感していたので、競争相手とならない友人の輪をつくりだそうと、会員を1業種1名に制限したのです。これが、ロータリーの職業分類制度の始まりです（「ロータリーの発祥」、ロータリー情報集、1998年版、7頁、RI第2660地区規定情報委員会）。これによって、他の会員から商売上の利益を得ることを目的として入会したような人でも、クラブ内の温かい雰囲気に含まれて、利益よりもっと満足できるもの、すなわち「親睦」を見いだすことが出来るようになりました。他の職業の会員と話し合い、友情を育て、互いに協力して地域が抱えるいろいろな課題の解決を支援できるようになったのです。ロータリーの親睦は、単に会員同士が仲良くするというだけではなく、奉仕活動の基礎となるものでした。さらに、共に行う奉仕活動が一層親睦を深めることとなりますので、ロータリーは親睦と奉仕の融合の場となったのです。

この職業分類制度によって、会員は、クラブに対しては自己の職業の代表者という責務を負うことになり、また、ロータリアン以外の人に対しては、日常の仕事を通してロータリー精神を普及する責務を負うことになりました。この二つの責務が職業奉仕の基盤となったのです。

2. 奉仕の理想

奉仕の理想はロータリーの目的（綱領）の中にある“**Ideal of Service**”が直訳された言葉で、「奉仕という理想」という意味です。**service**と云う言葉の日本語訳として“奉仕”という言葉がその意味に近く、他に適切な言葉がなかったため、訳語として当てられたのですが、“奉仕”は**service**という概念を正確には表現していません。米山梅吉さんをはじめ、ロータリーの偉大な先人たちの中には**service**に適切な日本語訳はないので、むしろそのまま「サービス」として用いるべきだという方も多くいらっしゃいます。また、日本語となってしまった“サービス”という言葉が、「おまけ」、「お得」的な意味に使われているのも、**service**の正しい理解を妨げています。

要は、“**service**”という言葉で英語圏の人が頭に浮かべる概念と同じ概念を、我々が「奉仕」と云う言葉で頭に浮かべることができればよいわけです。そのためには**service**の概念をしっかりと理解する必要があります。**service**の動詞形は**serve**で、どういう動作を称して**serve**というかと云いますと、「人とか地域にニーズ（needs）があり、そのニーズを満たして行こうとする行為」を**serve**というのです。従って、**serve**という動作を行うためには先ずニーズを知ることが必要です。ニーズが満たされなければ、**serve**したことにならないのです。

バレーやテニスで最初に打つボールをどうして**serve**というかと云いますと、ボール遊びをしたいというニーズがある。そして、かまえて、ボールがくるのを待っている、そのニーズを満たす行為とは、そこへボールを提供する事だから、最初にボールを提供する行為を**serve**というのです。レストランでの**food service**、病院での**medical service**もそれぞれそこを訪れる方のニーズを満たす行為をいいますし、行政サービスも市民のニーズを満たすためですから、英語では**civil service**と云います。キリスト教の礼拝を**service**というのは、神に背いた人間を神のもとへ立ち返らせて和解したいという神のニーズがあり、そのニーズを満たす行為とは、くだけたる魂をもって、祭壇

にぬかずくことですから、そういった行為である礼拝の事を service、すなわち divine service といいます。

ニーズを満たす行為をサービスと云うのですが、その人が欲求することとその人にとって本当に必要な事とは必ずしも一致しないのです。本当に必要なものを適確に把握することが大切です。

次に、Ideal とは その完成度・達成度において、最高位にランクされる「もの」、または、「事柄」のことですから、“Ideal of Service” とは、人のニーズを良く汲み取って、そのニーズを理想的なかたちで満たすという意味です。そして、これを生活の場すべてに適用していくように努力しましょうと云うのがロータリーの目的（綱領）なのです。

今のロータリー章典には「奉仕の理想」“Ideal of Service”をはっきりと定義した文章はありませんが、毎年発刊される Official Directory（全世界のロータリークラブと会員の名簿）の背表紙の裏に次のような英文が書かれています。

「Rotary clubs everywhere have one basic ideal—the "Ideal of Service", which is thoughtfulness of and helpfulness to others.」（すべてのロータリークラブの基本的な理想は「奉仕の理想」である、それは他人に対する思いやりの心、助け合いの心である）

戸田パストガバナーは著書「素晴らしい出逢い、よき師よき友は人生の宝①」の冒頭でこの言葉を引用して、「奉仕の理想」を説明し、更に「恕の心」を加えて次のように記述しておられます。「恕」は「お母さんが赤ちゃんを抱っこしながら心から慈しんでいる有様」で「相手を赦し、思いやる心」「わが身を思うが如く相手のことを思う」心です。 私たちが、「奉仕の理想」を胸に、事業生活、社会生活、家庭生活を営む事によって、事業経営において人から信用され、社会のお役に立ち、円満な家庭を築くことができるようになるのです。

3. ロータリーの標語と決議 23-34

3.1 ロータリーの標語

ロータリー発祥後しばらくして、ロータリーの目的や存在理由について疑問を持つ人が出始めたので、ロータリーの新しい理想を考え、それを明確にするための委員会が設置されて、アーサー・フレデリック・シェルドンが委員長に任命されました。彼は、悪徳と信用不安が横行し、消費者は自分で自分を守るしかなかった当時であっても、公明正大に経営している商店や会社が大成功している事実を知って、その理由を探求し、「常に他人の立場を考えて、他人のためになるように尽くすサービス（奉仕）を実践しているものが成功を収める」ことを発見していたのです。そのことをクラブの会員に伝えることで、「職業は社会に奉仕する手段である」と他のロータリアンを納得させることができたのです。この考え方は、次第に他の都市に結成されたロータリークラブにも広がっていきました（ロータリアン必携 2006 年版第 3 章、国際ロータリー 2660 地区ロータリー百科事典参照 <https://sites.google.com/site/rotary100jiten/rotarianhikkei/dai-3shou--rotari-he-no-michi>）。

1910 年に最初の全米ロータリー大会がシカゴで開かれ、全米ロータリークラブ連合会が結成されたとき、大会委員長は、出席者に「私たちは、世界において進んで自己の任務を果たし、公德心を高めたいと願ひ、職業において高度の道徳的水準を守りたいと思っています」と語りかけたということです。そして、この大会の閉会時に、シェルドンは、職業倫理の重要性を強調し、腐敗や不正は排除しなければならないことを明らかにし、「19 世紀の商慣習の特徴は競争です。出し抜かれる前に出し抜け、ということです。20 世紀に入り、人類は賢くなりました。20 世紀の特徴は協調です。

『人間は、英知の光に照らして、正しい行為は報われる。職業は人類の奉仕の科学である。最もよ

く仲間に奉仕する者、最も多く報いられる (He profits most who serves his fellows best) 』ということが分かるようになりました」と語りました。この言葉は、1911年オレゴン州ポートランドの全米大会で報告され、後に「He profits most who serves best」として、奉仕の対象を全ての人々とする表現に変え、ロータリーの標語の一つとなりました(ロータリアン必携 2006年版第3章)。

2004年の規定審議会で「They profit most who serve best」に、また、2010年の規定審議会で「One profits most who serves best」に変わりましたが、日本語訳「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」は変わっていません。また、この大会の最終日にミネアポリスロータリークラブの会長、ベンジャミン・フランク・コリンズが、自分のクラブで採用し、厳守してきた原則は「Service not Self (無私の奉仕)」であり、これによってクラブを組織し、新しい会員にもこの精神を学ばせるのがよいと述べました。この標語も参加者の賛成を得たのですが、後に、人は皆自己を尊ばねばならないし、また自己を守らねばならない。それならば自己を否定する not よりも自己を第二に置く aboveの方がよいのではないかということで、「Service above Self (超我の奉仕)」に修正されました(これら二つの標語は、この大会ではいずれも非公式のものとして採用されており、公式の標語になったのは1950年デトロイト国際大会においてです)(ロータリアン必携 2006年版第3章)。

この二つの標語のうち One profits most who serves best は職業奉仕の理念を表すものであり、Service above Self は米山梅吉翁が訳された「サービス第一、自己第二」の心がけが事業成功の秘訣であることを示すとともに、社会奉仕、国際奉仕の人道的奉仕の理念を表していると考えられます(田中毅、二つの奉仕理念(2007年版) http://www.tokyoroppongi-rc.jp/pdf/kouen_1.pdf)。

なお、「世界でよいことをしよう」Doing Good in the World はロータリー財団の標語、「奉仕を通じての親睦」Fellowship Through Service はローターアクトの標語であることを付け加えておきます。

3.2 決議 23-34

ロータリー活動の基本は優秀な職業人であるロータリアンが毎週一回例会に出席してロータリーの哲学である奉仕の心を学び、それを通して親睦を深め、それによってさらに、奉仕の心を深め、充実させていくところにあります。例会出席によって形成された奉仕の心はロータリアン個人がそれぞれの家庭、地域社会、国際社会で実践に移すこととなります。1910年代に入って、このようなクラブとしての実践を伴わないロータリーの理念に飽き足らず、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕の実践をも積極的にするべきであるという動きが顕著になってきました。実践派の先頭に立ったのは身体障害児の保護、教育に貢献してきたエドガー・アレンでした。彼は、1918年、オハイオ州エリリアロータリークラブに入会し、ロータリーは一丸となってこの事業にあたるべきであると主張して、1922年のロサンゼルス大会に身体障害児救済事業に関する決議案をトレード、クリーブランド各クラブとの共同提案として提出しました。理事会はこれを受けて、この事業を奨励する決議 22-17 を採択したのです。これに力を得た実践派の動きはますます活発になり、「ロータリー創立の理念を守るべき」というシェルドンを中心とする理念派との対立が深まり、ロータリーは分裂の危機に瀕します。議論の中心は多額の金銭的支出を伴うクラブによる団体奉仕を、ロータリーの奉仕として認めるか否かでしたが、個人奉仕と団体奉仕、さらには金銭的奉仕の是非にまで話が広がったということです。国際ロータリー理事会は、收拾がつかない状態になることを回避するために、両派の考え方を調和させるとともに、従来からあるいろいろな奉仕の考え方や行動を整理・調和させるための努力を繰り返します。最終的には、1923年セントルイスの国際大会で、テネシー州ナッシュビルロータリークラブのウイル R. メニア Jr. を中心とする委員会によって起草・提案

された決議 23-34 の採択によって、論争の終止符が打たれ、両派の対立は解消しました（田中毅、社会奉仕、および、田中毅、職業奉仕—その原理と実践参照）。その内容を以下に示します。

決議23-34 「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針」

提案 決議委員会 (1923)

RI第14回国際大会が召集され、次のことがRIによって決定された。即ち、以下に掲げる諸原則は、ロータリークラブ及びロータリアンの指針として、また、綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1. ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」—の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践理論の原則に基づくものである。

2. 本来ロータリークラブは、秘密の誓約とか教理信条といったものは一切無く、それぞれのロータリアンが独自の方法で、事業人及び専門職業人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである：先ず第一に、奉仕の理論が職業及び人生における成功と幸福の真の基礎であることをクラブとして学ぶこと；第二に、自分たちの間においても、また地域社会に対しても、その実際例をクラブで示すこと；第三に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業及び日常生活において実践に移すこと；そして第四は、個人として、またクラブとしても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますこと。

3. 国際ロータリーは次の目的のために存在する団体である。(1) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。(2) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。

(3) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、綱領に基づく諸活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、国際ロータリーの定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかなない、これを乱す恐れのない綱領に基づく諸活動のみによって、その標準化を図ること。

4. 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことを言うのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

5. 各ロータリークラブはクラブとして関心があり、またその地域社会に適した綱領に基づく諸活動を自主的に選ぶことについては絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくすることのない、綱領に基づく諸活動を行うべきである。そして国際ロータリーは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのいかなる綱領に基づく諸活動も、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6. 個々のロータリークラブの綱領に基づく諸活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、

これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

(a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功し得ないような広範囲の市民としてふさわしい奉仕活動は、ほかに地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活躍すべきであり、またその土地の市民として、他の善良な市民と一緒に広くすべての市民としてふさわしい事業に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

(b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

(c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に、その奉仕を行うことによって宣伝しようとか名声を得ようと追い求めるのではなく、ただ奉仕する機会を求めるべきである。

(d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

(e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

(f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るよう努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

(g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンが個々の力を動員するものほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの綱領に基づく諸活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられた、いわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。

(決議 23-34 の文中の「綱領」は The Object of Rotary の和訳で、現在は「ロータリーの目的」という訳語に変わっている。第 4 節参照)

決議 23-34 は、国際ロータリー並びにロータリークラブの未来の指針としてロータリーの目的(綱領)に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表わすために提案されたものであり、ロータリーの目的(綱領)に基づくすべての活動の指針であると同時に、ロータリーの奉仕理念を表す唯一の文書でもあります。その第 1 条では、ロータリーの奉仕の理念が、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる (One profits most who serves best)」という標語に表される「科学的かつ道徳的な経営方針によ

て、自分の事業や同業者の事業の発展を図ると共に、業界全体のモラルを高めていこう」という職業奉仕の理念に支えられた「超我の奉仕 (Service above Self)」の哲学、すなわち、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという国際社会を含む奉仕活動の根本原理であることが明確に定義されています。第2条と第3条にはロータリークラブおよび国際ロータリーの役割がそれぞれ明文化されています。第4条にはロータリーの奉仕の哲学は単なる理念の提唱ではなく、実践の哲学であり、奉仕活動を伴わねばならないというロータリー活動の重要なポイントが述べられています。第5条には、クラブはその奉仕活動を自主的に選択する権利を有することと、その選択に対して国際ロータリーを取るべき立場が、また、第6条には奉仕活動選択の指針が具体的に記載されています。さらに、この決議で忘れてならないことは、第4条でロータリアン個人にも、ロータリークラブにも、奉仕の理念に基づく実践が求められていることを述べたうえで、第6-g項に、ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示であることが明記されていて、奉仕の実践は、個人奉仕か団体奉仕かという論争に終止符が打たれていることです。

このように、決議 23-34 はロータリー活動全般に関する根源的な指針となるものであります。この決議は 1926 年のデンバー大会において、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更 (26-6) され、以後の国際大会でも少しずつ修正 (26-6、36-15、51-9、66-49) が加えられ、現在のロータリーの社会奉仕に対する方針となったのです。修正が加えられた決議 23-34、すなわち、社会奉仕に関するロータリーの方針については 8.2 小節で説明を加えております。

なお、ロータリーの奉仕活動を、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分ける四大奉仕が採用されたのは 1927 年のことです。その後、2010 年の規定審議会で青少年奉仕が加えられて五大奉仕となりました (第 2 章参照)。

4. 「ロータリーの目的」 (この「ロータリーの目的」という語は The Object of Rotary の新訳、旧訳は綱領です)

どのような組織にもその目的あるいは目標が必要です。1906 年に採択されたシカゴ・ロータリークラブの最初の定款には、次の 3 つの目的が記されていました。

1. 本クラブ会員の事業上の利益の増大
2. 通常社交クラブに付随する親睦およびその他の特に必要と思われる事項の推進
3. シカゴ市の最大の利益を推進し、シカゴ市民としての誇りと忠誠心を市民の間に広める (この項目は上記の二つが設定された後で年内に付け加えられたそうです)

その後、カナダやイギリスにもロータリークラブが結成され、全米ロータリークラブ連合会は 1912 年にミネソタ州ダルスで開催された大会で、「国際ロータリークラブ連合会 (1922 年のロサンゼルス国際大会において国際ロータリーと改称)」と改称されました。この大会で、国際ロータリークラブ連合会の綱領とロータリークラブの綱領とが分離され、それぞれ、次のように定められました。

国際ロータリークラブ連合会の綱領

1. ロータリーの原則を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適應する範囲で、それを採択するように奨励すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励推進すること
3. 既存するロータリークラブの活動と、在籍する会員および地域社会に対するクラブの価値を研究し、その結果得られた情報を全てのロータリークラブに明示すること
4. 広い友愛の精神と、各国各都市の事業および専門職種に従事するロータリアンならびに加盟クラブの間の利益の調和を推進すること

ロータリークラブの綱領

1. すべての合法的職業は尊重されるべきであるという認識を深め、各会員の職業を社会に対する奉仕の機会を提供するものとして品位あらしめること
2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、情理ある交友関係を推進すること
5. 公共の福祉に対する各会員各自の関心を促し、かつ市の発展のために他の人々と協力すること

この綱領採択の前年 1911 年のポートランド大会では、シェルドンが提唱した奉仕の理念 *He profits most who serves best* が採択されており、この頃からロータリークラブは会員の親睦と物質的便益を互いにはかり合う社交クラブ的な考えを超えて、職業奉仕・職業倫理の課題を真剣に考え始めたことがよく分かります。

ロータリーの綱領は、その後、時代と共に変更が繰り返されて、その時の情勢にあわせた調整が行われ、1951 年にその最も重大な改訂が下記のとおりに行われました（ロータリー情報ハンドブック 2014 年版、ロータリー情報研究会、548 頁、「ロータリー綱領小史」の項）。

The Object of Rotary（英文手続要覧 59 頁より引用）

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

FIRST. The development of acquaintance as an opportunity for service;

SECOND. High ethical standards in business and professions, the recognition of the worthiness of all useful occupations, and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;

THIRD. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;

FOURTH. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

The Object of Rotary（旧訳）

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第 1. 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第 2. 事業および専門職務の道徳水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第 3. ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第 4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

この改訂によって、ロータリーには「有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成

する」というただ1つの目的があると決定され、この崇高な目的を達成するために、特に鼓吹・育成すべき4つの分野が定められたのです。The Objects of Rotary が The Object of Rotary に変わり、すべての文章がコロンとセミコロンで結ばれたのはこのような事情によるものです。

上記の The Object of Rotary の日本語訳は、長い間使われてきましたが、最近、「綱領」という語も含めて、若い人たちに親しみ難いところがあるので、もう少し分かりやすい文章に変えてはどうか、という意見が出てまいりました。それで、ガバナー協議会に第 2690 地区の鳥居滋パストガバナーを委員長とする綱領等翻訳問題調査研究小委員会が設置されました。下記の新しい日本語訳はこの委員会がまとめた原案を RI 理事及び元 RI 理事で構成される理事諮問委員会で審議して若干の修正を加え、さらに RI 日本語課と協議・調整のうえ田中作次 RI 会長（2012-2013 年度）の了承を得て作成されたものです（ロータリーの友、61 巻、18-21 頁、2013 年参照）。なお、RI は、クラブおよび地区にとって最も基本的な情報に関し、フランス語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の翻訳版を提供します。日本語の場合、この作業は国際ロータリー世界本部 日本語課によって行われることになっています（ロータリー文献の翻訳、手続要覧 51 頁）。

「ロータリーの目的」新訳（手続要覧 61 頁、国際ロータリー定款第 4 条および標準ロータリークラブ定款第 4 条）ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

この新訳が作られたことに関して、一つ強調しておかねばならないことがあります。それは、変わったのは The Object of Rotary の日本語訳であって、The Object of Rotary は変わっていないということです。The Object of Rotary の意味を自分自身でしっかりと理解したいと思われる方は、是非とも英語の原文を、辞書を片手に数日かけて、じっくりとお読みいただきたいというのが筆者の願いです。

なお、The Object of Rotary の新しい日本語訳の決定に伴い、国際ロータリー定款（日本語）の第 4 条「綱領」は「ロータリーの目的」に変更され、条文には新しい日本語訳が記載されました。また、第 3 条「目的」は「RI の目的」に変更されましたが、条文はもとのままです。念のため申し添えます。

第 2 章 奉仕活動の概念と手法

5. 五大奉仕の概念

ロータリー活動の基本は優秀な職業人であるロータリアンが毎週一回例会に出席してロータリーの哲学である奉仕の心を学び、それを通して親睦を深め、それによってさらに、奉仕の心を深め、

充実させていくところにあります。例会出席によって形成された奉仕の心はロータリアン個人がそれぞれの家庭、地域社会、国際社会で実践に移すこととなります。1910年代に入って、このようなクラブとしての実践を伴わないロータリーの理念に飽き足らず、クラブとしての金銭的奉仕や身体的奉仕の実践をも積極的にするべきであるという動きが顕著になって、実践派と理念派との対立にまで発展しましたが、最終的には、1923年セントルイスの国際大会での決議 23-34 の採択によって、論争の終止符が打たれ、両派の対立が解消したことは、第1章3節で述べた通りです。この決議により、他人のことを思い遣り、他人のために尽くそうという奉仕活動の根本原理が明確に定義されるとともに、ロータリーの奉仕の哲学は単なる理念の提唱ではなく、実践の哲学であり、奉仕活動を伴わねばならないというロータリー活動の重要なポイントが明示されました。また、ロータリアン個人にも、ロータリークラブにも、奉仕の理念に基づく実践が求められているが、ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示であることが明記されたのです。

その後、1927年、ベルギーのオステンドで開かれた国際大会で、奉仕部門を四大奉仕、すなわち、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕に分けることが決定され、当初、ロータリーの基本理念として一般奉仕概念と呼ばれていたものに職業奉仕という呼び名が正式に与えられました。その後のロータリーの奉仕活動は、これらの四大奉仕部門を中心に行なわれることとなったのですが、職業奉仕がロータリーの基本理念にかかわるものであることは忘れないで欲しいと思います。

2007年規定審議会では、標準ロータリークラブ定款に「四大奉仕」を新しく定義する提案が採択されました。この提案は日本の重田政信理事が起草した原文に若干の修正を加えて、RI理事会提案として、規定審議会に提案され、採択されたものです〔田中毅、四大奉仕の新しい定義（炉辺談話総集編 No. 6、31頁 <http://www.genryu.org/tanaka/rohen/150531jp.pdf> 参照）〕。さらに、2010年規定審議会で、これに第五奉仕部門として「青少年奉仕」が加えられ、標準ロータリークラブ定款・第5条は以下の様になりました。

標準ロータリークラブ定款・第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を實踐していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願ひ、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

この標準ロータリークラブ定款・第 5 条は、ロータリーの五大奉仕部門がロータリーのクラブ活動の理念および実践の規準であることを述べた上で、五大奉仕を具体的且つ明解に定義するものがあります。第 1 項にはクラブ奉仕が、また、第 2 項には職業奉仕が規定されています。職業奉仕については、従来のロータリーの目的（綱領）の定義に、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが会員の役割に含まれること（上記下線部）が付け加えられています。一方、クラブが行う職業奉仕の実践については何も触れられていません。これは、クラブの行う職業奉仕活動は、あくまでも、決議 23-34 の第 6 - g 項に述べられている、会員個人の職業奉仕活動の手本になるべきものであることを示すもので、職業奉仕は個人奉仕のみであり、クラブの奉仕活動は不要ということ述べているのではありません。第 3 項には、社会奉仕はクラブが属す地域社会における人道的奉仕活動であると明確に定義されています。第 4 項ではロータリーの目的（綱領）に記載されている国際奉仕の理念の実践の方法が、現実の国際奉仕活動を十分に考慮したかたちで、具体的に述べられています。第 5 項には、青少年奉仕は、青少年に関わる種々の活動・プロジェクト・交換プログラムを通して、青少年や若者を社会に好ましい変化をもたらす存在に育て上げることを目指していると、述べられています。この標準ロータリークラブ定款・第 5 条の条文は、ロータリーの目的（綱領）に述べられている理念と現在は廃止されているロータリー倫理訓、ならびに、これに代わるものとして作成されたロータリアンの職業宣言（6.2 小節参照）に記述されているロータリーの倫理基準を実行に移すための具体的方法を明確に示すものであります。

6. 職業奉仕

6.1 職業奉仕を考える

ロータリーの目的は、前にも述べたように、日々の仕事を通して世の中に貢献するために、奉仕の心を育て向上させることです。奉仕とは他人のために何かをすること、他人のニーズを充たすことを自己の使命と考えて行なうことです。ロータリーの目的は、職業を通して社会のいろいろなニーズを満たすこと、とも言えます。職業奉仕とは、職業を通して社会のニーズをほぼ完全な形で満たせるよう努力を重ねるということです。それによって、自己の職業の品位と道德水準を高め、社会から尊重される存在にすることが出来るのです。また、それによって日々の奉仕活動が行いやすくなり、効果も向上する筈です。

ここで大事なことは、ロータリアンは日々の仕事を通して生きる力の根本である自らの道德的能力を高め、それを社会に反映させることを使命と考えて努力しているということです。すなわち、ロータリアンは日常の職業活動を通して、自分の職場の従業員、取引先の人達やその関係者、ひいては地域社会の人達の模範となり、生きる力の根源である道德的能力を向上させることに努めているのです。このような仕事の仕方をロータリーでは、職業奉仕と呼んでいます。皆さんが真のロータリアンであるか否かは、皆さん自身とその職場が社会の模範となるように努力することを自己の使命と考えているか否かにかかっているのです。

何時の時代でも、社会の人々の道德的能力の向上が叫ばれます。道德的能力の基本は、人間が他の人々や動植物を含む自然環境に対して、どのような態度を取るべきかを適切に判断する能力であると考えられます。そのような判断を下すには、人だけでなく、人以外の動植物やものともコミュニケーションが出来なければなりません。人以外の動植物やものは人間の言葉をしゃべらないので、それらとのコミュニケーションは想像力に頼るしかありません。また、社会人として真っ当に生きていくためには、過去に学び、未来を予測することが必要です。そのためには、既に亡くなった人

やこれから生まれてくる人との想像力を駆使したコミュニケーションも要求されます。したがって、道徳的能力の根源は想像力にあります。道徳的能力の向上には、自己の知識と経験を生かして想像力を養成し高めることが必要です。そのために、ロータリーの素晴らしい仲間同士での親睦が役立つことは間違いありません。親睦を通しての道徳的能力の向上とも言えます。ロータリーの親睦の意義はこの点にあることを忘れないで欲しいと思います。

想像力は人文、社会、自然科学を推進する原動力でもあります。想像力を駆使して試行錯誤を繰り返すことで、科学は、そして社会は進歩していくのです。想像力の成果の集積は新しいものや概念や職業の創造に繋ぐことができます。創造力は想像力の集積の結果として生まれてくるものです。ロータリアンは日々の職業奉仕を通して、自身の、また、職場や地域社会の人達の生きるための根源の力である想像力を高め、社会の進歩と平和に貢献しているのです。ここでもう一つ述べておきたいことがあります。それは、自分が他に対してとるべきと考える態度が適切か否かを判断する際に、想像力とともに、その適切性を判断する規準が必要であるということです。この規準はあくまでも個人的なもので、人により異なるものですが、ある程度の一般性を持つべきものでもあります。その例として、ロータリーの四つのテスト（6.2小節および11節参照）は非常に良くできた規準の一つと考えられます。

ロータリアンは職場の外でも社会のニーズを充たすために、いろいろな活動をしています。これは社会奉仕であり、活動の場が国際的であれば国際奉仕ですが、それが自分の職業の専門性を活かした奉仕であれば同時に職業奉仕の性格も備えていることになります。職場の外での奉仕には、お金や物や労力を提供する奉仕、職場で培った知識・技術を提供する知的奉仕などいろいろな奉仕があります。これらのうち知的奉仕は、それぞれの分野で最高の知識、技術を備えたロータリアンにとっては、最適の奉仕の一つです。私共の2660地区のクラブが何年にも亘って行なってきた小学校、中学校への出前授業や職場体験学習はその一例です。中学校で道徳の授業をしたとき、話を聴いてくれた生徒の一人が「最初は聞くだけで頭がこんがらがらるような難しい話かと思っていたが、聴いているうちに、いろいろな科目や物事でも道徳で繋がっているのだという新しい見方ができるようになった」と言ってくれました。本当に嬉しい子供の一言でした。

ここまで述べたことを頭に入れて、以下の職業奉仕に関するロータリーの公式文書をお読みいただくと、「よく分らない職業奉仕」というような考えは消滅するのではないかと思います。

6.2 職業奉仕の理念とロータリアンの職業宣言

ロータリーのクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕の考え方は、1927年ベルギーのオステンドで開かれた国際大会で決められたものです。このときに、当初、ロータリーの基本理念として一般奉仕概念と呼ばれていたものに**職業奉仕 (Vocational Service encourages Rotarians to serve others through their professions and to practice high ethical standards:** 職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、高い道徳的水準を保つことを奨励します) という呼び名が正式に与えられたのです。

この vocation という語は business、job、occupation や profession という語に比べて、神から授けられた仕事(天職)、社会生活における分業の担い手、職分、人に必要とされる職業というようなニュアンスが強い言葉です。このことを考え合わせていただければ、職業奉仕の理念がよりよく理解できると思います。

職業奉仕の基本理念は1915年のサンフランシスコ大会でロータリー倫理訓(道徳律、<http://sites.google.com/site/rotary100jiten/yougo-shuu/sa-kudari-1/to/doutoku-ritsu>)というかた

ちで表現されることとなりましたが、残念なことに、条文の中にマタイ伝から引用された文章があり、宗教色が強いという点が問題となって、政治と宗教は取り込まないとするロータリーの原則に反するだけではなく、逆にロータリー運動が宗教活動と混同され、無用の誤解を招く恐れがあるという批判が続出し、国際ロータリーにおける慎重な検討の結果、1951年にロータリーのあらゆる文書から姿を消すことになりました。宗教的問題だけでなく、その内容の厳しさも批判の対象となりました。特に、その第6条「事業を営む場合には、同業者と同等又はそれに優る完全なサービスを提供しよう。若しそれに自信が持てなければ、採算上厳しい限度を越えても、それを上回るサービスを心掛けよう」の内容を厳密に解釈すれば、販売した商品については、永久にアフターサービスの責任を取らねばならず、現実の問題として実行不可能であるという批判が多くなされたのです。ただ、宗教的な問題を除けば、この倫理訓がロータリーの高い理想を表現していることは間違いなく、「最近、問題となっている製造物責任法（PL法）は、この考え方に基づいた法律であり、これを1915年に発案したロータリーの職業奉仕理念の素晴らしさを改めて賞賛すると共に、この道德律が、現在にも通用する優れた倫理基準であることを再確認すべきではないでしょうか」という田中毅氏の意見は重要な指摘であると思われます。

このようにして、ロータリー倫理訓（道德律）は姿を消すことになったのですが、その内容は職業奉仕の根本原理を表すものとしてその復活を望む声も多く、1989年、RI理事会はロータリー倫理訓に代わるものとして、職業宣言を採択しました。その内容は、ロータリー倫理訓（道德律）から、宗教的色彩とアフターサービスの記載を消去し、青少年や地域社会に対する技術提供と誇大広告の禁止を謳うことによって時代のニーズに適応したものです。その全文を以下に示します。

ロータリアンの職業宣言（Declaration for Rotarians in Businesses and Professions）

1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した。

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私には以下のごとく行動することが求められている。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会であると考えること。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道德基準に対し、名実ともに忠実であること。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理基準を推進するために全力を尽くすこと。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係を持つすべての人々に対し、公正であること。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対し、それに伴う名誉を認め、敬意を表すること。
- 6) 自己の職業上の才能を捧げて、青少年に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めること。
- 7) 広告に際して、また自己の事業または専門職務について人々に伝える際には、正直を貫くこと。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めたり、与えたりしないこと（89-148、ロータリー章典 8.030.2.）。（2010年手続要覧、109頁）

昨今の企業の不祥事はロータリーの直接の責任ではありませんが、このような事態を解消する責務がロータリーにあることは否定できません。ロータリーの基本理念を常に念頭に置き、日常の職業活動や生活の中で、時にはその理念を思い起こして自己の行動に反映させ、真実のともし火となるのが真のロータリアンということになりましょう。このような事情を踏まえて、2004年規定審議会

は、下記のような決議案（決議 04-290）を採択しました。（国際ロータリー2004年規定審議会決議報告、http://www.rotary-aomori.org/2005/word_pdf/col04_report_action_ja.pdf）これは、職業奉仕に関する声明をすべてのロータリアンがより良く理解し、事業および専門職務上の倫理に対するロータリーの決意を実証するような生き方を目指して引き続き実践し、また、ロータリークラブが、21世紀を迎え、奉仕活動の第二世紀に移行するにあたって、ロータリーの高度な道徳的水準を実証する個人を惹きつけ、これまでの顕著な実績を継続して積み重ねていくことを支援するために行われたものであります。

決議 04-290—職業の倫理的規範に対するロータリーの決意を実証する事業生活の充実、育成を強調し、これらの道徳基準を実践する会員を探し出す件

国際ロータリー創立の原理原則の一つは、事業および専門職務における倫理に対する関心であり、その推進であった。この倫理に対する関心は、ロータリアンの主要目的が有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成することを明記している「ロータリーの綱領」の次の各項を、特に、鼓吹し、育成することにある：事業および専門職務の道徳水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。

1910年の早い頃から、事業および専門職務の倫理を高める会員を育成しようとする国際ロータリーの熱意は、商取引の方法のための委員会の設置により実証された。そうした委員会の責任は、進歩的かつ尊敬に値する商取引の方法を推進する方法および手段を考慮することであった。事業および専門職務における倫理に対するロータリーの決意は、引き続きロータリアンがおよそ半世紀にわたり信奉してきた「四つのテスト」に明らかである。四つのテストは、次の通りである：

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

言行はこれに照らしてから行うべし。

このテストの作成者、RI元会長ハーバート・テイラー氏は、これを自社のための指針として創案した当時、「私たちは、第一に、従業員の雇用にあたって十分な注意を払い、第二に、彼らが自分の会社で順調に働いてゆくに従い、より優れた人間となるよう援助することを決めた」と語っている。テイラー元会長は、ロータリアンは、倫理観をもって思いやりの心で他の人々に奉仕するよう尽力することを強調したのである。

国際ロータリーの決議により、すべてのロータリアンは、事業および専門職務における倫理に対するロータリーの決意を実証する生活を掘り起こすために引き続き献身することとする。さらに、国際ロータリーの決議により、21世紀を迎え、奉仕活動の第二の世紀に入るにあたり、ロータリークラブは、ロータリーの高い道徳的水準を実証する個人を探し出し、また関心を引き付けるよう顕著な記録を継続して構築することとする。

その後2011年9月のRI理事会は、地域のリーダー、定年退職者、一時的に事業又は専門職から退いている方々がクラブに所属していることを考慮してロータリアンの職業宣言を「ロータリーの行動規範」に変更しました（手続要覧63頁）。

ロータリーの行動規範 (Rotary Code of Conduct)

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) すべての行動と活動において、高潔性という中核的価値観の模範を示すこと。
- 2) 職業の経験と才能をロータリーでの奉仕に生かすこと。
- 3) 高い倫理基準を奨励し、助長しながら、個人的活動および事業と専門職における活動のすべてを倫理的に行うこと。
- 4) 他者との取引のすべてにおいて公正に努め、同じ人間としての尊重の念をもって接すること。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対する認識と敬意の念を推進すること。
- 6) 若い人々に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めるために、自らの職業的才能を捧げること。
- 7) ロータリーおよびロータリアンから託される信頼を大切にし、ロータリーやロータリアンの評判を落としたり、不利になるようなことはしないこと。
- 8) 事業または専門職上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同輩ロータリアンに求めないこと。

この行動規範は2014年1月の理事会において、さらに次のように改定されました。

ロータリーの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
3. 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
5. 事業や職業における特典を、ほかのロータリアンに求めない。

理事会は、クラブが新会員のためのオリエンテーションでこの「ロータリーの行動規範」を紹介することを呼びかけています。

6.3 職業奉仕の現場では

奉仕の理想については2節および6.1小節で述べましたが、実際の奉仕の現場では、その解釈はロータリアン各自、あるいは、ロータリアンのグループに任されているともいえます。奉仕の現場の状況、問題、可能性は非常に多様で、奉仕はそれに対応して実行されなければならないので、ロータリアン個人が、自分自身に対して「自分の職業活動を奉仕の理想・理念に基づいて実行するには、具体的に何をすればよいのか」を問いかけ、それに対して自ら答えることによって、効果的な職業奉仕を実行することが出来るのです。

ここで一つ問題になるのは、2節でも述べたことですが、日本の一般社会では、奉仕という言葉が、国家、社会のために無償で献身的に尽くすこと、あるいは、客のために商品を特に安価で売ること、というふうに理解される場合があるということです。そのために、職業奉仕という言葉に違和感を覚えて、「職業奉仕は分りにくい」と考えるロータリアンが跡を絶たないのです。「自分の職業なのに、それが奉仕とは何のことか？」という感覚なのかも知れません。奉仕をサービスと言い換えても事情は変わりません。日本語のサービスは客のために商品を特に安価で売ることと解釈されることが多いからです。英語の service は serve の名詞形で serve は do something helpful for society という意味です。英語の service という語の意味を正確に表現する日本語の短い単語はないということになり

ます。service という英語を使っても、説明無しで使うのであれば、解決にはなりません。つまり、2 節、6 節 6.1 小節および本小節で述べたサービスの概念をよく理解したうえで、自らの立場で社会のニーズを満たしていくことを、職業人の責務と考えて実行するのが職業奉仕の基本ということ、ロータリアン一人一人に認識してもらおうのが、問題解決の道ということになるのだと思います。

次に、会員の職業奉仕活動を支援する立場にあるクラブの職業奉仕委員会、あるいは、名称は違っても、職業奉仕に関わる委員会の役割について考えてみたいと思います。ロータリーの奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行う奉仕活動は会員の訓練のための例示、あるいは、会員個人の職業奉仕活動の手本であることが、決議 23-34 の第 6-g 項（3 節 3.2 小節参照）に明記されています。ロータリークラブは職業を絆とする人達の集まりですから、まず何よりも会員各自が自分の職業に関係する全ての人々の立場に立ち、高い倫理観をもって職業活動を行なうことです。そのような会員を育てる道場が、ロータリークラブであり毎週の例会なのです。例会での異分野の人たちとの交流を通して自己の道徳的能力、専門的能力を高め、その成果を職場に持ち帰って職場の人達やその関係者の能力向上に努め、その成果を再び例会に持ち込んで、異分野の会員と情報交換するということの繰り返しで、さながら螺旋階段を昇るがごとくに、自己の道徳的、専門的能力を高めていくのが、例会出席の意義です。そのためのプログラムの立案・実行、すなわち「入りては学び、出でては奉仕せよ」のための研修と勉強会の支援がクラブ職業奉仕委員会の大切な役割です。具体的には、次のようなことが考えられます。参考にいただければ幸いです。

- ① 職業奉仕に関する情報を年に 3 回ないし 6 回委員会が提供し、会員とともに話し合う
- ② 関係する業界、学協会、職場、地域社会において、会員が「奉仕の理想」にかなう行動を起こすにはどうすればよいかをともに考える
- ③ 単なる職業紹介ではなく、職業倫理・道徳に照らしての成功例・失敗例等の卓話・フォーラムを行う
- ④ ロータリーに関する勉強会を委員会主催で行う
- ⑤ 会員の職業（専門的知識）を生かした奉仕（出前授業、職場体験学習、よろず相談、クラブの卓話・フォーラムの公開等）を奨励・支援する。

当 2660 地区の職業奉仕委員会は、10 年プロジェクトとして小学校、中学校への出前授業を推奨しております。これに対して、出前授業は職業奉仕ではなく社会奉仕あるいは青少年奉仕ではないのかという意見があります。しかし、実際のクラブの現場では、このような縦割りの議論を超えて、世の中のニーズにどう応えるかという立場で、知恵を出し工夫がなされています。ガバナー補佐がクラブ訪問の際に収集されたデータをもとに、出前授業以外のクラブの知的奉仕活動例のいくつかを下に示します。これらは、そのために立ち上げた委員会や、他の委員会との共同事業として行われているものです。

（実践例 1）小学校、中学校への出前授業とリンクさせた職場体験学習

市内の中学生をロータリアンの事業所へ受け入れて、生徒に社会的・職業的自立に向けて必要な能力を養わせるとともに、学校の授業で学習する内容が実社会でどのように活用されているのかを実体験させることで、授業と実社会の生活との関わり合いを認識させ、授業での学習意欲を高め、学習効果を上げることを目指すのが職場体験学習ですが、その前段階としてロータリアンが学校へ出向き、職業に関する出前授業を行うことにより、職場体験学習の効果を相乗的に上げることが出来ます。授業で聞いたことをその後で職場で体験できるので、生徒からの評判もよく継続事業として実施されています。小学生の古民家探訪の前に、家の持ち主が古い日本住宅における生活の工夫について出前授業をして、日頃あまり経験する

ことのない環境の見学の効果を上げようとするのも同様の試みです。なお、豊中ロータリークラブは、2001年より2012年に亘る小学校・中学校・高等学校での200回を超える出前授業の状況を詳しく報告しています。<http://culture-h.jp/hatadake-katsuyo/DemaeLesson2013-14.pdf> また、このクラブのホームページには、出前授業にかかわるいろいろな記事・報文が掲載されています。

（実践例2）大学への出張講義

関西の私学（同志社大学、京都産業大学、関西大学、近畿大学）で、業界の専門家が講師として派遣され、法学部の3年生・4年生を対象に、講義が行なわれています。1年間に90分授業が13回実施されています。学生からは「実社会の厳しさ、楽しさ、やりがい等が聞ける」と大変好評ということでした。

（実践例3）小学校、中学校新任教師研修会への講師派遣

毎年、教育委員会主催の新任教師研修会に会員が講師として講義を行っています。実業界での社員教育プログラム等を生かして新任教師の方々を研修し、彼らに良い刺激を与え、好評を得ています。

（実践例4）地域社会向け「よろず相談」の開催

毎年1回地域社会との共生をめざして、「よろず相談」を開催しています。法律相談に始まり、健康、税金、仏事、金融など、専門職であるロータリアンがその知識を生かして、あらゆる相談に応じています。同時に、献血、河内音頭、よさこいソーラン節踊り、バザー、花市、テーブルマジックなどのイベントも行い、相談会を盛り上げています。クラブの全ての会員の職業を生かしたロータリーに最も適した奉仕の一つだと思われます。

7. クラブ奉仕

五大奉仕の第一部門である「クラブ奉仕」について、ロータリークラブ定款では、「クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員がとるべき行動に関わるものである」と記述されています。この文面だけではちょっと分かりにくいので、これを企業組織に例えてみますと、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕は、営業を担当する部門であり、クラブ奉仕はその営業部門を支える管理部門に相当すると言えるのではないのでしょうか。企業では営業部門と管理部門がお互いに支え合いながら、企業としての最大の成果が得られるように、運営を図って行きますが、ロータリークラブにおいても「クラブ奉仕」部門には同じ様な役割が期待されています。

CLPの導入で「クラブ奉仕」部門は「クラブ管理・運営」部門とも称されるようになり、当部門の機能がより明確になりました。クラブ奉仕部門に含まれる委員会としては、一般的には次のような小委員会があり、クラブの副会長が担当の役員・理事として、「クラブ奉仕」を統轄しているクラブが多く見受けられます。

- *会員増強委員会
- *会員選考委員会
- *職業分類委員会
- *親睦友好委員会
- *広報委員会
- *クラブ会報・雑誌委員会
- *プログラム委員会
- *出席委員会

*規定情報委員会

*研修委員会

会員数が少ないクラブにおいては、クラブ奉仕部門の小委員会を集約する傾向にありますが、クラブ運営にとって重要な委員会は維持することが推奨されています。特に近年においては、会員増強、親睦友好、広報、出席、研修の各委員会の機能は、クラブの長期計画策定の中で重要な要素になります。また職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕、ロータリー財団、米山奨学の各部門の活動とクラブ奉仕部門の活動、即ち営業部門と管理部門のバランスがよく保たれているクラブが理想的で望ましいクラブと言われております。

8. 社会奉仕

8.1 社会奉仕を考える

奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域内または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら会員が行うさまざまな取り組みから成るものです。社会奉仕に関する方針として1923年の声明（決議23-34）と1992年の声明（決議92-286）があります。両者の大きな違いは、前者がロータリーの奉仕活動全般に対する指針であるのに対して、後者は社会奉仕の実践のみに限定された指針であります。前者の原文は3.2小節に記述されています。

8.2 決議23-34の変遷

セントルイス大会で決議された最初の決議23-34は、「綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針」と呼ばれ、ロータリー運動全般にわたって、奉仕をめぐる個人奉仕か団体奉仕かの論争に終止符を打ち、同時にRIとクラブとロータリアンの機能を明確化し、ロータリアンとクラブが行うロータリーの諸活動に関する根源的な指針となるものであります。ロータリーの目的（綱領）がロータリアン自身に対する目標設定であるのに対して、この決議はロータリークラブを対象としています。また、この決議23-34は、3.2小節にも述べたとおり、1926年のデンバー大会において、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更（26-6）され、以後の国際大会でも少しずつ修正（26-6、36-15、51-9、66-49）が加えられ、現在のロータリーの社会奉仕に対する方針となっています。

主な改正内容は次のとおりです。

- ① デンバー大会の決議26-6による改正では、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更され、Community Serviceという言葉がはじめて登場します。
- ② トロント大会では、アトランティック・シティ大会での決議36-15による改正をさらに変更して、「ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うよう勧められている。何れのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする」が本文第4項に追記されています（決議64-43）。
- ③ トロント大会の決議66-49による改正では、本文第6項（c）が、ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合には、奉仕活動についての宣伝とか、または、何らかの見返りを望むものではなく、ただ奉仕をする機会を求めるべきではあるが、クラブが立派に遂行した有益な事業については

正しい広報が行われるべきである、という趣旨の文章に変更されました。
上記の内容を反映した改正後の全文（手続要覧 65 頁）を次に示します。

社会奉仕に関する1923年の声明（1923 Statement on Community Service）

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理念の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリークラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1 ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

2 本来ロータリークラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである：

まず**第1**に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと；**第2**に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと；**第3**に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと；そして**第4**に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々が、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますことである。

3 RIは次の目的のために存在する団体である。

- a) ロータリーの奉仕の理念の擁護、育成および全世界への普及。
- b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
- c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの目的（綱領）の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリークラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。

そこで、ロータリークラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリークラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべき

ものとする。

5 各ロータリークラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの目的（綱領）を無視したり、ロータリークラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして **RI** は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6 個々のロータリークラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている：

a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリークラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリークラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。

b) 一般的に言って、ロータリークラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

c) ロータリークラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d) ロータリークラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e) ロータリークラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリークラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f) ロータリークラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリークラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリークラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリークラブでの社会奉仕活動は、ロータリークラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えら

れたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(23-34、26-6、36-15、51-9、66-49) (手続要覧 65 頁参照)。

ロータリーの奉仕概念を理論と実践に分けると、理論はロータリー思想であるとともにロータリー哲学であり、ロータリークラブという組織を介して学ぶ「奉仕の心の形成」であり、結果として親睦につながるものであります。奉仕の実践は、上記の「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の 6-g 項に記されているように、原則としてロータリアン個人が行うもので、奉仕することでその心を、それぞれの家庭、職場、地域社会や国際社会に移すことであります。理論と実践は、車の両輪のごとく、バランスを取って行なうことが肝要です。

ここで、3.2 小節の決議 23-34 についての記述と若干重複するところがありますが、現行の決議 23-34 すなわち社会奉仕に関する 1923 年の声明について考えてみたいと思います。第 1 条は、ロータリーは職業人の理想を現実に近づけようとする実践理論に基づく人生哲学を述べるものです。第 2 条には、ロータリークラブは、ロータリーが提唱する奉仕哲学を受け入れ、それを実行する職業人の集合体であることが、第 3 条には、RI は、奉仕の理想の啓発普及、組織の拡大、クラブ運営の援助と管理のために存在することが記述されています。第 4 条では、ロータリークラブが実施する社会奉仕の実践活動に対する条件として、①地域社会が本当に必要としているプロジェクトであること、②クラブ全員の協力が得られるプロジェクトであること、③毎年異なった新しいプロジェクトであること、④年度内に完結するプロジェクトであること、⑤教育的効果を狙って継続的に行われるプログラムとは異なったプロジェクトであることが述べられています。第 5 条では、地域社会のニーズに従った社会奉仕活動は、ロータリーの目的（綱領）や定款・細則に違反しない限り、クラブの自主的な選択に任されていることが述べられております。第 6 条は、ロータリークラブの目的は、社会奉仕活動の実践を行うことよりも、社会奉仕活動の必要性を会員に自覚させ、さらに地域社会の人々を取り込んで実践させることに主眼が置かれていることを述べるものであります（田中毅 ロータリーの源流 [奉仕理念の章の社会奉仕の項] ）。

8.3 社会奉仕の基本原則

1992 年、社会奉仕に関する新声明とし決議 92-286 が採択されました。これは現行の決議 23-34 と共に使用され、個人奉仕と共にクラブに色々な方法で社会奉仕に参加するよう推奨するものであります。また、国際ロータリーの義務として、社会奉仕に関する情報を伝え、ロータリーの目的（綱領）を推進し、ロータリアンやロータリークラブや地域の努力により、有益なプログラムやプロジェクトを提案することを認めるものです。

社会奉仕に関する 1992 年の声明

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。この奉仕の理念の適用を実行することについては、各ロータリークラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。社会奉仕は、ロータリアン一人ひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリークラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させる

こと。

- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識したうえで、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を考慮してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリークラブが提唱するインターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、その他のグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリー・プログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿って他団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動において他団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、その他の諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリークラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリークラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの目的（綱領）を推進し、参加を望むロータリアンやロータリークラブ、地区の力を結集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜提案する責任を負っている（ロータリー章典 8.040.1. 手続要覧 64 頁参照）。

8.4 クラブと地区の社会奉仕活動への参加

ロータリークラブの会長は、多様化する地域社会のニーズに応えるために、以下に示したように、いろいろな分野の社会奉仕小委員会にロータリアンを任命し、職業上の立場を生かしつつ地域社会のニーズを調査・分析し、他の団体と意見交換を行いながら、効果的な社会奉仕活動に取り組むことを求められています。

効果的な社会奉仕をする基礎として、ロータリークラブ会長は、必要に応じて、人間尊重、地域発展、環境保全、協同奉仕の各社会奉仕小委員会の委員を務めるロータリアンを任命するよう奨励されている。この小委員会は、次のことを行うよう要請されている。

1. 地元のそれぞれの地域の特定の相対的状况を総合的に調査、分析し、地域社会のニーズを確認する。
2. 地域社会のニーズを見出すために個人的、また職業上の立場を生かしてクラブの所在地域内を探り、社会奉仕委員会の調査、分析を補足、強化するよう個々のクラブ会員に勧める。
3. 他の地域団体との会合を、所定の方針に従って行うことができる場合、そのような会合を開き、話し合いと意見交換を行う。
4. 地域社会のニーズに積極的に関心を示し、これに精通していることを会員候補者選考の一要素に含める（ロータリー章典 8.040.3. Rotary Code of Policies 2014 8.040.4. 参照）。

8.5 社会奉仕プロジェクト

社会奉仕プロジェクトは、薬物濫用防止、識字率の向上、高齢者への援助を始めとして、病院、学校、その他の地域施設の改善、改良、清掃及び再生利用キャンペーンにまで及びます。社会奉仕には、ロータリーの提唱する組織、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同体などの共同奉仕者との協力も含まれます。

8.6 社会奉仕の事例

人間尊重

- ①社会的弱者への支援、②保健、衛生、長寿で健康、③子育て支援、④社会治安の向上、
- ⑤才能のある人の発掘・支援、⑥文化交流で心豊かな人の育成、⑦災害に備える

地域発展

- ①産業育成、②観光の街づくり、③街並み整備

環境保全

- ①山、野の植樹・森林の育成、②河川の清掃・魚や虫の棲む清流、③街路の清掃、
- ④歩行者天国、⑤クリーンエネルギー

協同奉仕

- ①街頭キャンペーン、②国際交流

9. 国際奉仕

9.1 国際奉仕とその歴史

ロータリーの第4奉仕部門で、人道的国際奉仕、国際理解、親善、平和を推進するために実施する全ての活動を言います。初期のロータリーには今日の人道的奉仕活動を主体とした国際奉仕の概念はありませんでした。しかし、第一次大戦中の1917年頃より米国やカナダ、ヨーロッパのロータリークラブが各地の避難民や傷病兵、復員してくる軍人に対するボランティア活動や物資援助を行うなどの歴史的背景を受けて、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人および地域社会のリーダーの世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」という国際奉仕の概念が、1922年に当時の綱領の第6項目として正式に明文化され現在に至っています（ロータリー章典8.050.1.）。

二度にわたる世界大戦を通して世界平和を願うロータリアンは、1945年にはアメリカ合衆国国務省から要請を受けて、49名が国連憲章の原案作成作業に参加したといわれています。これはロータリーの歴史の中でも特筆すべき国際奉仕活動でしょう。

9.2 ロータリアンとロータリークラブの責務

世界で紛争や戦争など有事の際には、国際ロータリーは中立を守る立場にあり、当該国のロータリークラブとロータリアンは、それぞれ国法を遵守しなければならず、これらの国々の間では友情や親睦を築く事は困難になります。つまり世界の恒久的平和の推進を願うロータリーの国際奉仕活動も、有事の際には限界があるという矛盾もはらんでいるのです。しかし、ロータリアンは以下の責務を忘れてはなりません（ロータリー章典8.050.3.）。

- 1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなすべきである。
- 2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにすべきである。
- 3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成すべきである。
- 4) 理想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護すべきである。
- 5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする行動を支援すべきである。
- 6) 人類に対する正義の原則を高くかざすべきである。この原則は基本であり、世界的なものでな

ければならないと認識すべきである。

- 7) 国家間の平和を推進しようと常に務め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をすべきである。
- 8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす、倫理的・精神的な基本水準が存在すると認識しながら、国際親善の一步として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかき立て、これを実践すべきである。
- 9) 国家間の関係が緊迫しているところで活動やプログラムを実施する場合には、適切な注意を払うべきである。

ロータリークラブは、国際的な問題あるいは政府の政策に影響を与えるような団体行動をとってはけません。RIの方針は、ロータリークラブが平和の追及という範囲内において国際問題を公平な立場で討論するプログラムを退けるものではありませんが、他国の国民を攻撃しないよう注意し、個々の論者の意見に対してクラブは必ずしも責任を負うとは限らないということを明らかにしておかなければならないとしています。ロータリークラブが存在する国家間の関係が緊迫している場合、悪意や誤解を増す事がないように、関係クラブ全てが細心の注意を払わなければなりません(2010年手続要覧 120頁)。

9.3 国際奉仕の分野

国際奉仕には人道的国際奉仕活動、国際レベルの教育および文化活動、特別月間と催し、国際的な会合の四つの分野があります。

9.3.1 人道的国際奉仕活動

1) 世界社会奉仕活動(WCS活動)の歴史

国や行政が地域社会のニーズを満たせない発展途上国や開発途上国で、その国のロータリークラブも資金の制約等で奉仕活動が実践できない場合には、援助を海外のロータリー地区やクラブに求めて協力して奉仕活動を行うことができます。このような場合には、国際ロータリーは発展途上国や開発途上国における人道的支援を要請するロータリー地区やクラブの情報を一か所にリストアップし、国際奉仕活動をしようとする地区やクラブは、これらの情報を基に支援要請をしている地区やクラブに直接コンタクトすることになります。この制度が世界社会奉仕プログラムです。世界社会奉仕プログラムは英語では World Community Service : WCS プログラムと称され、WCS プログラムを利用した国際奉仕活動は一般的に WCS 活動と呼ばれるようになりました。

WCS 活動を資金的に支援するために、マッチング・グラントと呼ばれるロータリー財団からの補助金制度も整備され、1967年に正式に国際ロータリーの常設プログラムとなり、地区とクラブはこの活動のために WCS 委員会を設置するよう推奨されました。

それ以降、WCS 活動は人道的国際奉仕活動の代名詞として用いられ、マッチング・グラントを用いた WCS 活動は人道的国際奉仕活動の主流として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、WCS プログラムという名称が、ロータリー財団の人道的補助金プログラムと混同されることや、国際化の進展に伴い WCS プログラムを利用しなくても各クラブや地区が独自に海外での情報収集が可能になったことのために、RI 理事会は 2011 年 6 月 30 日をもって、世界社会奉仕プログラム(WCS)を廃止することを決定しました。これに伴い、当地区でも人道的国際奉仕活動を WCS 活動と呼ぶことを止め、国際奉仕プロジェクトという呼称を使うことになりました。このような経緯で、世界社会奉仕プログラムは廃止されましたが、クラブ同士の協力関係を助長することにより多大な成果をもたらす人道的国際奉仕活動への取り組みは引き続き奨励されており、国際ロータリ

一は国際奉仕プロジェクトを全面的に支援しています。

2) 未来の夢計画 (FVP) の下での人道的国際奉仕活動の展開

世界社会奉仕プログラムの廃止に先立ち、ロータリー財団は、2017年が財団設立100周年に当たることを見据えて、2005年にマッチング・グラントを利用した国際奉仕活動への補助金制度を含むロータリー財団の補助金制度の仕組みを抜本的に見直す「未来の夢計画 (FVP)」の検討を開始しました。そして、2013年 - 2014年度からはFVPが全世界で導入され、新たな補助金制度による人道的国際奉仕活動が開始されました。

ロータリー財団の補助金を活用する各クラブで実施可能なプロジェクトは以下のように分類されます。

① 地区補助金 (DG) を活用するプロジェクト

海外で行う小規模で短期 (1年以内に終了) のプロジェクト

② グローバル補助金 (GG) を活用するプロジェクト

海外で行う大規模 (総額3万ドル以上) なプロジェクト

各クラブが実施するプロジェクトの原資となる資金は、まずロータリアン個人やクラブが提供しなければなりません。上述のようにロータリー財団から支給されるグローバル補助金 (GG) あるいはロータリー財団から地区に供与される地区財団活動資金 (DDF) と地区補助金 (DG) を利用する事も可能です。ロータリー財団補助金の活用については補助金の申請に際して様々なルールがあります。詳細は22節ロータリー財団を参照して下さい。ロータリー財団からの補助金が適用できないプロジェクトやプロジェクト実行に時間的制約がある場合には、クラブ独自の資金のみを活用したクラブ単独の国際奉仕プロジェクトとして実施することになりますが、可能な限りロータリー財団の補助金を有効に活用される事をお勧めします。

ロータリー財団のプログラムの中には、ポリオ撲滅を目指す「ポリオプラス」も含まれます。「ポリオプラス」は国際ロータリー戦略計画の第一優先活動項目に挙げられており、国際ロータリーの最も大きな人道的国際奉仕活動と言えます。ポリオプラスについては22.7.5小節をご参照下さい。

3) 人道的国際奉仕活動の実施例と恩恵

人道的国際奉仕活動の恩恵は、援助される側の人々だけではなく活動に参加した私達ロータリアンにも与えられることを実感して下さい。私達の活動によって助けられた人々の喜びを目の当たりにする時、私達奉仕を实践したロータリアンも大きな喜びを手に入れるとともに、国際理解や親睦を一層深めていく事ができるのです。奉仕の相手だけではなく、奉仕をした自らも満たされるのが真の奉仕です。

実践例1:

モンゴルのロータリークラブから、医療機器を現地の国立病院小児病棟に授与するというプロジェクトへの支援の要請がきました。当地区のロータリアンは現地を視察し、緊急に支援が必要であると判断しましたが、当該医療器材がモンゴルでは購入できないことがわかりました。帰国後、ロータリアンである小児科医の協力で、日本国内で海外仕様の器材を調達することができるようになり、台湾や韓国の姉妹クラブと共にマッチング・グラントを申請し、器材の購入と運送を手配しました。一方、モンゴルのロータリークラブの努力で、物資の輸入税免税措置が受けられるようになりました。プロジェクトに拠出した全クラブの会員が贈呈式典に出席し、多くの貧しい子供達が適切な治療を受けられるようになったという効果を目の当たりにしました。

実践例 2 :

タイのロータリークラブから、歴史的に人身売買が繰り返される北部の貧しい地域で、子供達への教育支援プロジェクトへ支援要請がきました。子供達が健康でしっかり学業に専念し、人身売買の犠牲者にならぬよう支援するのが目的です。現地のホストクラブと当地区のクラブに加えて、新潟や九州のロータリークラブも参加し、山岳民族で学校まで数キロの道のりを通う子供達に、日本の中古自転車と、学校で安心して飲める清潔な水を提供する事を決定しました。現地のホストクラブは地域の公立校約 80 校の水質調査を実施し、協力してマッチング・グラントを申請して、中古自転車と貯水タンクや浄水器を 60 校あまりの学校に寄贈しました。贈呈式には全ての協力クラブの会員が参加し、子供達と共においしい水を味わい、自転車による通学が楽しいという嬉しい声も聞きました。

実践例 3 :

生後 3 日の乳児から 45 才までの 130 名の孤児や障害者の教育や生活の支援を行っているベトナムの孤児院では、貧困により入居者が増加し続けています。施設は、周辺住民の寄付や僅かな家畜である鶏の卵や、果樹園の収穫品を販売する事によって運営されていますが、収入が不十分だということが視察の結果判明しました。ベトナムにはロータリークラブは無い為、国際財団活動資金 (WF) は使えませんでした。クラブの拠出金と DG (地区補助金) を利用して、牝牛、鶏及び飼料を提供しました。その結果、生まれた子牛、多くの卵や鶏を販売できるようになり、施設の運営に貢献できました。

実践例 4 :

ミャンマーでは、人々は大変貧しく、飲料水を確保するため、雨期の雨水を貯めておいたり、女性や子供が遠方の井戸や川などから運ばなくてはなりません。水質は劣悪で、多くの子供達が、水が原因で病気になったり、死亡するケースが頻繁におこります。乾期には、そのような水すら不足してしまいます。同国にはロータリークラブはなく、国際財団活動資金 (WF) や DG (地区補助金) も使えませんが、クラブは現金を拠出し、現地 NGO グループと協力して、各地で井戸をつくりました。井戸ができた部落や村では水質や給水量が安定し、遠方まで水を汲みに行く必要がなくなりました。

4) 人道的国際奉仕プロジェクトを行う上での留意事項

上述のように、人道的国際奉仕プロジェクトはプロジェクト実施国の援助される人々に恩恵を与えるのみならず、プロジェクトを実施する我々ロータリアンにも心が震えるような感動と超我の奉仕の実感を与え、それを通してロータリアンとしての成長を促すものです。是非ロータリー財団の補助金制度を利用してプロジェクト実施にチャレンジすることをお勧めします。国際奉仕プロジェクト実施に当たっての留意事項は以下の通りです。

① 的確なニーズの把握とプロジェクトの内容の選定

プロジェクト成功の第一歩は現地での的確なニーズの把握とプロジェクト内容の選定です。そのためには信頼できるパートナークラブと担当者が必要です。姉妹クラブを持つクラブは姉妹クラブを通して情報を得るのが有効で確実です。事前に十分な現地視察をすることをお勧めします。

② プロジェクトフォーメーション

プロジェクトの内容が決定すれば、協力クラブの選定、プロジェクト予算の策定、資金調達の立案等のプロジェクトフォーメーションを行います。現地および海外協力クラブとの十分な意思疎通が必要です。メール、電話などによる報告、連絡、相談が有効です。

③ 補助金の申請

補助金の申請に際しては様々なルールがあります。事前に十分ルールを勉強し、回り道することなく認可が下りるようにしたいものです。詳しくは22.7小節財団補助金プログラムをご参照下さい。

5) 国際奉仕基金について

当地区では国際奉仕プロジェクトを実施しないクラブには、国際奉仕基金として毎年クラブ会員一人当たり五千円の任意の拠出をお願いし、集まった拠出金は地区にプールして新たなプロジェクトのニーズ調査や地区主導の独自のプロジェクトの推進等に利用していました。国際奉仕基金は当初 WCS 基金と呼ばれていましたが、その後、世界協同奉仕基金に変更され現在の呼称に変わりました。この拠出金制度は存続の可否が検討されており、暫定処置として2014～2015年度の拠出のお願いは行われません。

9.3.2 国際レベルの教育および文化活動

1) ロータリー友情交換

ロータリー友情交換は、ロータリアンやその家族が海外のロータリアンを訪問したり、受け入れたりするプログラムで、以下の2種類の交換プログラムがあります。

① 個人訪問プログラム

ロータリアン個人（家族の帯同も可）が他国のロータリアン宅に数日間滞在する。

② チーム交換プログラム

4～6組のロータリアン夫婦が最長1カ月間受け入れ地区の地域社会を数か所訪問する。

このプログラムの特徴は全ての費用は参加ロータリアン自身で負担することです。このような国際交換を通じて、異文化を体験し、永い友好関係を築き、新たな国際奉仕プロジェクトの土台となる関係を築くことができます。地区は、ホストとゲストが同じ職業を有する単一職業の交換を手配することを、また個々のロータリアンはRI国際大会の前後に友情交換を行うことを奨励されています（手続要覧73頁）。詳しくは「ロータリー友情交換の手引き」をご覧ください。

2) 世界ネットワーク活動グループ

世界ネットワーク活動グループは、共通の関心事項に焦点を当てて国際的に組織されたロータリアンのグループです。ロータリー親睦活動グループ（職業別および趣味別グループ）とロータリアン行動グループ（奉仕活動関連グループ）が含まれます。ロータリー親睦活動グループは、同じ趣味や職業を持つロータリアンとその家族、ローターアクターが集まるグループで、スキューバダイビング、スキーといった趣味や、医師、弁護士などの職業を中心としたグループまで多岐にわたっています。ロータリアン行動グループは特定分野を専門とするロータリアンとその家族、ローターアクターが集まるグループです。例えばアフリカでのエイズ問題に取り組むグループや出産時の妊産婦の死亡率減少に取り組むグループなどがあります（手続要覧75-76頁）。詳しくは、手続要覧75-76頁の「ロータリー親睦活動」および「ロータリアン行動グループ」の項目をご参照下さい。

3) 教育活動

国際ロータリーは様々な国際的な教育活動を実施しています。

① 留学生への奨学金支給や職業研修制度による国際交流活動

FVP導入に伴う新たな補助金制度では、地区補助金、グローバル補助金を用いて日本から海外への留学生や海外から日本への留学生（いずれも18歳以上）への奨学金の支給が可能となりました。また、職業に関連する技術を学んだり、特定の職業分野において現地の人々を指導する等の目的で職業研修を実施することも出来ます。詳細は22節ロータリー財団を参照して下さい。

② ロータリー青少年交換プログラムによる国際交流活動

ロータリー青少年交換プログラムは海外の人と交流し、海外の社会・文化を体験する機会を青少年に提供するものです。詳しくは 10.5 ロータリー青少年交換をご参照下さい。

③ ロータリー平和センタープログラム

ロータリー平和センタープログラムは、国際問題、平和、紛争解決の関連分野における高度な専門知識を学ぶ人に奨学金を与え、研究の場を提供するものです。詳しくは 22.7.4 ロータリー平和センタープログラムをご参照下さい。

9.3.3 特別月間と催し

毎年2月は「平和と紛争予防／紛争解決月間」と指定されており、クラブは世界平和に不可欠な理解と親善を強調したプログラムと活動を実施するよう要請されています。

9.3.4 国際的な会合

ロータリアンは毎年定期的開催される国際大会（27.5 参照）を始めとするロータリーの国際的な会合に積極的に参加し、国際レベルで友情や親睦を深めることが推奨されています。

9.3.5 海外姉妹クラブとの国際交流

当地区には海外のクラブとの長期的な友好関係を築いているクラブが多数あります。各クラブは、海外のクラブと「姉妹クラブ」、「ツインクラブ」、「友好クラブ」等と呼ばれる友好協定を結び相互訪問や共同プロジェクトを実施しています。「ツインクラブ」という名称は国際ロータリー創立100周年に当たる2005年に国際ロータリーが全世界のクラブに「ツインクラブ」を作るように呼びかけて生まれたもので、「姉妹クラブ」と同じ意味で使われています。最初は「友好クラブ」関係を結び、その後ツインクラブ（姉妹クラブ）関係に発展するケースが多いようです。ツインクラブは二つの異なる国のクラブで成り立っており、お互いに緊密な友好関係を築いて、国際奉仕プロジェクト、青少年交換、あるいは友情交換などの特別なプログラムを共同で実施して、国際親善を推進するものです。

カテゴリーは違いますが、近隣諸国との国際交流の場として、定期的開催される日韓親善会議や日台親善会議があります。ロータリアンとその家族は誰でも両会議に自由に参加出来るので、両国の姉妹クラブ会員がこれらの国際会議と一緒に参加することにより、国際交流の輪が一段と広がる機会になっています。

10. 青少年奉仕

10.1 青少年への奉仕

ロータリアンは、次に示すように、年齢30歳までの若い人すべてを含む青少年の多様なニーズを認識し、彼らのより良い未来を確かなものにするという責務を負っています。

青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである（標準クラブ定款第5条）。若い人々の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来をもたらすために彼らの生活力を高めることによって、若い人々に将来への準備をさせることは、各ロータリアンの責務である。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズ（健康、人間の価値、教育、自己開発）を支援するプロジェクトを立ち上げるよう奨励されている（手続要覧 67 頁、ロータリー章典 40.050. 参照、ロータリー章典 8.060. Rotary Code of Policies 2014 8.050. および

8.060.)。

青少年への奉仕に関する上記のプロジェクト中でも、教育ではロータリー青少年交換、自己開発では、インターアクト、ローターアクト、ライラ (RYLA、10.4 参照) が理事会で採択された RI の常設プログラムです。これに関連して RI は、次のような声明を出しております。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他ボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、および精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある (ロータリー章典 2.110.1.)。

また、青少年プログラムに参加する青少年の安全と健康及び健全な生活を守るために、虐待及びハラスメントの防止や青少年の国外旅行に関して指針や手続きなどが設けられています (手続要覧 68-69 頁、ロータリー章典 2.110.3. 2.110.4. 41.080.11.)。

10.2 インターアクト

インターアクトは、1962 年に理事会で採択されたプログラムで、12 歳から 18 歳までの若い人々のための RI の奉仕クラブです。インターアクトクラブは、ロータリークラブ提唱の下に結成されますが、運営面でも経済面でも自立しています。また、インターアクトクラブが学校を基盤とする場合、クラブは、学校当局が全学生団体ならびに課外活動に関して定めたのと同じ規則と方針に従わなければなりません。

インターアクトクラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で、共に活動する機会を提供することです。そして、毎年少なくとも 2 つの社会奉仕プロジェクトを行い、その内 1 つは国際理解と親善を推進するものでなければなりません。(手続要覧 71 頁、ロータリー章典 41.010.)

10.3 ローターアクト

ローターアクトは、1968 年に理事会で採択されたプログラムで、18 歳から 30 歳までの若者のための RI の奉仕クラブです。ローターアクトクラブには、地域社会を基盤とするものと大学を基盤とするものがあり、ロータリークラブが提唱しています。クラブは、運営面でも経済面でも自立しています。但し、ローターアクトクラブが大学を基盤とする場合、提唱ロータリークラブは、その大学当局との完全な協力の下に管理と助言を行うものとし、そのローターアクトクラブは、大学当局が学内の学生団体と課外活動に対して定めたのと同じ規程と方針に従わなければなりません。

ローターアクトクラブの目的は、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を修得し、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供することにあります。その目標は次の通りです。

- 1) 専門技術および指導能力を開発すること。
- 2) 他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること。
- 3) 若い人々に地域社会をはじめ世界社会のニーズおよび懸念事項を提起する機会を提供すること。
- 4) 提唱ロータリークラブと協力して活動にあたる機会を提供すること。
- 5) ロータリーにおける将来の会員となるよう若い人々の意欲を高めること。
- 6) 他人に対する思いやりと他人の力になる心構えを奨励し、これを実践すること。
- 7) 家庭と家庭の重要性に対する知識を深め、国を愛する心を涵養すること。

(なお、上記の6)および7)は当地区のローターアクトガイドブックで追加されているものです)
地区ローターアクト委員会は、同人数のロータリアンとローターアクトによって構成され、地区ローターアクト委員長(ロータリアン)と地区ローターアクト代表(ローターアクター)の両者が共同議長を務めねばなりません。(手続要覧71頁、ロータリー章典41.020.)

10.4 ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)

RYLA(ライラ)は、1971年に理事会で採択されたプログラムで、インターアクター、ローターアクター、ロータリアン、および一般の青少年の指導力を開発するためのものです。

RYLAは、異なるニーズと成熟度のレベルに合うよう、年齢14歳~18歳や19歳~30歳など、異なる年齢層のグループを対象とすることができますが、当2660地区では18歳から30歳までを対象としております。RYLAの目的は、地域社会の若い人々の指導力および善良な市民としての資質や個人の能力を伸ばすことにロータリアンが直接関与できる特別な機会を設けることであります。中でも、当地区では、「ロータリーパパ制度」を設け、研修期間中青少年と寝食を共にし、彼らにロータリーを伝え、彼らの考え方などを聞き、一緒に考えています。

その目標は、次のとおりです(ロータリー章典41.060.2.)。

- 1) ロータリーが青少年を尊重し、かつ、青少年に関心を抱いていることを一層明らかにすること。
- 2) 選ばれた青少年指導者およびその素質のある人に実地訓練を体験させ、責任ある有能なボランティア青少年指導者となるよう激励、援助すること。
- 3) 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励する。
- 4) 青少年指導者として地域社会に尽くしている多数の青少年の優れた資質を公に表彰すること。

RYLAプログラムには、次の主題に取り組む中心的カリキュラムが盛り込まれるべきです。

- 1) リーダーシップの基本
- 2) 良きリーダーシップの倫理
- 3) 効果的なリーダーシップにおけるコミュニケーションスキルの重要性
- 4) 問題解決と対立管理
- 5) ロータリーとは何か、ロータリーは地域社会のために何を行っているのか
- 6) 自信と自尊心の育成
- 7) 地元の課題に地元の慣習にふさわしい方法で取り組みながら、地域社会と国際社会の一員となるための要素(手続要覧74頁、ロータリー章典41.050.3.参照)

RYLAに関する詳細は、「ロータリー青少年指導者養成プログラム」(694)およびロータリーのウェブサイト(<http://www.rotary.org/ja>)を参照して下さい。

10.5 ロータリー青少年交換

このプログラムは、1974年に理事会で採択されたプログラムで、海外の人々と交流し、異文化を体験し、外国の生活のあらゆる側面を直接学ぶ機会を青少年に提供しています。異文化出身の学生との幅広く親密な交流を通じて、受け入れクラブ、ホストファミリー、そして地域社会全体も豊かになることが期待されます。青少年交換プログラムには、ロータリアン、クラブ、あるいは地区により推薦された青少年(ロータリアンの子女を含む)で、学業成績が学年において上位であれば誰でも参加できます(手続要覧74頁、ロータリー章典41.080.41.080.7.)。

プログラムは次の2種類です。

- 1) 長期交換プログラム

年齢15~19歳の学生が参加できるプログラムで、基本は1学年度です。期間中、受入国で2つ

以上のホストファミリーと生活を共にし、学校に通学することが義務付けられています。

2) 短期交換プログラム

年齢 15～19 歳の学生が参加できるプログラムで、期間は数週間程度です。期間中受入国の 1 つの家庭にホームステイするのが一般的です。

11. 四つのテスト

11.1 テイラーと四つのテスト

ロータリーの哲学を端的に表現し、職業奉仕の理念の実行に役立つものとして、四つのテストがあります。このテストは、シカゴのロータリアンであり、後にロータリー創始 50 周年（1954-55）に、国際ロータリー会長を務めたハーバート J. テイラーが、1932 年の世界大恐慌のときに考えたもので、商取引の公正さを測る尺度として、以後、多くのロータリアンに活用されてきました。彼は、シカゴに本拠をおくジュエル・ティー（Jewel Tea）株式会社の代表役員でしたが、1932 年にクラブ・アルミニウム（Club Aluminum）製品株式会社を破産の危機から救ってほしいと要請され、クラブ・アルミニウム社に移り、この会社を再生させる決心をしたのです。大不況の中で、低迷している会社を再生させるには、会社の中に、同業者にはない何かを育成しなければなりません。テイラーはその何かに社員の人格と信頼性と奉仕の心を選んだのです。そして、その育成の指針として会社の全従業員が使えるような倫理上の尺度として作られたのが四つのテストです。

四つのテスト

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

言行はこれに照らしてから行うべし

テイラーの会社の 4 人の部長は、それぞれ宗教的立場が違いましたが、全員、このテストが、自分の信じる宗教に合致するだけでなく、会社や個人の生活にも模範となる価値観を与えてくれると述べたということです。四つのテストは簡単な言葉ですが、クラブ・アルミニウム社の苦境期の決定を下す基盤となりました。会社の広告も、テストに照らし合わせて検討し、最上、極上などの表現を避け、製品の実際の姿を手短かに述べるかたちになりました。ライバル会社への非難、悪口は、広告や販売推進パンフレットから姿を消しました。従業員は四つのテストを暗記するよう求められ、やがて、テストは、仕事のあらゆる面における指針となりました。その結果、信頼と好意の雰囲気、取引先や顧客や従業員の中に生まれ、会社の業績が次第に好転していきました。5 年後の 1937 年までに 40 万ドルの負債は利子とともに完済され、その後の 15 年間で、会社は株主に対して 100 万ドル以上の配当を行い、その資産は 200 万ドル近くになりました。テストによって自分の生き方が変わった、と述べる手紙が数えきれないほどハーバート・テイラーのもとに寄せられたということです（四つのテスト—その由来をひもとく、ダレル・トンプソン、THE ROTARIAN 1999 年 10 月号、ロータリーの友 2000 年 1 月号掲載、ロータリーの友 2003、2010 年 10 月号再掲載 四つのテスト、<http://translate.google.com/translate?client=tmpg&hl=en&u=http%3A%2F%2Fwww.rotaryfirst100.org%2Fpresidents%2F1954taylor%2Ftaylor%2Findex.htm&langpair=en|ja> 田中毅、職業奉仕の理念と原点、<http://genryu.org/tanaka/general/00101jp.pdf>）。

RI 理事会は、1943 年に正式に四つのテストを採択し、その著作権は、1954 年、ハーバート・テイ

ラーが RI 会長の時に、彼から RI に寄付されました。また、2004 年の規定審議会において四つのテストを明記した決議が行われています（6.2 小節決議 04-290 参照）。四つのテストは職業奉仕の理念を端的に表すものとして、国際ロータリーにより多くの言語で出版されています（奉仕の一世紀国際ロータリー物語、デイビット C. フォワード著、日本語訳監修 菅野多利雄（2003）、第 13 章「職業奉仕」参照）。

11.2 四つのテストを考える

ロータリーの目的（綱領）、職業宣言、五大奉仕の定義がロータリーの奉仕の理念とその実践を示すものであるのに対し、四つのテストは日常の商取引・産業活動におけるロータリアンの言行の自己評価のためのテスト形式の規準として導入されたものであります。ただ、新入会員にロータリーを最初に説明するとき、四つのテストがよく使われるように、このテストの邦訳には、ロータリー精神が、ロータリアンのみならず一般の職業人にも理解できるような形で、簡潔かつ的確にまとめられています。ロータリークラブあるいはロータリアンが理念の実践を通して社会に対する真実のともし火となる時の重要な規準となるといっても過言ではないでしょう。四つのテストの英語の原文は次のとおりです。

The Four-Way Test

Of the things we think, say or do

1. Is it the TRUTH ?
2. Is it FAIR to all concerned ?
3. Will it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP ?
4. Will it be BENEFICIAL to all concerned ?

Is it the TRUTH ? の邦訳は「真実かどうか」です。ただ、この訳で、真実とは嘘偽りのない本当のことというように単純に考えるのではなく、次節でのべるように、もう少し深く考えて、「物事の原理・原則、根本原理に適っているかどうか」と理解するのがよいと思われます。

2 番目の Is it FAIR to all concerned ? の FAIR は、人々に対して、その場の状況に応じて、私的感情をあまりまじえずに、偏り無く対処することを意味しますので、この文章の邦訳は「みんなに公平か」よりは、田中毅氏（田中毅、二つの奉仕理念 2007 年）の言われる「みんなに公正か（みんなに公正に対処しているか）」の方が原文の意味を適切に伝えていると思われます。ロータリアンの職業宣言の第 4 項には、この四つのテストの 2 番目の文章とよく似た文章 (Be fair to my employer, employees, associates, competitors, customers, the public, and all those with whom I have a business or professional relationship) が書かれていますが、この文章の fair は公正と邦訳されています（6.2 小節参照）。

真実は、時として信念の要素を含むことがあります。それが相手を困らせることが無いような配慮も要するという事を、言外ににじませていると言えないこともありません。

四つのテストは商取引に関連して作られたものであり、all concerned は取引先のことなのに、四つのテストの邦訳は all concerned を all と同じに捉えている、という田中毅氏の指摘（上記の田中毅、二つの奉仕理念、参照）は、このテストの使用を商取引に限るのであれば、全く正しく、反論の余地はありません。しかし、ロータリーの会員にはその職業が商取引には直接関係しない人達がかかなりいることや、四つのテストが商取引以外の場でも使われる可能性が高いことを考慮すれば、ロータリアンの日常生活のすべての言行に適用できる現行の邦訳の方が適切とも考えられます。

3 番目の Will it build GOOD WILL and BETTER FRIENDSHIP ? は「自分の考え、意見、行い

が他との好意・友情を一層密にするか」という問いかけであり、他の人々と付き合うときの、ごく自然で基本的な対処の仕方です。ここではある程度の私的な感情がまざるのはやむを得ませんが、大事なことは、それが他を排除するものであってはならないということです。

4番目の **Will it be BENEFICIAL to all concerned?** の **BENEFICIAL** は、四つのテストを商取引のみに関連するものと考えれば、「利益をもたらす」という形容詞になりますが、ここでは、上にも述べたような理由で、もっと広い意味に考えて、「有益な」と訳すのがよいと思われます。したがって、この文章の邦訳は現行の「みんなのためになるかどうか」が適切ということになります。道徳的な基準は、自分が何かを行うときの他への態度の規範ですが、それは当然、直接の相手だけでなく、その周辺の人達への配慮も含んでいなければなりません。これが「みんなのためになるかどうか」であると考えられます。「好意と友情を深めるか」の判断で私的な感情が強く入り過ぎないように戒めているという解釈もできます。

いずれにしても、ロータリアンの言行は「この四つの問いのすべてに『イエス』と答えられるものでなければならない」ということを忘れてはなりません。

11.3 真実とは

ここで、四つのテスト1番目の「真実かどうか」に関連して、「真実とは何か」について少し考えてみたいと思います。辞書を引くと、真実とは、「嘘偽りのない本当のこと」と書いてあります。商取引の世界での本当とはどういうことか、事実という語とどう違うのかを考えてみましょう。あるデパートで大量に売れ残ったレインコートを処分するのに広告主任が「当店には売れ残りで処分しなければならないレインコートが沢山ある。これらは、店晒しの品で、いたんだものも含まれているが、新品同様のものもある。格安の値段で提供させていただくので、是非ご来店いただきたい」という意味の広告を出したところ、レインコートは僅か30分で売り切れたという話を2680地区パスト・ガバナー深川純一氏が講演で紹介しておられます。深川氏はこれらの客は真実を買ったのだと述べておられます（職業奉仕のお話、国際ロータリー2660地区2006-2007年度職業奉仕委員会。）広告を見て集まった客は、デパートが至急に処分しなければならなくなった商品の品質とその理由を正確に述べた広告の内容の底に潜む「商品を廃棄処分してしまうのではなく、それを格安の値段で提供することで、デパートも客も幸せを共有しよう」という広告主の真実を読み取ったのです。事実の全てを正確に伝えることで、相手にその根底にある真実を読み取っていただけるという好例です。もし、上記の広告文から『店晒しの品で、いたんだものも含まれている』という内容が抜け落ちていたとしても、その内容が事実でないとはいえません。しかし、それでは、内容の一部欠落がたとえ故意によるものでなくても、真実とは伝わりません。

一方、自分の競争相手やその商品の欠点を広告に書き込むようなことは、前記の深川氏も述べておられますが（職業奉仕のお話、国際ロータリー2660地区2006-2007年度職業奉仕委員会）、たとえば、それが長所とともに書き込まれていて、その商品の事実の全てを記述するものであったとしても、真実を伝える広告とはいえません。競争相手を誹謗し、自分の利益のみを増大しようという意図が含まれている文章は真実を伝えているとはいえません。このような広告は四つのテストの2番目の **FAIR** の原則にも反するものであります。先にも述べたように、四つのテストのそれぞれを個別のものとは考えずに、全体を一つに融合したものと捉えて、自分の言行を判断する事が重要です。

このように、事実と真実とは強いつながりを持っていますが同じではありません。真実とは、互いに関連するいろいろな事実をうまく説明できる、あるいは、それらと合致する考え方ということ

も出来ます。時の経過とともに多くの正確な事実が蓄積され、それらをつかさどる根本原理も少しずつ深まっていきます。真実は時代とともに深化するのです。自然科学の分野に例をとれば、「物はすべて分子という非常に小さい粒子から出来ている」という自然科学者でない人達でもよく知っている分子の概念も、それが提唱されたときから現在までの間に、多くの実験事実の積み重ねによって、非常に精緻なものとなりました。真実は、また、人によっても異なることがあります。同じ事実を知ったとしても、その人の経験や洞察力によって、いくつかの似通った事実を統一して説明できる概念、すなわち抽出できる根本原理、真実が若干違うこともあるのです。その意味で、真実はその人の信念、あるいは、確信の性格を持つこともあります。事実は、また、場所による偏りを示すこともあります。したがって、それに基づく真実も場所によって多少の違いが出てくることとなります。真実は、それに関わる人、時代、場所とともにある種のゆらぎを示しつつ、次第に深まり、最終的には唯一つのものに収斂していくといえます。ロータリーの奉仕の精神、すなわち、ロータリーの真実の変遷にもそれが見られるように思います。

第3章 クラブの組織と諸活動

12. 会員

12.1 国際ロータリー会員

国際ロータリーは、全世界のロータリークラブの連合体であり（RI定款第2条）、国際ロータリー制定の標準クラブ定款および細則を採択し遂行する世界のロータリークラブが会員であります（RI定款第5条第1節）。2014年6月30日現在でクラブの総数は34,823（ロータリークラブ会員数1,207,102）です。

クラブはすべて、RI定款第5条第2節に定められた善良で決済権を有する成人である正会員とロータリーの理想推進とその目的に末永く貢献したことに依って推薦された名誉会員の2種類の会員によって構成されております。新たにRIに加盟するには必要最低数の職業分類が含まれた正会員20名以上で構成の上、所定の加盟金を納付し、RI理事会が承認した日を以って新しいクラブが誕生したことになります。クラブは会員数に応じて人頭分担金、比例人頭分担金等の会費をRIに毎年納付しなければなりません。

クラブがRIに対する金銭的債務の支払いを怠った場合（RI細則3.030.1）、あるいは、クラブに所属する会員がロータリー財団の資金管理に関する方針の遵守を怠ったときは、RIは当該クラブの加盟を停止、または終結させることが出来ます（RI細則3.030.1）。しかし、それ等の債務の他、懲戒に至った問題が全て解決されたとRIが判断した場合は加盟停止を解除し権利を復帰させることが出来ます（RI細則3.030.6）。

また、いずれのロータリークラブもクラブの名称、所在地域を、変更することが出来ます。この場合、所属クラブの正会員、および地区ガバナーに対し10日以前に通告の上、定員数を満たした例会で採決をとり、RI理事会に承認を求め、その承認があつて改正は効力を発します。また、ガバナーはかかる改正案について、理事会に意見を述べる事が出来ます。

2010年の規定審議会でEクラブが新たにRIの会員として、その加盟が承認されました。これは、直接顔を合わせて会合を開く代わりに、主としてインターネット上で例会を開くクラブで、それ以外は通常のクラブと変わりません。身体的事情、地理的事情、仕事のスケジュールなどの理由で、決まった時間の週例会に行くことができない事業・専門職・地域のリーダーにとって、ロータリー

クラブ入会の可能性をもたらす選択肢となります。Eクラブでメイクアップをすることも可能で、世界の各地区でEクラブの設立が広がっています。

2013年の規定審議会で衛星クラブが新たに定義されました。これは、クラブの中にあるクラブとでもいふべきものです。例会はスポンサークラブとは別に行われます。会の運営・管理は通常のロータリークラブと殆ど同じですが、クラブの最高役員は議長であり、その他の役員は直前議長、議長エレクト、幹事、会計です。会員が20名に達したときに正式なロータリークラブとして独立できます。衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、衛星クラブでの在任期間はロータリー歴に算入できます。

12.2 ロータリークラブ会員

ロータリークラブの会員は正会員と名誉会員の2種類です。

正会員：善良な成人であって職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者でロータリークラブの正会員から推薦を受け、職業分類・会員選考の委員会審議を経てクラブが承認した人を正会員としますが、この他に地域社会の活動に自ら参加する地域社会のリーダー、ロータリー財団学友、元ロータリー奨学生、ボランティア補助金受給者、人道的補助プログラムの参加者、子供の世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人等も職業分類の枠を超えて正会員として選出できます（RI定款第5条第2節）。

ロータリークラブの正会員は、当該クラブが設ける衛星クラブを除き、同時に他クラブの正会員またはロータリーアクトクラブの会員になることは出来ません（RI細則4.040）。

名誉会員：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロータリーの崇高な目的を末永く支援したことでロータリーの友人であると見なされ推薦された人を、期間を定めて理事会が名誉会員に選ぶことができ、また、自由に期間の延長や取消をすることができます（RC定款第7条第7節および第12条第2節（c））。

名誉会員は、名誉ロータリアンとして認められ、クラブの名誉会員としての身分を持っている間は、RIの徽章（emblem）、バッジ（badge）またはその他の記章（insignia）を着用する権利を与えられます（RI定款第13条第2節）。名誉会員は入会金および会費の納入を免除され、所属クラブの各種会合に出席でき、またクラブのあらゆる特典を享受できますが、職業分類、各種役職のほか選挙権は保持できません。例外として他クラブを訪問する権利は認められています。また、複数のクラブで名誉会員の身分を保持できます（RC定款第7条第7節、RI細則第4条4.050.、4.050.1.、4.050.2.）。

12.3 正会員

12.3.1 正会員の入会手続

正会員に推薦されるにあたっては、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づいて会員身分を制約されることはありません。

正会員の入会にあたっては、所属するロータリークラブの所在地域、もしくは隣接地域に事業所または居住地があることが条件の1つであり、経営組織や法人企業からでなく個人の資格で推薦されることになっています（RI定款第5条第2節）。但し、2010～11年度第2回RI理事会（2010年11月）は、例外として試験的プロジェクトの適用を決定しました（RI定款第5条第4節）。このプロジェクトに対し2011年4月1日迄に参加の申請書を提出し同5月31日迄に決定の通知を受けたロータリークラブは2011年7月1日～2014年6月30日の期間を定めて、法人会員の資格で正会員として推薦出来ます。1法人からは最高4名迄指定出来ます。

また、RI理事会は同時に準会員試験的プロジェクトも決定しました。準会員は正会員としての入会前に一定期間を定めロータリーについてのプログラムや奉仕プロジェクトに就いての理解を深める為のもので、各クラブはRIに準会員としての登録をすれば、その他の取り決めについてはクラブが独自にできます。

適格な条件で推薦された被推薦者については、標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の全てを満たしていることをクラブの理事会が確認し、推薦書の提出後30日以内に承認・不承認を決定した上で、クラブ幹事を通じて推薦者に通告します。クラブの理事会が肯定的であれば被推薦者に対し、ロータリーの目的、会員の特典と義務について説明を為し、被推薦者の申告書による本人の氏名と職業分類をクラブの例会において発表することの承諾を求めなければなりません。発表後、クラブの理事会は正会員に対し被推薦者の入会に対する賛否を求め、7日以内にクラブ所属会員の誰からも異議の申し立ての無い場合、被推薦者は入会金を納付後正会員となります。また、会員から異議の申し立てがあった場合、再度理事会を開き、当該被推薦者の入会について票決を行います。正会員からの異議申し立てがあったにも拘わらず、理事会が承認した場合は、所定の入会金を納付すれば正会員に選ばれたものと見なします（推奨RC細則第10条）。

正会員の資格は入会と同時に国際ロータリーに対し人頭分担金、その他比例分担金、追加会費等の負担金を支払うことにより、国際ロータリーに登録され（RI細則17.030.1. 17.030.2. 17.040.1. 17.040.2.）所属したロータリークラブから会員証の発行を受けます。会員証は世界中のいずれかのロータリークラブを訪問する際に自己紹介の手段として活用できます（ロータリー章典5.030.）。

12.3.2 正会員が在職中に公職についた場合の職業分類の処遇

正会員が一定期間に限り選挙または任命によって公職についた場合は、大学、その他の教育施設、裁判官を除き、任命または選挙された役職の下では職業分類の適用を受けず、以前の職業分類で会員身分を保持します（RC定款第7条第8節）。

12.3.3 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン、ローターアクターへの処遇

他クラブに移籍を希望する会員は、一旦退会した後、クラブの会員またはクラブの推薦により他クラブの正会員となることが出来ますが、移籍会員やクラブを変える元会員は以前に所属していたクラブからの推薦状を求められます。現在または元所属クラブに対して負債が無いこと、および会員である、または、あったことの証明を、移籍を希望するクラブに対して提出することが条件となっています（RI細則第4条4.030.）。元クラブに所属した会員が元クラブまたは他クラブの正会員になる場合も同様です。いずれの場合も2度目の入会金の支払いは免除されます。また、受け入れ側のロータリークラブの職業分類の制限を一時的に超えることになっても移籍会員または元クラブ会員は正会員に選出することができます〔RC定款第7条第4節（a）〕。

所属クラブで2年以内にローターアクトとしての会員身分を修了したローターアクターがロータリーの所属クラブに正会員として入会した場合も入会金の支払いは免除されます（RC定款第11条）。

12.3.4 会員身分の存続

会員身分は、次の12.3.5の定めにより終結しない限り、所属クラブが存する限り存続します。

12.3.5 会員身分の終結

1) 会費不払いによる終結

会員が所定の前納期限後30日以内に会費を納入しない場合、かかる会員に対し最新の住所を確認し、クラブ幹事が書面をもって催告し、催告の日付の10日以内に納付がなければクラブは理事会の裁量で会員身分を終結させることが出来ます。但し、かかる本人からクラブに対し嘆願があ

り、全ての負債が完済され職業分類で同人の空席があればクラブに復帰できます（RC定款12条第3節）。

2) 欠席（出席率不足）による終結

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければなりません。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければなりません。

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければなりません（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができます。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとします。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができます（RC定款第12条第4節）。

3) その他の原因による終結

所属クラブの正会員が四つのテスト、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準に照らして会員身分の全般的資格条件に欠ける場合や他に充分と認められる根拠がある場合、理事会に出席し投票した理事会メンバーの3分の2以上の賛成投票があれば、かかる会員の身分を終結させることが出来ます。この場合、会員身分が終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければなりません。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利があります。このような予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければなりません。また、会員身分の終結に対し、かかる会員は、クラブに対し調停または仲裁を求める権利もあります（RC定款第12条第5節(a)(b)、第12条第6節）。いかなる理由にせよ本クラブの会員身分が終結した者は、入会時から終結に到る間に得たなんらかの権利、本クラブに属する資金その他の財産に対して全ての関与権を喪失します（RC定款12条第9節）。

12.4 正会員の義務

12.4.1 入会金と会費の支払い

正会員となるには、入会に先立ち、所属ロータリークラブに入会金を納入しなければなりません。その後正会員としての資格を保持するには、入会以降会員身分が終結するまで、会費を支払う義務があります。会員は国際ロータリー理事会の指定する雑誌を購読しなければなりません。（RC定款第14条）。日本における地域的な雑誌はロータリーの友です。なお、クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができます。さらに、クラブはこの年齢層の新会員のために地区会費を負担することができます、また地区は、地区研修・協議会あるいは地区大会での決定により、この年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができます（ロータリー章典5.040.2.）。

12.4.2 ロータリーの目的（綱領）の受諾とクラブ定款・クラブ細則の遵守

ロータリーの目的の本質は、会員個人による奉仕の理想の実践を受諾し、個人が日常生活の中にその精神を具現することで、定款・細則の遵守と相伴って自分自身はもとより他の人達に共感を与え、ロータリーの心を啓蒙することです。その共感によって、ロータリークラブ会員としての適格者を選び出し、会員に推薦することでロータリーの拡大に尽力する義務もあることを、個々のロータリアンは認識すべきであります（ロータリー章典 5.040.3.）。

12.4.3 例会出席の義務

会員は毎週開かれる例会に出席する義務があり、ロータリー年度の半期ごとにメイクアップを含む出席率が少なくとも50%以上、またホームクラブでは30%以上の出席をしなければなりません。いずれの例会場であっても充当された時間（日本では概ね1時間）の60%は会場に留まらなければなりません。会員は、また、クラブの奉仕プロジェクトおよび他の行事や活動に参加しなければなりません。会員はクラブ理事会承認の行事や活動への参加の実績を出席率の充足に使うこともできます [RC定款第9条第1節およびRC定款第12条第4節 (a)]。

12.5 正会員の特典

- ① 国際ロータリーの徽章 (emblem) ・バッジ (badge) その他の記章 (insignia) の着用が認められます。但し、商業上の利用は禁止されています (RI定款13条、ロータリー章典第33条)。
- ② 世界のロータリークラブに自由に出席することができます。但し、元所属クラブで会員身分を終結された会員は元所属クラブへの自由参加の特典は除かれます。
- ③ 所属クラブのあらゆる会合、所属地区諸会合、国際大会等の出席、参加が自由にでき、世界のロータリアンと友人になる機会が得られます。
- ④ ロータリークラブの職業分類を代表して選ばれた正会員は地域社会の各種事業の横断面を形成しており、地域のニーズを把握した奉仕の理想を推進するそれぞれの会員が自身の職業を通して社会への奉仕の機会が生まれます。
- ⑤ ロータリークラブへは本人の意志、希望のみで入会はできません。正会員には適格な人を会員として推薦する権利が与えられています。

12.6 その他

ロータリークラブでは任命された委員会その他の務めに対して、その任務が奉仕の具体的な活動と考え、断らない習慣があります。全てについて時間の厳守、何事に対しても返事は24時間以内と伝統的な習慣があることも守りたい伝統の一つです。

13. 職業分類とその意義

13.1 職業分類の経緯

ロータリー発祥の歴史からも理解できるように、職業分類を原則とした会員制のロータリークラブは事業や専門職務として地域社会を代表する人達で構成され、地域の特徴を表す横断面を形成する努力を行ってきた経緯があります。いずれのロータリークラブにおいても職業分類を重視した均衡の取れた会員構成に期待を掛けています。これは、毎週の例会による親睦を媒体としながら、同業者間での過度な競争を避け、広く異業種間交流を行うことによって、他人の意見を自己研鑽の糧とし職業倫理の高揚と事業の向上発展に寄与できるという考えに基づいています。

13.2 職業分類の拡大解釈

ロータリークラブでは、正会員を、会員の所属する事業、または会員自らが代表を務める事業や

専門職務で一般世間が有益と認める事業を職業で分類していますが、地域社会内での奉仕活動に自ら参加することにより、ロータリーの目的（綱領）への献身を示した人は、地域社会の特定の社会奉仕活動のリーダーとして、職業分類に新しく追加されます（RI定款第5条第2節）。

現在は、クラブの所在地域内の職種の多様な変化に対応するために、実際の会員身分の原則に従い職業分類の修正を行い、職業分類の慣行を慎重に考慮しつつも、現代の事業、専門職務および社会奉仕の環境に合わせるために必要な場合は、職業分類の拡大解釈を適用することが求められています（ロータリー章典4.050.）。その結果として幅広い奉仕活動が可能になり、かつ専門職としての活動や奉仕活動の成果を幅広く行き渡らせることが可能になりました（RC定款第8条）。

職業分類は、従前は1業種1名を原則としていましたが、2001年の規定審議会で決定により、現在は1業種5名を原則とし、さらに会員数が51名以上のロータリークラブでは、全会員の10%を超えない範囲で、同一職業分類に属する人を正会員として迎え入れることができるように変更されました（1業種6名の正会員を受け入れるには、実際には、60名の会員が必要です）。1業種1名では、地域の職業の種類分布状況によっては、会員増強に限界があります。上記の変更により、同一業種の会員候補者が沢山居る地域でも、会員増強が比較的容易になり、地域社会への更なる貢献が期待出来るようになりました。また、他クラブからの移籍会員、職業分類として以前の職種を使用することになる職業から引退した正会員、再入会した元会員、ロータリー財団学友は、1業種5名の枠の外になりますので、会員増強の可能性は、さらに高くなりました。また、正会員が職業分類を変更した場合も、新しい職業分類で会員身分を継続して保持できます（RC定款第8条第2節）。

13.3 職業分類の運用

特殊なケースとして、地域によっては、職業分類上よく似た職業の会員が多数居られるロータリークラブがあるかもしれません。観光地での土産物店、温泉宿、物販店やいろいろな類似産業、例えば、問屋街、市場など各々がその地域、地方特有の職業で、それらが社会を構成しておれば、クラブの構成も当然それを反映してよく似た職業の会員が多くなります。この様な場合でも、職業分類の拡大解釈を上手に適用した職業分類で対処していただければ、かえって親睦と奉仕の効果が上がり、地域とその地域に関連する人々のニーズに合う、きめ細かな奉仕活動のできるロータリークラブとして、社会貢献が出来ると思われれます。地域社会の職種の分布を反映した職業分類の作成と活用こそが、自らの職業を基礎とした奉仕活動に発展していきます。地区の作成している職業分類表1989年版の活用も一つの選択肢です。現存する各種の職業の多くは過去からの継続あるいはそれに関連した社会のニーズを満たすために生まれたものであります。既になくなった職業もあれば、数多くの職業に発展し続けて今日に至っている職業もあります。今、ロータリーがあらゆる職業に対しその意義を理解し、次世代に繋ぐ各種の職業、その代表者をロータリーの正会員として迎え、地域社会の発展に寄与することがロータリアンに課せられた使命であります。

14. 例会と出席（SAA、卓話、ニコニコ箱）

14.1 例会と例会場

毎週一回、RC細則で定められた日時、場所で会合を開くことを例会と呼びます。例会場は、いかなるロータリアンもゲストも迎え入れるべき公式な会合の場所として、国際ロータリーの公式名簿に記載されており、例会場はクラブの所在地域内に設けるべきとされています。例会の議事の順序については各クラブで決定出来ますが、ロータリー章典第7条（クラブ例会および出席）を参考に企画進行させ、自己研鑽と奉仕の実践の為に会員間の親睦を図る場として開催すべきものとし、

単なる食事会や雑談、懇親を楽しむ会とならない様に努めましょう。

14.2 例会出席

例会出席は正会員の最も基本的な責務で、会員がお互いに胸襟を開いて親交を深め、奉仕を語り合う機会です。会員は、第12節でも述べたとおり、クラブで定めた前半・後半の6ヶ月間に、自己の所属クラブでは、それぞれ30%以上出席し、且つ、年間通算の出席率は出席補填を含めて50%以上であることが必要です。また、例会は概ね1時間ですが、少なくともその60%は会場に止まる義務があります。

14.3 出席の補填（メイクアップ）

所属クラブの例会に出席できなかった場合には、例会前後の14日以内に他のロータリークラブの例会に出席するか、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動の例会、RI国際大会、規定審議会、国際協議会、各種ロータリー研究会、地区大会、地区の各種委員会、インターシティ・ミーティング（IM）などへの出席、あるいは理事会または理事会が承認したクラブの奉仕プロジェクトやその他の行事で補填することができます。また、他のロータリークラブのウェブサイト上で平均30分の参加が義務づけられている相互参加型の活動に参加することや会員が14日以上海外旅行の途中で他国の例会に出席した場合には、期間に拘束されずに海外旅行中の欠席した例会の補填に有効と見なされます。転勤による長期欠席の場合は、転勤先の指定ロータリークラブと所属ロータリークラブの合意があれば、ホームクラブの出席と同様に扱われます（RC定款第9条第1節および第2節）。出席補填は、訪問先での出席証明を受け取り、自クラブに郵送または直接幹事に提出、または申告することで完了します。

14.4 出席免除

次のような場合は出席規定の適用は免除されます。

当該会員が置かれている条件と事情が例会の欠席を認めるのに正当かつ十分な理由を持つと理事会が判断した場合は最長12カ月を限度として、出席が免除されます。ただし、健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができます [RC定款第9条第3節 (a)]。この場合の欠席は、出席記録上では欠席にはなりません。

一つ、またはいくつかのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上の場合に、出席規定の免除を受けたい旨を、書面をもってクラブの幹事に通告し、理事会が承認した場合 [RC定款第9条第3節 (b)]、およびRI役員、または現役のRI役員の配偶者またはパートナーである場合 (RC定款第9条第4節) も出席が免除されます。これら二つの場合に該当する会員が例会に出席した時は、その数が出席率の算出に使われます。出席率算出の詳細は第34節ロータリーQ&Aの出席率の計算の項 (93頁) を参照して下さい。

14.5 SAA (Sergeant-at-Arms)

SAAは、例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるための進行役を務めるもので、クラブ役員の1人が担当します。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、親睦委員とも協力し、共に来客や会員を笑顔で迎え入れることも受け持ちます。例会途中での退席者への注意も任務の一つです。会員の人数を考慮し、理事会の承認を得て、副SAAを選任することも出来ます。

14.6 卓話

毎週の例会で後半の約30分間に、会員、または講師を招いて話を聴くことを卓話と呼び、ロータリーの特徴の一つです。卓話者は、自己の職業を通して社会に奉仕している専門的な話やものの考え方、事業に対する取り組みなどの他、ロータリーに関する話、ビジネスや社会の動向、科学や教育・文化、気の張らない楽しい話も含めて、会員にとっては知識を深め教養を高め、情操を豊かにするようなテーマを選ぶことが望まれます。「ロータリーの例会は人生の道場である」と表現され

た方がおられますが、友人との語らいや有意義な卓話を聴き、和やかな雰囲気例会に参加することはロータリアンにとって何ものにも代え難い収穫となるでしょう。

14.7 ニコニコ箱

ロータリーには、会員を始め会員の家族、親族、事業所などで喜びや祝い事があった時に、ニコニコ箱に寄付を入れる習慣があります。個人の自発的な寄付行為ですので、自由であり強制ではありません。ニコニコ箱への寄付金は、一般には、奉仕活動基金に使用されています。当2660地区のニコニコ箱の元祖は、大阪ロータリークラブの「罰金箱」から始まり、その後「良心箱」とも称しましたが、今では「ニコニコ箱」という呼び名が定着し、現在では他の地区でも多く利用されています。

15. ロータリークラブの行事と会合

15.1 クラブ例会・年次総会

ロータリークラブの行事の中で、クラブ定款で定められているクラブの会合は、「例会」と「年次総会」です。特に例会については、14.1 小節でも述べた通り、「毎週1回、定められた日時に開催する」ことが義務付けられております。毎週開催では新入会員の勧誘が難しいので「クラブの理事会決議で例会を隔週開催にしたいのだが」という問合せが時折ありますが、クラブ定款に明記された条項は、当然のことながら、各クラブはすべて遵守しなければなりません。

各年度の役員を選出する年次総会の開催も同様にクラブ定款で義務化されております。

なお、クラブ例会・クラブ年次総会・理事会の取り決め方についての詳細は各クラブの「RC細則」で個別に定めることになっています。

15.2 クラブ・フォーラム

クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の五大奉仕部門委員会主催のクラブ・フォーラム（討論会）は、奉仕部門ごとに最低年1回、開催するように奨励されています。各奉仕部門担当の役員・理事・委員長が討論リーダーとなり、それぞれの部門のクラブ活動の内容や課題について、会員が意見を出し合い、フリーディスカッションをするのが本会合の目的です。クラブ・フォーラムは元来「クラブ会員による討論会」ですから、主催者側からの一方通行的な卓話や情報の提供だけで終わらないように進めることが重要です。

15.3 クラブ・アセンブリー（クラブ協議会）

クラブ・アセンブリー（協議会）の開催頻度はクラブにより異なりますが、一般的には次のような順序で開かれています。

第1回目：次年度のための地区研修・協議会終了後、次年度のRI及び地区の活動方針について報告と協議を行ない、同時に次年度クラブ会長のクラブ運営方針の発表を行なう場とする。

第2回目：新年度の開始直後の早い時期に開催し、各奉仕部門及び各委員会のクラブ活動計画について発表と協議を行なう。

第3回目：ガバナー公式訪問前に、ガバナー補佐同席のもとに開催し、ガバナー補佐はガバナーに対してクラブの活動状況を報告する。

第4回目：上半期末に開催し、各奉仕部門・委員会の上半期中の活動の総括と下半期の活動計画について協議する。

第5回目：下半期中頃に開催し、各奉仕部門・各委員会の活動状況の再チェックを行なう。

第6回目：次年度の役員・理事・委員長と合同で開催し、本年度活動の総括と次年度への引継ぎを行なう。

なお、クラブ協議会の議長を務めるのはクラブ会長です。クラブ協議会の出席者は役員・理事・委員長だけのクラブがありますが、手続要覧には、「クラブの全会員の出席が要請される」と記されています。すなわち、クラブ協議会では、クラブ全体の活動状況が話し合われるわけですから、全会員に出席を要請し、クラブ協議会を会員がクラブ活動への参画意識を高める場、また会員の教育の場にするのが望まれます。クラブ協議会開催の際には、ガバナー補佐・ガバナー補佐エレクトの出席を要請し、クラブ活動全般についての指導を受けることになっています。

15.4 クラブ情報集会・クラブ研修会

情報集会は、過去には「家庭集会」、或いは「炉辺会合」とも呼ばれていました。現在では親睦会を兼ねた「情報集会」を開くクラブが多くなっています。当 2660 地区では、「クラブ会員の研修」を今後の地区重点活動項目として取り上げておりますので、クラブ研修委員会、あるいは規定情報委員会の主催のもとで、各クラブがいろいろなかたちの「ロータリー情報集会」あるいは「クラブ会員研修会」を企画・開催されることをお奨めしています。

15.5 ガバナー公式訪問

RI が定めているガバナーの任務の中で重要な項目の一つとして、個々のクラブあるいは複数合同の例会への公式訪問があります。その目的は、①ロータリーの主要問題に焦点を当て関心をもたせること、②弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払うこと、③ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させること、④顕著な貢献をした地区内のロータリアンをガバナー自らが表彰することです。ガバナー補佐制度の導入によりガバナー公式訪問とガバナー補佐のクラブ訪問で各クラブの運営と活動に対する地区からの支援体制がより一層強化されました。

16. クラブの活動と委員会

16.1 クラブ活動における会長と幹事の役割

16.1.1 会長の役割

クラブ会長はクラブの統轄責任者です。クラブのトップリーダーとしての自覚をもって、一年間のクラブ運営にあたることが要請されています。会長の任務は、具体的には次のようなものがあります（ロータリー章典 10.030. 参照）。

- * クラブの諸会合の議長を務める。
- * 各例会を入念に計画する。
- * 理事会の議長を務める。
- * クラブ各委員会の委員長・委員を任命する。
- * 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち、それらの活動が調和するようにする。
- * 地区大会に出席する。
- * クラブ及び地区内の諸問題に関し、ガバナー及びガバナー補佐と協力し速やかに処理する。
- * 会計監査、予算編成など会計事務を監督する。
- * 包括的な研修プログラムの実施を確認し、必要に応じて研修リーダーを任命する。
- * ガバナー月信やガバナー事務所からの連絡事項その他の情報をクラブ会員に確実に伝える。
- * 6月にクラブの財政状態及び当該年度のクラブ目標の達成状況について報告する。
- * 任期終了前に会長エレクトと協力し、全ての重要記録、文書、財務事項を含めて任務の引継ぎを円滑に行なう。
- * クラブの管理運営の継続性を保つため新旧理事の合同会合を開催する。
- * 会長の任期を終えた次年度に直前会長としてクラブ役員に就任し理事会メンバーとなる。

クラブ会長は各例会で5分間程度の「会長の時間」をもち、クラブ活動やロータリー全般に関わる情報を提供することが推奨されています。ロータリークラブにおける「会長の時間」は会長にとっても、また会員にとっても、毎週のクラブ活動の状況を知るうえで大変貴重な時間です。会長はテレビや新聞に出てくる政治や経済問題、或いは自分の趣味の話題は出来るだけ別の機会に話すようにし、ロータリーでの「会長の時間」はクラブや会員の活動についての話題や情報を中心に行います。会長は「会長の時間」が会員のクラブ活動への参画意識と意欲が高まる機会になるように努めます。

16.1.2 幹事の役割

クラブ幹事はクラブ会長の方針に従い、会長と一体となってクラブの運営を推進して行くことが求められています。クラブの要として、クラブ内外の多彩な実務を担当するのが幹事の役目です。

その任務は各クラブのRC細則で定められておりますが、一般的な任務としては次のようなものがあります。

- * 会員の記録を整理保管する。
- * クラブ会合への出席者の記録を保管する。
- * クラブ会合開催の通知を発送し、議事録を作成・保管する。
- * ガバナー公式訪問やガバナー補佐クラブ訪問の準備を行なう。
- * 地区の諸会合への出席者、或いは代理出席者を主催者へ連絡する。
- * ガバナー事務所へクラブの会員数、出席に関する報告書を定期的に提出する。
- * ロータリーの公式雑誌を購入し、各会員に配布する。
- * その他、予算編成、会計監査など幹事の職に付随する事項を担当する。
- * 次期幹事へ職務の引継ぎを行なう。

クラブ会長と幹事の緊密な協力が一年間のクラブ運営上の成功の鍵となることを忘れないで欲しいと思います。

16.2 五大奉仕活動に基づいたクラブ活動

CLP（クラブ・リーダーシップ・プラン、17節参照）を導入したクラブは自クラブの活動をどの部門の、どの委員会活動に重点をおくかをクラブの裁量で決めることが出来ますが、クラブ定款第5条で、「五大奉仕部門がロータリークラブの活動の哲学的小よび実質的な基準である」と定められ、また2010年の推奨RC細則第8条においても「ロータリークラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする」と記述されていますので、各クラブの活動のベースとなるものは、やはり五大奉仕部門の委員会活動ということになります。

16.3 クラブの委員会

各クラブでの委員会の名称は、CLPがはじめて紹介された際のネーミング、例えば「クラブ管理・運営委員会」や「奉仕プロジェクト委員会」といったような名称を採用するクラブが増えつつあります。クラブの各委員会は、名称よりも実質的な活動内容が重要ですから、各委員会がそれぞれの機能を果たして行く上で、最適と思われる名称を各クラブで付けられるのがよいでしょう。CLPで例示されている上記のような委員会名は実際の機能が分かり難いという声がある一方、小規模クラブでは、新しい名称に変わって委員会への人員配置がやりやすくなったという声もあります。CLPでは各クラブが策定したクラブの戦略計画をベースに、クラブが現在置かれた実際の状況に応じて、自クラブの活動に最適の、かつ最も効果的な委員会を設置するように奨励されています。

16.4 クラブの委員会と地区委員会との整合性

CLP の導入で、クラブの委員会と地区委員会の名称や活動内容が、特に CLP を採用した小規模クラブで、マッチしなくなりつつあるのは事実です。当地区の委員会は、2002-03 年度に DLP（地区リーダーシップ・プラン、19 節参照）が導入されてから今日に至るまで、必要最小限度の委員会へ集約合理化されてきました。DLP は CLP と異なり、世界の全地区が義務的に採用しなければならない地区運営のための管理組織です。地区は大規模なクラブから中小規模のクラブまで、また都市型クラブから郊外型クラブまで、全てのクラブを支援して行かなければなりません。そして、地区組織としては、五大奉仕部門の活動委員会は勿論のこと、ロータリー財団部門、米山奨学部門の活動委員会、そして地区管理部門をカバーする諸委員会を設置しなければなりません。

小規模クラブから、「地区の委員会は数が多すぎて、地区が招集する各委員会の会合に出席できる委員会委員が当クラブにはおりません。地区の委員会を更に合理化して、当クラブの委員会組織に調和するものに変えて下さい」、或いは「当クラブには該当する委員会がありませんので、地区委員会の会合は欠席します」という申し出が時々あります。地区の委員会は、必要最小限度の設置が DLP で義務化されています。DLP と CLP の委員会をすべて整合させるということは、それぞれの導入の目的や機能上からも無理があります。この様なクラブサイドからの申し出に対して、地区としては、「地区委員会が招集する会合には、クラブに該当する委員会がない場合でも、クラブの将来の発展を期して、その会合に最も相応しいと思われる（委員会の）会員が出席するようにして下さい」と奨励しています。

16.5 会員増強とクラブの拡大（新クラブの結成）

16.5.1 会員増強の意義

会員の増強は、次のような観点から、ロータリーにとって不可欠なことと考えられます。

- ① 会員の自然減（死亡、病気、退職、転勤等の止むを得ない理由による退会）は年度によりばらつきがありますが、平均すれば会員総数の5～10%ほどの会員が毎年退会します。従ってクラブを維持するために新会員の補充は必須です。
- ② 効果的なクラブであるためには、老・壮・青のバランスを保ちつつ、若返りを心がける必要があります。
- ③ 会員増強と拡大は、組織の継続的發展を願う、ロータリー全体の最重要課題となっています。
- ④ 会員増強は、奉仕活動推進にとって、大きなプラスとなります。
- ⑤ 自分が受けた特典や感動は、出来るだけ、友人、知人と分かち合うのが好ましいと考えられます。
- ⑥ 各クラブは可能な限り、地域に存在する職業分類を網羅し、各会員が職業奉仕による社会的貢献を目指すことが重要です（ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第2650地区マニュアル編集委員会、73頁参照）。

16.5.2 会員増強委員会の設置

各クラブで次のような役割を持つ会員増強委員会の設置が奨励されています。

- ① クラブの充填・未充填職業分類表を絶えず検討し、未充填の職業分類を充填するために会員候補者の氏名を理事会に推薦するよう積極的に務める（ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第2650地区マニュアル編集委員会、72頁）。
- ② 会員増強委員は、地区の立案・実施する会員増強セミナーに積極的に参加し、その内容を会員に伝えて、会員増強を図る。
- ③ 新会員の加入に貢献した推薦者に対する適切な表彰を理事会に具申する。

16.5.3 クラブの拡大（新クラブの結成）

地域内の会員数が増加し、クラブ拡大（新クラブの結成）が必要と判断される場合、クラブは地区ガバナーに相談し、地区の協力を得て進めて下さい。

当地区では、2001年に大阪ユニバーサルシティ RCが創立されてから2007年の大阪ネクスト RCの創立に至るまで、新クラブの結成は途絶えておりました。これは、日本全国および当地区の会員数が、過去10数年間にわたり毎年減少している中で、各クラブでは、新クラブの結成よりも、自クラブの会員維持と増強が先ず必要という考え方が優先し、クラブの拡大という考えは大きく後退したからです。日本のロータリーでは、近年、クラブの解散（脱会クラブ）やクラブの合併という現象が各地区で現実的に起きています。クラブの会員数が年々減少して行くと、そのクラブは財政的にも、活動的にも行き詰りかねません。企業でいうと、倒産という状態に陥るわけです。当地区でも脱会クラブと合併クラブが、2007年以来それぞれ1件ありました。その後もクラブの合併が増えています。RIは会員減少でクラブの運営が行き詰まる前に、クラブが合併することを奨励しています。ロータリー章典には、「会員数20名以下のクラブは合併すべきである」と記されています（ロータリー章典 2.010.3.）。解散するクラブや合併するクラブは、これから全国的にもまだ増えて行くことが予想される中で、従来型のクラブとは違ったかたちのクラブ、例えば、大阪ネクスト RCの様な若い会員を中心にしたクラブが全国的に幾つか結成されつつあります。また、2010年の規定審議会でEクラブの設立が認証されましたので、これらは今後のクラブ拡大の一つの方向性を示すものです。その様な新しいタイプのクラブ運営は、コスト面、活動面で従来型のクラブとはかなり異なるかたちになります。クラブの多様性がCLP導入の際や、RIの戦略計画（33節参照）の中で尊重されています。クラブの拡大、新クラブの結成は、これからの時代では、新しい発想で進められることになるでしょう。

17. CLP（クラブ・リーダーシップ・プラン）とクラブの戦略計画（Strategic Plan）

17.1 CLP 推奨の経緯

CLPはDLP（地区リーダーシップ・プラン、19節参照）の延長として、クラブ組織と運営強化のため、世界の幾つかのパイロット・クラブで試験的に採用された後に、RI理事会が2004年度に承認し、各クラブへの推奨を発表しました。CLPとDLPが最も異なる点は、DLPは世界の全地区が採用しなければならないRIの強制的な地区組織の管理システムですが、CLPの採否は各クラブの裁量に任されている点です。

17.2 CLP 導入の目的

CLPの最大の目的は、クラブを長期的に如何に発展させ、活性化を図って行くかと云うところにあります。「CLPはクラブ組織と活動の簡略化」と捉えているクラブがあるようですが、これは間違いです。クラブ組織と活動を簡略化しますと、クラブはむしろ衰退へ向かう危険性があります。会員の維持と新会員の勧誘を図り、クラブを更に発展させて行くためには、クラブ自体を魅力ある、生き生きとしたクラブへと絶えず変えて行く努力が必要です。CLPはその様な目的をもって各クラブへ推奨されたのです。

17.3 CLP 導入の際の検討事項

クラブを活力のあるものへ高めて行くために、クラブは次のような点を検討し、CLPを導入するように要請されています。

- (1) クラブの発展に繋がるような長期目標を立案する。

- (2) 長期目標を支える年次目標を設定する。
- (3) クラブ協議会などの会合を通じて会員全員がクラブ活動に参加していることを実感出来るようにする。
- (4) クラブ内及び地区との情報伝達をガバナー補佐や地区委員の支援のもとで円滑に行うように努める。
- (5) 年度から年度への継続性を保つため、クラブ指導者間の協力を緊密に保つ。
- (6) 独自のクラブ運営が反映出来るように、クラブの戦略計画や細則を適宜修正する。
- (7) クラブ会員間の親睦が深まるような奉仕と親睦の機会を提供する。
- (8) 会員全員がクラブのプロジェクトや奉仕活動に活発に関与するように計画する。
- (9) 会員に対する包括的な研修プランを立案し、指導者を育成する。

17.4 CLP と五大奉仕活動

RI が各クラブへ CLP を推奨した際に、CLP は従来 of 四大奉仕活動を軽視しているのではないかと の意見が多々ありました。CLP に関する RI の最初の紹介冊子、245-JA- (707) [http://www.rid2840.jp/matsukura/tool/club_leadership2007.pdf] の中には、「CLP はクラブが各奉仕部門 (四大奉仕部門) に更に努力を傾け、ロータリーの目的 (綱領) に到達することが出来るようにするためのものなのです」と記述されています。また、効果的なクラブとして本冊子で例示されたクラブ組織図の土台には「四大奉仕部門」が示されています。2007 年の規定審議会及び RI 理事会の決議により、「ロータリーの四大奉仕部門は、ロータリークラブの活動の哲学のおよび 実 際 的 な 規 準 である」という条項がロータリークラブ定款第 5 条に改めて挿入されることになり、CLP は四大奉仕活動軽視という見方は誤解であったことがわかります。四大奉仕が五大奉仕に変更された後に RI から公表された CLP に関する文書の URL を次に記して置きます。

http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/245ja.pdf

17.5 クラブの多様性と CLP

クラブは、その生い立ち、規模、会員の職業分類、クラブの置かれている地域特性など、その背景はバラエティに富んでおります。ロータリーはその様なクラブの多様性を尊重しており、CLP の検討に当たっては、各クラブが持つそれぞれの特色を活かし、魅力あるクラブ作りに励むように奨励されています。当 2660 地区内の、特に都市型クラブはクラブ拡大が続いた時代に、組織面、運営面、そして活動面で、殆どのクラブが画一的に設立され、各クラブの特徴がなかなか見出せませんでした。その後、過去 10 数年間にわたる社会・経済情勢の変化で、地区全体としては毎年会員の減少が続いております。但し、各クラブの会員数が一律に減少しているわけではありません。会員減少が著しいクラブとそうでないクラブと、会員減少の状況はむしろ二極化の傾向にあります。CLP が推奨されている所以は、「あのロータリークラブに入りたいな」というクラブの魅力作りにあります。クラブ活動に魅力があれば会員候補者は自然に集まってきます。会員維持も出来ます。当地区では、各クラブが CLP 導入の検討にあたっては大規模クラブも、小規模クラブも、それぞれの個性と多様性を生かして、魅力あるクラブ作りを行なって下さい、と説明しております。

17.6 クラブの戦略計画

企業や組織体は大なり小なり、それぞれが将来を展望した中期計画、或いは長期計画を作成し、それに基づいた組織運営を行っています。各ロータリークラブで、CLP を検討する際の最初の検討課題として取り上げるべき事項は「クラブの戦略計画」の作成です。今まで各クラブでは継続的な中・長期計画に基づいた運営方針というよりも、一般的には各年度の単年度目標に基づいたクラブ

運営が行われてきました。RIは2007年6月の理事会で2007-10年度の「RIの戦略計画（Strategic Plan）」を承認し、発表しました（33節参照 Strategic Planは当初「長期計画」と和訳されていましたが、現在は「戦略計画」に変更されています）。RIは従来使用していた「長期計画」という日本語を「戦略計画」に変更したのです。その後、引き続いて2010-2013年度戦略計画が発表され、現代のロータリー活動が、単独の活動では効果がなく、お互いに連携して機能的に活動すべきであることが強調され、クラブは自主的に、柔軟に、継続的な広い視野を持って活動することが奨励されています。ロータリー活動の評価は理念だけに終わるものではなく、実践活動で得られた結果がどれだけ社会のニーズに答え得たかという成果で評価されるべきものです。ロータリーの目的（綱領）をしっかりと理解し、把握し、「RI戦略計画の理念」である「本質（ビジョン）」、「使命」、「中核となる価値観」との整合性を図り、全体的な「ロータリーの理念」として捉え、具体的に理念と実践の調和を保った活動をすべきなのです。したがって、「RI戦略計画」は「財団の未来の夢計画（ロータリーの友、11月号、41～48頁（2012）参照）」と共に、将来へ向けて益々重要な活動指針となります。この両者は、いずれ機能的に統合され、統一化されていくと思われれます。なお、戦略計画は3年ごとに更新されます〔RI戦略計画委員 南園義一氏の解説ロータリーの友、1月号、12～14頁（2012）およびロータリーの友、1月号、18～21頁（2013）参照〕。

一方、RIは各クラブがCLPを検討する際に、3年ないし5年間にわたる「クラブの戦略計画」を作成するように奨励しており、CLPを実施するために、現、次期、元クラブ指導者には、上記の事項を十分に理解して行動することが望まれています。また、2009-10年度、大谷ガバナーは「クラブの目標」を各クラブが作成し、毎週の例会で会員全員が合唱することを奨励されていました。実際、クラブの目標を簡潔な文章にして例会で唱和し、クラブの目標に対する会員の認識を深めようと努力しているクラブがあります。

CLPとRC細則は毎年見直しがあってもよいということになっておりますので、クラブの戦略計画や目標も含めて情勢の変化に応じて柔軟に対応できます。（第6章33節参照）

第4章 地区の組織と諸活動

18. 地区の活動と委員会

18.1 DLP（地区リーダーシップ・プラン）の導入

RI理事会は世界の全地区が、遅くとも2002-03年度までにDLP（詳細は19節参照）を採用するように、義務付けました。当地区は採用が義務化された最終年度にRIの方針に基づいたDLPを導入し、地区委員会の機能と活動を段階的に充実させて、現在の地区組織に至っています。

18.2 当地区の委員会組織

地区の委員会組織は各年度の開始前に実施されるPETSや地区研修・協議会の際に「地区の組織図」（37節参照）として提示されます。当2660地区の組織図の左側には、地区管理部門の委員会とスタッフが配置され、右側には、7部門と16委員会が配置されています。各地区における実際の組織は、手続要覧で示されている地区委員会の名称と数に必ずしも一致しませんが、すべての地区は、RI理事会がまとめた地区リーダーシップ・プランに準拠して地区組織を構成するように要請されています（ロータリー章典17.030. および17.030. 1. から17.030. 6. まで）。各地区は、その要請に応じて、年度が始まる前に、RIに対して委員会組織と委員長名をRIの書式に則り、報告することになっております。

なお、地区ガバナーのスタッフとして重要な役割を持つ委員会に、地区諮問委員会と地区ガバナー指名委員会があります。これらについて、以下に記します。

18.2.1 地区パストガバナー審議会（地区諮問委員会）

各地区は、地区内の現ロータリークラブ会員である元ガバナー全員によって構成されるパストガバナー審議会を設置しなければならないと、手続要覧（手続要覧 25 頁）で定められています。パストガバナー審議会の議長を務めるのは地区ガバナーです。一方、元ガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでもそなわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならないと、ロータリー章典 19.090.2. に記されています。パストガバナー審議会はロータリー活動に関する意思決定機関ではなく、あくまでもガバナーのスタッフ的存在としての役割を果たす委員会であることが要請されています。

18.2.2 地区ガバナー指名委員会

RI 細則 13.020 によりますと、地区ガバナー・ノミニー候補者の選出方法には、指名委員会の手続き、直接の郵便投票、あるいは地区大会での選出という三つの選択肢があります。当地区はガバナー指名委員会による選出方法を選択しています。地区ガバナーはパスト・ガバナーの中から、各年度の指名委員会委員を委嘱し、地区ガバナー指名委員会が RI の定めに従って各年度のガバナー・ノミニー候補者を選出しています。選出された候補者のガバナー就任前（24 ヶ月以上～36 ヶ月以内）の肩書はガバナー・ノミニー・デジグネート（governor-nominee-designate）です。ガバナー指名委員会は、1 名のパストガバナーを副ガバナーに選出します。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合にガバナーの後任となることです。副ガバナーがおらず、ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができなくなった場合、RI 会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命できます。

18.3 地区の活動

地区の活動は個々のロータリークラブの活動を支援することが唯一の目的であり、クラブや個々のロータリアンが提供する奉仕活動を減殺することがあってはならないと、手続要覧 21 頁およびロータリー章典 17.010.1 に記されています。クラブの活動は五大奉仕が基準となっていますから、クラブの活動を支援する地区の活動も、五大奉仕部門の委員会が基礎ということになります。しかし、ロータリーにとって、ロータリー財団部門および米山奨学部門（日本固有の活動）は、歴史的に長年の活動実績があり、また有意義な奉仕活動の一角を占めておりますので、これらの部門は、日本の各地区でも五大奉仕部門に並ぶものに位置付けられています。特に RI の戦略計画の中で、ロータリーがポリオの撲滅、保健と飢餓救済、識字率向上、水資源などの問題に取り組むことが、継続的な重点活動項目にあげられており、ロータリー財団部門の活動は、クラブおよび地区レベルでも近年ますます大きな比重を占めるようになっていきます。

青少年奉仕部門の活動は、当地区ではライラや少年・少女ニコニコキャンプの活動をこれまで幅広く進めてきました。青少年交換委員会、ローターアクト委員会、およびインターアクト委員会の活動は、近年参加者の減少、支援ロータリアンの高齢化、地区財政の逼迫化などの要因で、活動の規模は縮小傾向にあります。地区の支援が必要で重要な活動の一つです。

なお、地区委員会のそれぞれの活動の詳細については、別項で述べておりますので、各分野の説明をご参照下さい。また、地区の組織図を付録 37 節に記載しておりますので、参考にして下さい。

18.4 地区の行事

ガバナー主催の主な地区行事としては次のようなものがあります。

(1) 地区大会

地区大会の開催目的、開催場所、プログラム、表彰、決議、RI 会長代理の受入れなどに関する諸

事項は、RI 細則やロータリー章典の中に詳述されております。地区大会のホスト・クラブは、原則的にはそれらの推奨事項に則ったかたちで地区大会を準備し、開催しなければなりません。なお、RI 主催の国際大会は、英文では RI Convention と称し、地区大会 (District Conference) と区別しています。

(2) IM (Intercity Meeting、都市連合会)

当地区では、地区内全クラブが 8 つのグループに分かれて、それぞれ指定された IM グループに所属することになっています。IM はガバナー主催の会合であります。輪番制で回ってくるホストクラブが主催する会合と誤解されている会員があります。以前、IM は IGF (Intercity General Forum) と呼ばれていました。会合の主目的は所属クラブ会員によるロータリー活動に関する討論会や勉強会が主体でした。しかし、近年の IM においては、ロータリー活動とはあまり関係がないような講演会が多くみられる様になりました。「IM 所属クラブ会員による討論と親睦の促進」という原点への回帰が期待されています。IM は各年度の RI 会長やガバナーが提起している重点活動項目を基礎に、ガバナー補佐の指導の下で、ホストクラブが開催準備を進めるということが原則です。

(3) 少年・少女ニコニコキャンプ・春と秋のライラ

これらの地区青少年奉仕活動部門が管轄する三つの行事は、実際の準備や実行がホストクラブ主体で進められるため、ガバナー主催の地区行事と認識されている会員は比較的に少ないのが現状です。

(4) 地区研修行事

当地区では、地区及びクラブの次期指導者は下記の研修会合に出席するように要請しております。

- ① 地区チーム研修セミナー
- ② 会長エレクト研修セミナー (PETS) (手続要覧 33 および 183 頁参照)
- ③ 地区研修・協議会 (手続要覧 33 および 183 頁参照)
- ④ 地区会員増強セミナー
- ⑤ 地区ロータリー財団セミナー
- ⑥ 合同地区委員会

上記会合への出席義務者が、止む得ない事由で欠席する場合は、代理出席者を派遣することが要請されています。

19. DLP (地区リーダーシップ・プラン)

19.1 DLP 導入の目的

DLP は地区レベル、クラブレベルでロータリー活動を充実化する構想で導入され、先ず幾つかのパイロット地区で実施された試験的プログラムでその効果が見極められました。その結果を踏まえて、RI 理事会は世界の全地区が遅くとも 2002-03 年度までに DLP を採用するように義務付けました。当 2660 地区は導入が義務化された最終年度に DLP を導入しました。RI は DLP の目的として次のような点を挙げています。

- * 地区は各クラブに対して迅速、且つ懇切丁寧な支援を行なう。
- * 地区内に十分な研修を受けた多くの人材を養成する。
- * ガバナー候補者の裾野を広げる。
- * 財団プログラムや地区活動プログラムへの参加者を広める。
- * 地区内のコミュニケーションを円滑にし、地区組織を効果的に機能させる。
- * ガバナーが地区の重要な事項に取り組める時間を増やす。

19.2 DLP 導入の際の必須となる地区組織

地区は、(1) ガバナー補佐、(2) 地区研修リーダー、(3) 地区委員会の三つの組織について、それぞれの明確な任務や責務、及び任期について定めることになっており、当地区は 2006-07 年度に地区組織の任務や任期を明確化し、その後、それぞれの職務規定を段階的に実行に移しました。

(1) ガバナー補佐

当地区は、IM 単位で 1 年任期の「ガバナー補佐」を 1 名選出することになりました。「ガバナー補佐」の資格条件は 3 年以上の正会員で、クラブ会長を全期務めた会員の中から IM 所属全クラブより推薦があった候補者を、ガバナーが、ガバナーエレクトおよびノミニーと協議のうえ、委嘱することになっております。

なお、2007-08 年度より「ガバナー補佐エレクト」及び「ガバナー補佐ノミニー」を選出し、ガバナー補佐が担当する職務の研修期間と継続性をもたせることにしました。

(2) 地区研修リーダー

DLP ではガバナーが地区研修委員会の委員長を務める研修リーダーを毎年任命し、地区レベルの研修会合や行事に取り組む責任があると規定しております(ロータリー章典 17.030.3.)。当地区主催の主な研修会合には、18.4(4)に記載した通り、地区チーム研修セミナー、会長エレクト研修セミナー(PETS)、地区研修・協議会、地区会員増強セミナー、地区ロータリー財団セミナーがあります。これらの研修会合はガバナー・エレクトのホストクラブ、あるいは担当の地区委員会が実際の研修プログラムを作成し、実施するというかたちで進んで参りましたが、DLP の定めに従って、今後の研修活動は地区研修委員会のリーダーシップと責任で地区レベルの研修活動に取り組むことにしております。

(3) 地区委員会

当地区は DLP 導入後、地区委員会の種類と数を可能な限り合理化して参りました。しかし地区の委員会活動は大規模クラブから小規模クラブの委員会活動まで、全てをカバーして行く必要があります。また DLP で定められた必要な地区委員会は設置しなければなりません。現在、当地区が設置しております 7 部門、16 委員会、及び地区管理部門の各委員会は、当地区、及び地区内全クラブにとっては最小限度必要な委員会です。CLP を採用したクラブでクラブの委員会数が減少したクラブから、地区の委員会数を減らすようにとの要望がありますが、DLP は世界の全地区が義務的に採用しなければならない地区組織の管理形態ですので、現在以上の削減は困難です。一方、CLP は RI からクラブが導入を強制されているものではありません。クラブの裁量で設置されたクラブ委員会と、設置が義務化された地区の委員会の整合性は求められないということになります。

当地区は 2007-08 年度より、地区内の各クラブから少なくとも 1 名の地区委員を、大規模クラブからは会員数に応じて複数名を選出するようにしました。また地区委員の新陳代謝を促し、出来るだけ多くの地区リーダーを育成するため、地区委員の任期は 3 年間とし、更に副委員長、委員長へ就任される方はそれぞれ 1 年間、最長 5 年間を原則としております。なお、RI が定める地区ロータリー財団委員長の任期や、複数年度にわたり委員長職を務める必要があるとガバナーが特別に判断した場合は、例外的に任期を延長して任命する場合があります。

19.3 2660 地区の DLP に関する方針

19.3.1 ガバナー補佐制度

2000-01 年度の RI 理事会決定により、世界の全地区が DLP を採用しなければならないことになりました。当地区は 2002 - 03 年度に DLP の重要な構成要素の一つであるガバナー補佐制度を導入しました。当 2660 地区のガバナー補佐制度は、IM グループ単位でガバナー補佐 1 名を IM ホストクラブ

から選出し、地区内に合計 8 名のガバナー補佐を配置することにより実際の運用が開始されました。

当地区はガバナー補佐制度の発足にあたり、ガバナー補佐候補者の選考を各組の IM ホストクラブに委ねましたが、その後 IM ホストクラブの中には、ガバナー補佐の資格条件に見合った人材の不足や、クラブ内の諸般の事情により、候補者の選出を辞退されるクラブが出て参りました。一方、ガバナー補佐の任命権者であります地区ガバナーの立場から見ますと、IM ホストクラブ単独で選ばれたガバナー補佐候補者が、指導者としての資格条件を十分に備え、熱意をもって担当クラブを支援できる候補者であるのかどうかについて、地区ガバナーには判断の余地が残されておりました。そこで当地区は 2006 - 07 年度に至り、ガバナー補佐の選考方法と職務を次の通り改め、実施に移しました。

1. ガバナー補佐の選考方法

現職ガバナー補佐が主宰する IM グループ単位の「クラブ会長・幹事会」において、ガバナー補佐の資格条件に沿った候補者を IM グループ内の全クラブの中から 1 名を選考し、地区ガバナーに推薦します。

地区ガバナー、ガバナー・エレクト、及びガバナー・ノミニーは、その候補者がガバナー補佐としての資格条件を備えているかどうか、また当地区のガバナー補佐に関する職務規定を受諾できるかどうかを協議・確認し、地区ガバナーが次々年度のガバナー補佐を任命することにします。

2. ガバナー補佐の選考時期と呼称

ガバナー補佐の選考と委嘱はガバナー補佐就任年度の 1 年半前までに行います。

ガバナー補佐就任年度の前年度の呼称は「ガバナー補佐エレクト」とします。

ガバナー補佐エレクト就任までの呼称は「ガバナー補佐ノミニー」とします。

ガバナー補佐エレクトとガバナー補佐ノミニーは、ガバナー補佐就任までの 1 年半の準備期間中に担当クラブおよび地区活動全般について研修を受けることにします。ガバナー補佐が止むを得ない事由で職務を果たせない場合は、地区ガバナーの指示に基づいて、直前ガバナー補佐がガバナー補佐の職務を代行することにします。

3. ガバナー補佐の資格条件

- (1) 地区内クラブ所属の瑕疵なき会員で 3 年以上の在籍者
- (2) クラブ会長を全期務めた者、あるいはその予定者
- (3) 地区レベルでの活動経験を有する者
- (4) 将来の地区指導者として有望であること
- (5) ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力を備えた者

4. ガバナー補佐の職務

(1) クラブ訪問

ガバナー補佐は各クラブへ少なくとも年 4 回訪問し、クラブ運営やクラブ活動について指導し、クラブを支援します。当地区ではその訪問時期、及び頻度は原則次の通りとします。

第 1 回目：ガバナー補佐エレクトは前年度ガバナー補佐と共に各クラブの最終の新旧合同クラブ協議会にオブザーバーとして出席し、担当クラブの現況と問題点を把握します。

第 2 回目：ガバナー補佐はガバナーの公式訪問 2 週間前のクラブ協議会に出席し、ガバナー訪問に備えたクラブ現況報告をガバナーに提出します。

第 3 回目：下半期の適当な時期にクラブ協議会に出席し、或いはクラブ会長・幹事との懇談会をもち、クラブ活動計画の進捗状況を確認します。

第 4 回目：担当年度の最終新旧合同クラブ協議会にガバナー補佐エレクトと共に出席し、併せて新旧ガバナー補佐の業務引継ぎを行います。

その他必要がある場合は各クラブ会長・幹事と協議の上、クラブ訪問を行います。

(2) 地区行事への出席

ガバナー補佐及びガバナー補佐エレクトは各クラブでの指導をより効果的なものにするため、次の地区行事に出席します：

- * ガバナー補佐及びガバナー補佐エレクトの定例会議
- * 地区チーム研修セミナー、及びガバナー補佐研修セミナー
- * 会長エレクト研修セミナー（PETS）（手続要覧 33 頁および RI 細則 15. 030. 参照）
- * 地区研修・協議会（手続要覧 33 頁および RI 細則 15. 020. 参照）
- * 合同地区委員会
- * 地区各委員会のクラブ委員長会議
- * 地区会員増強セミナー
- * 地区ロータリー財団セミナー
- * 地区大会
- * IM グループ会長・幹事会
- * 担当 IM の準備会議及び本会議
- * 招待された各クラブの周年行事

地区ガバナー・地区委員会から要請のある場合はその他の会合にも出席します。

5. ガバナー補佐の基本的責務

- * RI 会長及び地区ガバナーの年度方針を三者一体で共有し、担当クラブに浸透させるようにします。
- * 各クラブの活動目標とその達成方策についてクラブリーダーと協議し、助言を与えます。
- * 地区各委員会と緊密に連携し、各クラブの活動を支援します。
- * ガバナー補佐定例会議を通じて各クラブの活動状況や問題点をガバナーに的確に報告し、ガバナーと共に問題の解決にあたります。
- * 将来の地区指導者となる人材を見出し、育成を奨励します。特に将来のガバナー補佐候補者、及び地区委員候補者について訪問先のクラブリーダーと協議することになります。

19. 3. 2 地区委員会制度

当地区では 2002-03 年度に DLP が導入されましたが、地区委員に関する成文化された取り決めが、明確ではありませんでした。そこで 2006-07 年度の DLP 検討委員会で、地区委員会に関する方針として、下記の通り決めました（ガバナー月信（2006-2007）1 月号 5-7 頁参照）。

1. 地区委員会の新制度について

地区委員会には、ガバナーが設定した地区目標を実行することが託されています。それと同時に当地区としては、地区リーダーシップ・プランの目的の一つに、クラブレベル及び地区レベルで活躍できる「人材の養成」がありますので、将来のリーダーとなる人材を、計画的に発掘・育成して行くために、各クラブから中堅・若手の会員も含めて幅広く地区委員を選出し、地区委員会活動を通じて、長期的に人材の養成に努めて行くことにします。

2. 各クラブからの地区委員公募数

地区委員の総数は各年度のガバナー・エレクトが地区活動の状況に応じて定めます。当面の目標総数は 120 名程度とし、各クラブから次の目標をもって選出します。

各クラブから 1 名

会員 100 名以上のクラブからはプラス 3 名

会員 70 名以上、100 名未満のクラブからはプラス 2 名

会員 50 名以上、70 名未満のクラブからはプラス 1 名

3. 各クラブにおける地区委員候補者の選考方法

- (1) 地区ガバナーは各クラブ会長に対し地区委員候補者の推薦をそれぞれの年度の地区委員の必要数に応じて毎年 10 月までに要請します。
- (2) 各クラブ会長は地区ガバナーからの要請に基づき、地区委員候補者をクラブ理事会に諮り、ガバナーに推薦します。
- (3) 各クラブ会長は地区委員推薦の際に、候補者のクラブ及び地区での活動歴、配属希望委員会、その他の必要事項を「地区委員候補者推薦状」に記入し、地区ガバナーに提出します。
- (4) 地区委員候補者の選出条件
 - *クラブの瑕疵なき会員で 3 年以上の在籍者
 - *委嘱された地区委員の職務を、熱意をもって遂行する意思と能力を有する者
 - *将来の地区指導者として有望な者
- (5) 各クラブから推薦された地区委員候補者の各委員会への委嘱は地区ガバナー・エレクトが地区委員会各委員長と協議のうえ決定します。

4. 地区委員の任期

- (1) DLP に関する規定では、委員長を含む地区委員の任期は、3 年間となっておりますが、当地区においては、地区委員を経て、副委員長、あるいは委員長へ就任の場合は、それぞれ 1 年間の任期延長が出来ることにします。
- (2) 同一地区委員会における地区委員の任期は、委員・副委員長・委員長、通算で最長 5 年間とし、地区ガバナーは各委員会で毎年地区委員の副委員長・委員長へのローテーションを計画的に図り、実施するように指導します。
- (3) ロータリー財団の規定による地区ロータリー財団委員長職の任期は 3 年間とします。その他に、地区ガバナーの判断で地区委員の任期を別途に定める場合もあります。

5. 地区委員会の各年度の構成と委員の委嘱

地区ガバナー及びガバナー・エレクトは次年度地区委員会の委員長・副委員長・委員の構成について、当年度地区委員長と協議の上、ガバナー・エレクトが全委員を任命します。

6. 地区委員会の指導と管理

当地区の CLP/DLP の運営をより効果的なものにするため、地区委員会活動に対して適切な指導を行い、各奉仕部門を担当する顧問（アドバイザー）を設置します。

地区ガバナー・エレクトはガバナーと協議の上、下記の奉仕部門を担当するアドバイザーとして、元ガバナー及び元ガバナー補佐の中から適任者を選出し、各年度それぞれ任命します。

なお、各奉仕部門担当の顧問は地区委員会とガバナー補佐が緊密に連携し、各クラブを適切に指導出来るように両者間のコーディネーターとしての役割も担います。

各部門担当顧問：

- (1) クラブ奉仕部門
- (2) 職業奉仕部門
- (3) 社会奉仕部門

- (4) 青少年奉仕部門
- (5) 国際奉仕部門
- (6) ロータリー-財団部門
- (7) 米山奨学部門

19.3.3 地区研修委員会の組織

ロータリーではクラブと地区の指導者が毎年変わりますので新しく就任する指導者に対する研修は極めて重要です。当地区の地区研修委員会に関する方針は次の通りです。

1. 地区研修委員会の組織

DLP の定めに従い、ガバナーはガバナー・エレクトの推薦に基づいて下記の地区研修委員会の委員を毎年度任命します。

(1) 地区研修リーダー（兼地区研修委員会委員長）

パスト・ガバナー 1 名を任命します。

(2) 地区研修サブリーダー

地区研修リーダーを補佐し、各種の地区研修会合や研修業務を管轄する地区研修サブリーダーとして、パスト・ガバナー複数名を任命します。

(3) 地区研修委員

地区研修リーダーおよびサブリーダーを補佐し、各種の研修会合や研修業務を企画・実行する地区研修委員を各年度、複数名を任命します。任命は、元ガバナー補佐、元地区委員の経験を有するものの中から、ガバナー、ガバナー・エレクト、地区研修リーダーおよびサブリーダーの推薦に基づいて行われます。その際、研修、教育、または討論進行の経験を有する者を優先するようにします。

2. 地区研修委員の任期

地区委員会全般の委員の任期に準じて、原則 3 年間としますが、ガバナーおよびガバナー・エレクトの要請により各委員の任期を別途に定める場合もあります。

3. 地区研修委員会の責務

地区研修委員会は、ガバナー及びガバナー・エレクトを補佐し、また研修会合の招集者に対して責任を負い、クラブや地区の指導者の研修に当たります。その職務の詳細は次節の 20.2 に記載します。

20. 会員の研修

20.1 クラブレベルの研修

20.1.1 クラブ研修リーダー

クラブ会長エレクトは、次年度のクラブの研修プランを監督するクラブ研修リーダーを 1 名任命することが推奨されています。クラブ研修リーダーの任期は 1 年で、連続して就任できる任期は三期までとします。クラブ研修リーダーは、すべての研修ニーズが満たされるようクラブ理事会および各種委員会と協力し、また、支援とアイデアを得るために、地区研修委員会、クラブを担当するガバナー補佐、地区ガバナーと協力しなければなりません。

20.1.2 クラブの研修プラン

クラブは以下の項目を行うための包括的研修プランを作成しましょう。

- a) クラブ指導者は、適宜、地区研修会合に出席する。
- b) 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
- c) 現会員のために継続的教育の機会を提供する。

d) 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。

20.1.3 クラブ指導者育成セミナー

目的：クラブ会員の指導力を育成することで、職業における日々の仕事を充実させ、将来のクラブ指導者を育成すること。

参加者：関心のあるロータリアン

推奨される議題：コミュニケーション技能

指導方法

ボランティアの指導と意欲喚起

個人指導

時間管理

目標設定と説明責任

RI の戦略計画、クラブの戦略計画

倫理（四つのテスト）

統一見解の構築

チームワーク

組織者：クラブ研修リーダー、クラブ会長、ガバナー補佐、地区研修委員会

20.2 地区研修委員会による地区レベルの研修

地区研修委員会は、ガバナー及びガバナー・エレクトを補佐し、また研修会合の招集者に対して責任を負い、クラブや地区の指導者の研修に当たります。その職務の詳細は次の通りです。

- (1) ガバナー・エレクトと協力し、各ロータリー年度において、地区内の以下の研修会合に対応します。
 - ① 地区チーム（含ガバナー補佐）研修セミナー
 - ② 会長エレクト研修セミナー（PETS）（手続要覧 33 頁、RI 細則 15.030. 参照）
 - ③ 地区研修・協議会（手続要覧 33 頁、RI 細則 15.020. 参照）
- (2) 地区研修委員会は地区委員会が主に担当する以下の研修セミナーに対して二次的な責任を持ち、協力します。
 - ① 地区会員増強セミナー
 - ② 地区ロータリー財団セミナー
 - ③ 地区ローターアクター-指導者育成セミナー
- (3) ガバナーと協力し、地区内におけるその他の研修ニーズに対応します。
 - ① クラブレベルの会員研修活動への支援
 - ② 地区内のその他の研修活動への支援
- (4) 地区研修委員会は、それぞれの研修会合の招集者の指示に基づき、以下の点についても対応します。
 - ① 研修プログラムの内容
 - ② 研修の実施
 - ③ 研修資料の準備手配
 - ④ 講演者や協力者の手配
 - ⑤ 研修委員の配置
 - ⑥ プログラムの評価

なお、地区が多地区合同 PETS の一員として参加する場合、ガバナー・エレクトは、多地区合同 PETS の指針と手続きに従い、PETS における研修を立案し実施する者を選ぶことになりますが、この研修会の担当者は、本委員会の委員でなければなりません。

21. ロータリーの広報

自分だけで大勢の人に影響を与えることは難しい。理解を得るためには、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人を含めた数多くの人々に働きかけることが重要だ (ポール・ハリス)

21.1 ロータリー広報の目的

ロータリアンの広報の目的はロータリアンへの理解、そのプログラムへの協力・支援を助長することです。ロータリアンの良いイメージをつくることは、ロータリアン個々の責務であり、地域と世界規模の両方で活動を行う必要があります (<https://www.rotary.org/ja/public-relations>)。

ポール・ハリスの言葉のようにロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の多くの人々に働きかける必要があります。下記はロータリアン章典記載の「RI 広報の目的」です。

ロータリアン広報プログラムの目的は、ロータリアンのプログラムと目的 (綱領) に対する理解、評価、支援を助長することである。本プログラムは、この目的を果たし、人類へのロータリアンの奉仕を広げるものであるならば、優れた広報、好ましい広報、肯定的イメージがロータリアンにとって望ましく、また必要不可欠な目標であるという認識を、すべてのロータリアンの間に広めるべきである (ロータリアン章典 50.010.)。

21.2 クラブの広報

各クラブにおけるロータリアンの広報とはどのようなものでしょうか。

クラブにおけるロータリアン広報の対象は三つあります。一つ目は対外的な広報、すなわち、地域、世界のロータリアン以外の人々への広報です。二つ目は他クラブのロータリアンへの広報です。そして、三つ目はクラブ内のロータリアンへの広報です。

広報を実行する方法としては、テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディアを通じた広報、クラブ独自の広報イベント、地域の祭典などへの参加による広報、広報パンフレット、冊子の配布、クラブホームページやブログなどのインターネットを使った広報などがあります。

しかし、最も大事な広報は、クラブのロータリアン一人一人が自らロータリアンを地域社会に正しく伝えることです。ビル・ゲイツ氏が国際協議会 (2009 年 1 月 21 日) の講演で言っています。「ロータリアンが口を開くと、皆が耳を傾けます」と。信頼の置けるロータリアンがロータリアンを理解し、自クラブをよく知り、それを皆に正しく伝えるのが最も効果的な広報といえます。

手続要覧の「個々のロータリアンの責務」という文章に、各ロータリアンは、ロータリアンの使命、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリアンの意図と業績を推進する機会を求めるものと期待され、ロータリアンとは何か、ロータリアンが何をしているのかについて、自ら他の人々に知らせ、地域社会におけるクラブの存在感を一層際立たせる力となるよう要請されている、と書かれています (手続要覧 18 頁、ロータリアン章典 9.040.1. および 9.040.2.)。

クラブ広報について、ロータリアン章典は下記のように記載しています。

メッセージを作成し、それを伝える適切な方法を探すことが広報の活動である。広報は、いくつかの異なる聴衆に向けて行われるべきである。これらはすなわち、報道機関 (メディア)、地方の政府や自治体役員、事業界、市民リーダーや市民団体、および資格のある会員候補者ならびにロー

タリー奉仕プロジェクトの影響を直接に受ける人々である(ロータリー章典 9.040. より一部抜粋)。また、広報とクラブのプロジェクトについては、次のように書かれています。

いずれのロータリークラブも毎年主要な社会奉仕活動の一つ提唱することが望まれる。成功した奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人々の認識、理解を普及徹底させるのに非常に効果的な方法の一つと考えられている。従って、成果を挙げたプロジェクトについて、これを一般の人々に広く知らせる活動は、ロータリー広報にとって不可欠である(手続要覧 2010 年版 24 頁)。

21.3 国際ロータリーの広報 (<http://www.rotary.org/ja>)

国際ロータリーは機関雑誌「The Rotarian」、地域雑誌「ロータリーの友」などの機関紙を始めとする出版物、ビデオ、ニュースレター、ウェブサイトなど様々なメディアを通じて、ロータリーの理念やロータリーの奉仕活動を広報しています。

2007 年度より「広報補助金制度」が設けられ、最大 15,000 ドルが利用できます。また広報の資源をクラブに提供し、それらを利用した広報活動をクラブに勧めています。

21.4 地区内における広報 (<http://www.ri2660.gr.jp/>)

第 2660 地区広報委員会では、上記の広報補助金(21.3 小節)を活用し、ラジオ、新聞、テレビその他による広報活動を広く展開しています。2008-09 年度、産経新聞「変わるロータリー:2660 地区の胎動」全 13 回、ラジオ大阪「あなたの街のロータリアン」全 13 回、2009-10 年度には産経新聞「変わるロータリー:2660 地区の元気人」2009 年 7 月～2010 年 6 月、ラジオ放送全 10 回、また 2010-11 年度にはテレビ大阪の特別番組「感染症ポリオ、最後の 1%の闘い」を作成、2011 年 7 月 18 日に放送しました。2011-12 年度は大阪駅においてデジタル・サイネージによる公共イメージ広報を、また 2012-13 年度にはポリオ撲滅をテーマにテレビ広告を放映しています。

地区内の各クラブでも、マスコミなどを通じた数多く広報が行なわれており、また、クラブホームページを開設し、ロータリーの理念や各クラブの活動を独自に広報しています。

地区ウェブサイトでは (<http://www.ri2660.gr.jp/>)、ソーシャルネットワークを活用し、「YouTube 2660 地区ビデオチャンネル」(<http://www.youtube.com/user/rid2660>)では、国際ロータリー関係のビデオ(日本語・字幕付)をまとめたコレクションや地区関係、クラブ関係のロータリービデオを紹介しています。

21.5 ロータリーを知り、ロータリーを知ってもらおう

ロータリアン自らがロータリーとロータリークラブをより良く理解し、それを他の人に伝え、知ってもらい、すなわち、全てのロータリアンが広報マンになる、これがロータリーの広報の原点です。クラブではそのようなロータリアンを育て、またクラブとしてホームページなどでロータリーやクラブの活動などを正しく伝えることが大切だと思われま

22. ロータリー財団

22.1 ロータリー財団とは

ロータリー財団は国際ロータリーの活動の推進を資金的に支援するための非営利財団で、その使命は「ロータリアンが、世界で健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」です。ロータリアンをはじめ、より良い世界を築こうというビジョンを共有する財団支援者の自発的な寄付のみによって支えられ、国際ロータリーの目的を推進するための独立した信託機関として、全資産を維持、投資、管理、運営しています(手続要覧 55 頁)。

22.2 ロータリー財団の運営・管理

ロータリー財団の運営は、財団管理委員会の下で行われますが、財団は RI に対する報告義務があります。管理委員会の構成メンバーは 15 名で、RI 会長が推薦し理事会が選出した管理委員を会長エレクトが任命します。その内 4 名は RI の元会長です。管理委員長は元 RI 会長歴任者の中から選ばれるのが慣例になっています。管理委員の資格条件はロータリー財団細則で定めており、任期は 4 年です。

ポリオ撲滅（22.5.3 参照）などの人道奉仕を推進しているロータリー財団は、近年国際ロータリーの組織の中でその重要性が増しており、財団管理委員長は各年度のロータリー財団の重点活動項目を、RI 会長と並行して毎年度別個に発表しています。財団の各種の活動プログラムを利用する各クラブのロータリー財団委員会、国際奉仕委員会、及び社会奉仕委員会はロータリー財団の基本的な活動指針に基づいたプログラムを企画し、実施することが望まれています。

22.3 ロータリー財団の歴史

国際ロータリー 6 代目会長 アーチ・クランプが、1917 年アトランタ国際大会で「基金を作り、世界的規模で慈善・教育・その他社会奉仕の分野で何か良い事をしよう」と提案しました。この基金が発展し、1928 年 ロータリー財団と名づけられ、国際ロータリーから独立した別機関となりました。

アーチ・クランプの言葉「世界でよいことをしよう：Doing good in the world」はロータリー財団のスローガンとして現在も使われています。

設立以降、ロータリー財団は全世界のロータリアンや関係者からの寄付をもとに、健康状態の改善、教育への支援、貧困・社会的弱者救済のための人道的支援を行うため、財団独自のプログラムと各地区やクラブの活動の支援プログラムを二本柱とする制度を整え、国際ロータリー活動を支える中核機関としての役割を果たしてきました。中でも、人道的国際奉仕活動を支援する補助金システム「マツチング・グラント」は世界中の地区、クラブに利用され、国際奉仕活動の推進に貢献しました。

ロータリー財団は、2017年に創立100周年を迎えるのを機に、国際ロータリーの更なる成長と発展を目指し、より継続的で大きな成果を挙げるにふさわしいロータリー財団に生まれ変わるべく、2005年より「未来の夢計画」（Future Vision Plan：FVP）の検討を開始しました。FVPは財団が奉仕の第二世紀への移行を目指し、その仕組みと制度を抜本的に見直す、いわば財団の構造改革です。全世界でのFVPの導入に先立ち、2010-2011年度より世界の100のパイロット地区においてFVPのプログラムが試験的に実施され、3年間の試行の結果を踏まえて2013-2014年度から正式に全世界で導入されました。当地区はパイロット地区ではありませんでしたが、2011-2012年度より地区内に「財団FVP委員会」を設け、FVP導入に備える準備作業を進め、新たな制度への移行がスムーズに完了しました。

22.4 「未来の夢計画（Future Vision Plan: FVP）」の概要

FVP導入の目的は、国際ロータリーとそれを支えるロータリー財団の第二世紀を目指した新たな発展の礎を作ると共に、現行制度の抜本的見直しを行い、時代に即した新たな制度・ルールを策定することです。

FVPの検討は2005年に開始され、世界のロータリアンへのアンケートの実施、各種意見交換会、個別課題を検討するフォーカスグループによる検討等による意見集約の結果、財団が目指す新たな方向として以下の五つの目標が打ち出されました。

① プログラムの簡素化と重点化

財団の取り組む多岐にわたるプログラムを整理統合し、以下の6つの重点分野に特化する。

平和と紛争予防／紛争解決
疾病予防と治療
水と衛生
母子の健康
基本的教育と識字率向上
経済と地域社会の発展

② 世界と地域のバランスの配慮

財団の予算を財団独自のプログラムに50%、各地区へ50%配分する仕組み（シェアシステム）は堅持する。

③ 持続的で大きな成果の志向

大きな成果の上がるプロジェクトとプロジェクトの成果が継続的に持続する仕組みを重視する。

④ 地域への権限の委譲

各地区への配分資金の使用について地区の裁量権を大幅に拡大する。

⑤ 奉仕活動のパートナーとして常にナンバーワンとなる。

ロータリーの公共イメージを高め、世界第一級の財団となる。

FVPの導入により財団のプログラムと補助金制度は大きく変わりました。補助金プログラムは、地区補助金（DG）、グローバル補助金（GG）、ロータリー平和センター、ポリオプラスの四種類です。このうち各クラブ独自のプロジェクトに利用できる補助金は地区補助金（DG）、グローバル補助金（GG）の2種類でこれまでに比べて格段にシンプルになりました。これらの補助金を用いて人道的プログラム、教育的プログラム、職業的プログラムの三つの分野のプロジェクトを実施することが出来ますが、プロジェクトの内容、実施する場所等により補助金の使い方にルールがあります。詳しくは22.7財団補助金プログラムの項で詳しく述べます（手続要覧 81-85頁参照）。

22.5 ロータリー財団の財源（活動資金の原資）

ロータリー財団への寄付には以下の3種類があります（手続要覧 57頁）。これらの寄付金に対する税法上の優遇措置については24.1小節をご参照下さい。

22.5.1 年次基金への寄付

ロータリー財団には、クラブの社会奉仕や国際奉仕プロジェクトに対する補助金など、各クラブのクラブ活動を側面から支援し、活性化する素晴らしいプログラムが数多くあります。各クラブによるこれらのプログラムの実施は、各ロータリアンの財団に対する毎年の寄付金があって初めて可能になります。財団はクラブとロータリアンの各年度の活動プログラムを支援するため、各会員の継続的な財団への寄付を呼び掛けています。PHF（ポール・ハリス・フェロー 累計1,000ドルの年次寄付）を達成した会員の中には、財団に対するそれ以上の寄付は必要ないと思える人もいますが、各クラブは毎年何らかの財団活動プログラムを利用しクラブ活動に役立っているわけですから、財団への継続的な寄付の協力が要請されているのです。そのため、当地区では、ガバナーが毎年財団への寄付金額、例えば「本年度は1人あたり150ドル以上」というような目標金額を掲げ、各会員へ協力を要請しています。

22.5.2 恒久基金への寄付

寄付金の元金は永久に貯蓄され、運用益だけが財団プログラムを遂行するために使用されます。年次基金寄付と恒久基金寄付はともに重要であり、両方で財団の活動プログラム全体を運営する資金として活用されています。年次基金寄付は今日の財団プログラムを支え、恒久基金寄付は将来の

財団プログラムを更に安定したものにします。ベネファクター（Benefactor）は恒久基金に 1,000 ドルを寄付した人に与えられる称号です。毎年ガバナーは各クラブから何名かのベネファクターを出すように協力を要請しています。

22.5.3 ポリオプラス基金への寄付

ポリオプラス・プログラムのための寄付で、「ポリオ撲滅の 2 億ドルチャレンジ」がその代表例です。ポリオ撲滅は RI および財団の戦略計画の第一優先活動項目にあげられており、ポリオ撲滅が達成されるまで本寄付への継続的な協力が要請されます。

22.5.4 寄付への感謝—認証

財団は財団への寄付に対して感謝を表すため、以下の様な認証制度を設け寄付の達成レベルに応じて認証記念品を贈呈しています。

<ポールハリスフェロー>

年次基金寄付、ポリオプラス基金寄付の累計が 1,000 ドル以上になるとポールハリスフェロー（PHF）の認証が与えられます。その後更に 1,000 ドル増えるごとにマルチプルポールハリスフェロー（MPHF）1 回目、2 回目というように呼ばれ、累計 9,000 ドルまで 8 段階あります。

<ベネファクター>

恒久基金に 1,000 ドル以上寄付した会員にはベネファクターの認証が与えられます。

<大口寄付者（メジャードナー）>

年次基金寄付、恒久基金寄付、ポリオプラス基金寄付などすべての現金寄付額の総計が 10,000 ドルに達した会員には大口寄付者（メジャードナー）の認証が与えられます。

22.6 ロータリー財団の予算体系

ロータリー財団の年間予算の原資は世界中のロータリアンから納められた寄付金です。ロータリー財団は 3 年前に納められた年次基金に、年次基金と恒久基金を 3 年間投資等で運用して得た運用利益を加えた金額をその年度の予算として計上します。ロータリー財団の予算のうち 50%は各地区に還元され、50%は財団の所定の方針に沿ったプログラム、すなわち国際財団活動資金（WF: World Fund）に使用されます。この仕組みはシェアシステムと呼ばれます。各地区への還元額は 3 年前の地区から納めた年次基金の額に応じて配分され、地区財団活動資金（DDF: District Designated Fund）と呼ばれます。

22.6.1 DDF（地区財団活動資金）

地区が各年度に利用できる DDF の総額は、前述の金額に前年度の DDF の繰越金を加えたものになります。DDF を地区内クラブ、あるいはロータリアンの奉仕活動にどの様に使うかは、地区の裁量で決めることができます。

1) DDF の使途

DDF の使途については、毎年ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーはじめ地区の財団関連委員会委員長、国際奉仕委員長、社会奉仕委員長などが参加して、DDF シェア会議を開き、プログラム別の使途額を決定します。具体的な使途には次のようなものがあります。

- ① 地区補助金（District Grants:DG）：地元と海外で実施される短期小規模な人道的国際奉仕活動補助金、奨学生への奨学金、職業研修補助金
- ② 大規模な人道的国際奉仕活動への補助金
- ③ 地区から財団への特別寄付金：ロータリー世界平和フェロー、ポリオプラスなど

2) DDF 使用の申請と支給

DDF はその年度の配分額が財団本部から地区に通知されますが、利用可能な DDF が事前に地区の口座に全額振り込まれるわけではありません。地区は用途をロータリー財団に申請し、それに対して実際の活動資金がロータリー財団から活動対象の口座に振り込まれる仕組みです。

3) DDF の繰越金の処置

DDF には毎年度末にいくらかの未使用剰余金が発生します。これは次年度への繰越金として翌年の DDF に加算して利用出来ます。

22.6.2 WF (国際財団活動資金)

国際財団活動資金 (WF) の用途はロータリー財団管理委員会が決めます。WF はロータリー平和センタープログラムのような財団本部主導のプログラムやプロジェクトの他に、グローバル補助金 (GG) として地区内各クラブやロータリアンの人道的国際奉仕プログラム、奨学金、職業研修を支援するためにも使われます。

22.7 財団補助金プログラム

財団の補助金プログラムは、22.4 にも述べた通り、以下の四つです。

- ① 地区補助金 (District Grants: DG)
- ② グローバル補助金 (Global Grants: GG)
- ③ ロータリー平和センタープログラム
- ④ ポリオプラス

これらのうち、クラブやロータリアンが自らのプロジェクトに直接使用できる補助金は地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の 2 つです。以下、各補助金プログラムの詳細を説明します。

22.7.1 地区補助金 (DG)

1) 地区補助金の対象となるプロジェクト

地区は毎年財団より還元される地区財団活動資金 (DDF) のうち最大 50% を地区補助金として使用できます。用途は地区の裁量に任されており、当地区では以下のような用途に使うことが出来ます。

- ① 小規模で短期 (1 年以内) の国内または海外での人道的社会奉仕活動
- ② 一年を超えない奨学金 (国内、海外)
- ③ 一年を超えない職業研修 (国内、海外)

当地区での補助金額は、人道的国内奉仕プロジェクト、奨学金、職業研修に対しては 20~60 万円、海外での人道的奉仕プロジェクトに対しては 20~100 万円と定められており、各クラブ拠出金の同額を上限とします (補助金額は毎年見直しが行われますのでご注意ください)。海外での人道的奉仕プロジェクトの実施に際しては実施国にロータリークラブがあるかどうかは問われません。補助金申請に当たっては、この他にもプロジェクトが満たすべきいくつかの要件が定められています。詳しくは当地区「財団補助金申請ハンドブック」をご参照下さい。

2) 地区補助金申請に当たってのクラブ資格認定

財団は、財団補助金のうちグローバル補助金を利用するクラブは地区による資格認定を受けなければならないと定めています。当地区では地区補助金の申請クラブにも同様の資格認定を受けるよう定めています。資格認定のプロセスは以下の通りです。

- ① 毎年最低一名のクラブ会員が地区主催の補助金管理セミナーに出席する。
- ② ロータリー財団との間に交わされる覚書（MOU）に署名のうえ提出し、記載された財務と資金管理要件を遵守する。

資格認定の有効期間は一年間で、各クラブは毎年このプロセスを踏むことが求められます。

3) 地区補助金申請のスケジュール

これまでの地区補助金は補助金の申請から交付、プロジェクトの実施、報告書の提出まで一年サイクルで実施していましたが、FVP の導入によりプロジェクトの計画年度と実施年度の二年サイクルとなりました。具体的な申請スケジュールのモデルは以下の通りです。（2014－2016 年度の事例）

< 1 年目 計画年度：2014－2015 年度 >

- 2014 年 7 月～ プロジェクト内容の検討
- 2015 年 2 月 補助金管理セミナーに出席、覚書（MOU）提出（資格認定）
- 4 月～5 月 プロジェクト内容を確定のうえ補助金申請書を地区に提出。
受付順に審査。
- 6 月 審査通過プロジェクトに対する補助金を一括して財団に申請。

< 2 年目 実施年度：2015－2016 年度 >

- 2015 年 7 月～ 財団より地区に入金があり次第各クラブに補助金交付。プロジェクト実施。
報告書提出（補助金受領後 6 か月以内）

4) 報告書の提出

地区補助金（DG）を使用したクラブは、補助金受領後 6 ヶ月以内、または補助金を全額支出してから 1 ヶ月以内に最終報告書を地区に提出しなければなりません。

5) より一層効果的な地区補助金活用へのチャレンジ

FVP の導入により、地区の自由裁量で使える地区補助金は増額し、使い方の柔軟性も格段に向上しました。従来にはない新しい発想での人道的奉仕プロジェクトや人道的奉仕プロジェクトと連動した奨学金、職業研修の実施等、地区補助金のより一層効果的な活用にチャレンジして下さい。

22.7.2 グローバル補助金（GG）

グローバル補助金は財団の年度予算の 50%に当たる国際財団活動資金（WF）の一部を世界中のクラブが実施する人道的国際奉仕プロジェクト、教育的プロジェクト、職業研修プロジェクトを支援するために使うものです。これらのプロジェクト実施のための資金はロータリークラブ、国際財団活動資金ならびに地区財団活動資金から調達することになります。

1) グローバル補助金の対象となるプロジェクト

グローバル補助金は、プロジェクトの実施国と援助国の二か国以上の地区、クラブが共同提唱する規模の大きな国際プロジェクトに対して財団から直接授与されるものです。

実施プロジェクトはその目的が **22.4** に述べた 6 つの重点分野に適合することが求められます。対象となるプロジェクトは人道的国際奉仕プロジェクト、留学生に対する奨学金等の教育的プロジェクト、職業研修チームの派遣等の職業研修プロジェクトです。各プロジェクトに求められる要件は以下の通りです。（詳細は当地区「補助金申請ハンドブック」をご参照下さい）。

< 人道的国際奉仕プロジェクト >

- ・重点分野の一つもしくは複数の目標を持つものであること。
- ・恩恵を受ける地域社会に測定可能な成果をもたらすものであること。
- ・補助金が使用された後も持続する成果をもたらすものであること。

- ・恩恵を受ける地域社会と協力して立案され、一体となってニーズに取り組むものであること。

<奨学金>

- ・重点分野の一つあるいは複数の目標に関連する大学院レベルの研究に適用される奨学金であること。
- ・1～4年の研究に提供される奨学金であること。(当地区は1～2年です)
- ・派遣地区から海外の受け入れ地区に留学する奨学生に提供される奨学金であること。

<職業研修>

- ・職業に関連する技術を学ぶため、または特定の分野において現地の人々を指導する目的で派遣する専門職に携わる人々からなる職業研修チームであり、チームの派遣によりチームあるいは恩恵を受ける地域社会の能力が高められること。
- ・チームの構成は、重点分野において少なくとも2年の職務経験を有する最低2名のメンバーと、ロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野における知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成ること。

なお、職業研修チームはVTT (Vocational Training Team) と呼ばれ、人道的国際奉仕プロジェクトあるいは奨学金に同一目的で付随して派遣することもできます。

2) グローバル補助金申請に当たってのクラブの資格認定

財団は、財団補助金のうちグローバル補助金を利用するクラブは地区による資格認定を受けなければならないと定めています。資格認定のプロセスは **22.7.1 地区補助金 (DG) の2)** 項で述べたものと同じです。資格認定の有効期間は一年間で、各クラブは毎年このプロセスを踏むことが求められます。

3) 地区財団活動資金 (DDF) からの補助金の申請

人道的国際奉仕プロジェクト、職業研修プロジェクトおよび奨学金に対する地区財団活動資金からの補助金の申請はプロジェクト代表提唱クラブが行います。当地区での一件当たりの申請可能なDDFは、代表提唱の場合2万ドルまで、複数のクラブで提唱する場合は代表クラブは2万ドルまで、他は5千ドルまでです。プロジェクト代表提唱クラブは、原則として申請するDDF額の10%以上の現金を拠出する必要があります。手続き等の詳細は当地区「財団補助金申請ハンドブック」をご参照下さい。

4) グローバル補助金の授与

この補助金の対象となるプロジェクトの規模は、大きな成果を目指す視点より総額3万ドル以上と定められています。また、WFからの補助金の一件当たりの下限は1万5千ドル、上限は20万ドルです。但し、10万ドル以上の補助金は財団管理委員会の承認が必要になります。プロジェクトが認可されると、各クラブからの拠出金の50%と地区財団活動資金からの補助金の100%に相当する金額が国際財団活動資金 (WF) から授与されます。

5) 報告書の提出

① 中間報告書

補助金の最初の支給を受けてから12か月以内にプロジェクトが完了しない場合には、中間報告書を提出する必要があります。その後プロジェクトの継続に応じて12か月毎に中間報告書を提出しなければなりません。

② 最終報告書

補助金がすべて使用され、プロジェクトの目的が達成されれば、プロジェクト完了後2か月以内に最終報告書を提出する必要があります。

6) グローバル補助金申請についての留意事項

① 申請スケジュール

グローバル補助金の申請は、地区補助金と異なり年度を通して随時行うことができます。

② オンライン申請

グローバル補助金の申請は、国際ロータリーのウェブサイトの「会員アクセス」を通してオンラインで行う必要があります。また、奨学金と職業研修については、ロータリアン以外の参加者が必要な書類を準備し、補助金の提唱者がこれらの書類を申請書に添えてオンラインで申請します。

③ 「授与と受諾の条件」の遵守

グローバル補助金の申請に当たっては、財団の「授与と受諾の条件」に定められた要件を遵守する必要があります。補助金申請に当たっては是非ご一読下さい。

④ 測定可能な成果と成果の継続性

人道的国際奉仕プロジェクトに対するグローバル補助金（GG）申請審査の際には、成果の測定可能性と持続可能性が問われます。この概念はこれまでの補助金制度では無かったもので注意が必要です。特に成果の継続性については、例えば、寄贈した装置の継続的利用をいかに担保するか等の発想が必要であり、装置の運転やメンテナンスのためのノウハウやスキルの供与のための職業研修や教育が重要です。また、成果の測定の可能性については、プロジェクトの成果を如何にして定量的に測定できるかを論理立てて説明することが必要です。従来のハード主体の発想を変え、職業研修、モニタリング等ソフトの比重を高めたプロジェクトの立案が必要です。

7) より一層有効なグローバル補助金活用へのチャレンジ

FVPの導入により、従来は細かく用途が指定されていた補助金制度がシンプルにまとめられグローバル補助金の用途の柔軟性が格段に向上しました。地区補助金の新たな活用と同様に、新たな発想によるプロジェクトの提案や人道的国際奉仕プロジェクトと奨学金、職業研修の組み合わせなどによる有効な活用には是非チャレンジして下さい。

22.7.3 パッケージ・グラント

（このグラントでは、いくつかのプロジェクトの成功例もありましたが、一般に、グラントの申請者が、グラントの目標とするところをよく理解・実践できなかつたことが多く、ロータリー財団管理委員会は現在進行中の活動がすべて完了次第、このグラントを終了することを決定しました。）

パッケージ・グラントは、ロータリー財団と財団の戦略パートナーと呼ばれる組織や団体が、共同で立案主導するプログラムの枠組みの中でクラブや地区が活動するもので、財団によるWFと戦略パートナーから必要な全ての資金が提供されます。そのプロジェクトと活動はロータリーの重点分野を支援するものであり、人道的奉仕、奨学金、職業研修を含めることができます。パッケージ・グラントによるプログラムは、その枠組みが既に決まっているため、ロータリアンは次の様な参加形態で具体的な活動に取り組むことになります。

①地域社会の調査とプロジェクト対象者の選定；②専門知識の提供、直接的な奉仕活動、外部への働きかけ；③プロジェクトの推進と広報；④プロジェクトの監督と評価。

パッケージ・グラントへの参加に当たっては、財団への申請を行う前に地区の承認が必要で、申請はオンラインで行います。

22.7.4 ロータリー平和センタープログラム

ロータリー平和センタープログラムは、国際問題、平和、紛争解決の分野の修士号、または平和

と紛争解決分野の専門能力開発修了証の取得を目指す人に奨学金を提供するものです。この奨学金をロータリー平和フェローシップといい、この奨学金を受けて留学する人達をロータリー平和フェローと呼びます。

ロータリーは国際基督教大学をはじめとする世界のいくつかの名門大学と提携し、その学内に国際問題研究のためのロータリー平和センターを設立し、平和や紛争解決の理念の実現に献身する個人に研究の機会を与えています。財団は毎年、ロータリーセンターにおいて1-2年の修士課程、または3ヶ月間の専門能力開発修了証取得プログラムを通して、国際問題、平和、紛争解決を研究する100名までのロータリー平和フェローを後援しています。詳しくはロータリー平和センター「ロータリアンのためのプログラムの手引き」をご覧ください。

22.7.5 ポリオプラス

国際ロータリーは1979年にフィリピンで600万人の児童にポリオ予防接種をするという5カ年のプロジェクトを開始しました。その後1980年代初めには世界中の児童にポリオの予防接種をするプログラムを計画し、1985年にポリオプラス・プログラムを設けたのです。「プラス」は当初、ポリオに麻疹、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つの疾病を加え、同時撲滅を目的としたためそのように名づけられましたが、現在は世界的ポリオ撲滅運動がもたらした成果を意味しています。プログラムの発足以来、20億人以上の子供たちに経口ポリオワクチンを接種してきました。

「ロータリーの2億ドルのチャレンジ」は、ポリオ撲滅のためにビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団から2度にわたり授与された総額3億5,500万ドルの補助金に比べ、国際ロータリーがそれに上乗せするために2億ドルを集める募金活動です。国際ロータリーは、この2億ドルの目標を2012年6月30日までに達成することを目指し、全世界のロータリアンに募金を呼びかけ、2012年3月に目標を達成しました（手続要覧87頁）。

なお、ポリオプラス・パートナーはポリオプラスの補足プログラムで、1995年10月に開始されました。ポリオ発生地域のロータリアンを援助し、予防接種のための社会動員や発症の監視活動等、ポリオ撲滅に必要な用具や補給品を提供します（手続要覧87頁）。

22.8 大規模災害復興支援プログラム

ロータリアンが特定の災害に対する義援金を寄付するためのプログラムです。寄せられた義援金は、現地に設置された委員会が、復興活動を支援するために管理・配分します。大規模な災害が発生した際は、ウェブサイト(<https://www.rotary.org/ja>)でロータリークラブと地区が実施する救援・復興活動のニュースや支援方法を知る事ができます。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、財団は3月14日には「ロータリー日本・太平洋諸島地震災害復興基金」を開設し義援金の募金を開始しました。6月に入り、マッチング・グラントなど補助金の手続きを踏むことなく、現地のニーズに応じてより効果的に財団の補助金を活用し、復興支援を行えるように「ロータリー東日本震災復興基金日本委員会」が設立され、建物の建築などを含む被災地のニーズに柔軟に対応できるようになりました。このように、大規模災害時にはより効果的かつタイムリーに義援金が使えるように特別な仕組みが作られ被災者支援に有効に活用されます。

ロータリー財団補助金プログラム

| プログラム | 財源 | 裁量 | 分野 | 活動内容と要件 | |
|----------------|--------------|-----------------|---|-------------------|--|
| 地区補助金 (D G) | D D F | 地区 | 不問 | i. 人道的補助金プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 地元や海外の奉仕プロジェクト 一年以内の小規模プロジェクト 実施地のロータリー存在の有無を問わない |
| | | | | ii. 教育的プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 高校・大学・大学院・専攻に制限はない 奨学金額に制限はない。授与期間1年 学校は国内・国外、いずれも可 (高校生の留学は不可) |
| | | | | iii. 職業研修プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 共同提唱や海外クラブ・地区との協力の要件はない 人数や期間制限がない |
| グローバル補助金 (G G) | D D F 及び W F | ロータリー財団 (T R F) | 6 重点分野に限る ① 平和と紛争予防/紛争解決 ② 疾病予防と治療 ③ 水と衛生 ④ 母子の健康 ⑤ 基本的教育と識字率向上 ⑥ 経済と地域社会の発展 | i. 人道的補助金プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 2カ国以上のクラブや地区が参加する ロータリーが存在する海外における事業 長期にわたる大規模プロジェクト 持続性のある成果が上がるプロジェクト 規模が最低3万ドル以上のプロジェクト |
| | | | | ii. 教育的プログラム | <ul style="list-style-type: none"> 重点分野の1つあるいは複数に関連する大学院レベルの研究に提供される奨学金であること 1~4年間の研究に提供される奨学金 (当地区は1~2年間) 派遣地区から海外の受入地区に留学する奨学生に提供される奨学金 |
| | | | | iii. 職業研修チームプログラム | <ul style="list-style-type: none"> 重点分野で経験や専門知識のあるチームリーダーとロータリアンでないチームメンバーで構成されること 人道的プロジェクトあるいは奨学金と付随して派遣を行うことができる 参加者の年齢制限と研修期間の制約はない 1つの補助金で複数のチームを派遣することができる |
| PCP | W F | T R F | <ul style="list-style-type: none"> 紛争解決と平和に関する国際問題研究のための奨学金 世界6か所のロータリー平和センターにて1~2年の修士課程で学ぶ (専門能力開発3か月コースもあり) | | |
| PP | 寄付 特別 | T R F | <ul style="list-style-type: none"> ポリオワクチンを世界中の子供に予防接種するプログラム | | |

PP：ポリオプラス、PCP：ロータリー平和センタープログラム

23. ロータリー米山記念奨学会

23.1 米山記念奨学会のあゆみ

ロータリー米山記念奨学事業は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年、東京ロータリークラブが発表したのは、海外から優秀な学生を日本に招き、勉学を支援する事業「米山募金」の構想でした。そこには、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、国際親善と世界平和に寄与したいという、当時のロータリアンたちの強

い願いがあったのです。この事業は、わずか5年の間に日本全国のロータリークラブの共同事業へと発展し、1967年には、文部省（当時）を主務官庁とする「(財)ロータリー米山記念奨学会」が設立される運びとなりました。長い歴史を持ち、RIから認証を受けた日本のロータリー独自の多地区合同活動です。現在も、「将来の日本の生きる道は平和しかない。その平和日本を世界に理解させるためには、アジアの国々から一人でも多くの留学生を日本に迎え入れて、平和日本を肌で感じてもらうしかない。それこそ、日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業ではないだろうか」という思いを込めて運営されています（ロータリー米山記念奨学会史（1992）より）。

23.2 米山記念奨学会の特徴

23.2.1 日本最大の民間奨学事業

ロータリー米山記念奨学会は、全国のロータリアンの寄付金を財源に日本の大学、大学院をはじめとする高等教育機関で学ぶ外国人留学生に対して奨学金を支給しています。年間の奨学生採用数はおよそ700人、事業費は13.6億円（2012年度決算）と、国内では、民間最大の国際奨学事業となっています。これまでに支援してきた奨学生数は累計で、17,545人（2013年4月現在）、その出身国は、世界121の国と地域に及びます。

23.2.2 世話クラブカウンセラー制度

奨学金による経済的支援だけでなく、ロータリーとの深い交流と精神的ケアを重視しています。奨学生一人ひとりに、地域のロータリークラブから世話クラブが選ばれ、ロータリーとの交流の起点となります。さらにその会員の中からカウンセラーが付いて日常の相談役となり、奨学生の留学生活が心豊かなものになるように配慮しています。例会に参加したり、地域の奉仕活動を体験できるのもロータリーならではのことで、奨学生にはかけがえのない経験となり、同時にロータリアンにとっても、米山記念奨学事業の意義を実感し、理解を深める機会となっています。

23.3 寄付金の使途・財政の推移

ロータリー米山記念奨学事業の財源は、ロータリアンからの寄付のみで支えられています。そしていただいた寄付はすべて奨学生の為に使われています。過去3年間の寄付金収入は、2010-11年度は13億1,400万円、2011-12年度は12億9500万円、2012-13年度は13億2500万円でした。1957年に全国組織となってから累計で500億円の寄付がありました。

米山記念奨学会では、財政の健全性、透明性の確保に努めており、事務費や補助費の見通しをしながら寄付金収入に見合った支援を行っています。

寄付金には普通寄付金と特別寄付金の2種類があります。

【普通寄付金】日本の全ロータリアンからクラブを通じて定期的にいただく寄付金で、各クラブで決定した一人当たり分の金額の会員数分を、半期に一度送金していただきます（2012年度1人当たり平均4,667円）。2010年1月分から、クラブから指定書式のデータ提供があれば、普通寄付金にも申告用領収書が発行されます。

【特別寄付金】個人・法人・クラブから普通寄付金以外に任意で行なう寄付で、ロータリー関係者以外からの寄付も可能です。金額の下限はありません。この特別寄付金も税制上の優遇措置が受けられます（2012年度1人当たり平均10,379円）。

23.4 米山記念奨学会への寄付に対する表彰制度

ロータリー米山記念奨学会への寄付金には、23.3小節にも述べたとおり、普通寄付金と特別寄付金の2種類があります。

ロータリー米山記念奨学会では、これらの寄付に対する表彰制度を設けています。3つの寄付へ

の表彰制度を下記のように規定しています。

■個人寄付への表彰

| 累計額 | 表彰名 | 表彰品 |
|------------|---------------------------|-------------------------------|
| 3万円 | 準米山功労者 | なし |
| 10万円 | 第1回米山功労者 | 感謝状【青色】 |
| 20万～50万円 | (以降10万円毎に) | 感謝状【銅色】 |
| 60万～90万円 | 第2回～第9回 米山功労者マルチプル | 感謝状【銀色】 |
| 100万～390万円 | 第10回～第39回 米山功労者メジャードナー | 感謝状【金色】 +100万円毎に ピンバッジ |
| 400万円～ | 第40回～ 米山功労者メジャードナー | 感謝状【金色】 +100万円毎に クリスタル盾 |

・累計額100万円未満は10万円ごとに感謝状、100万円以降は10万円ごとの感謝状に加え、100万円ごとにピンバッジ（400万円以上はクリスタルの盾）が贈られます。

■法人寄付への表彰

| 累計額 | 表彰名 | 表彰品 |
|--------|-------------------------|---------------|
| 5万円 | 準米山功労法人 | なし |
| 50万円 | 米山功労法人 | 感謝状 |
| 100万円～ | (以降100万円毎に) 米山特別功労法人 | 感謝状もしくは盾（選択可） |

■クラブの表彰

| 累計額 | 表彰名 | 表彰品 |
|---------|-------------|--------------|
| 100万円毎 | 米山功労クラブ | 感謝状 |
| 1000万円毎 | 達成クラブ | 感謝状（額付） |
| — | クラブ創立記念特別寄付 | 盾（10万円以上の場合） |

- ・「米山功労クラブ」はクラブ扱い・個人・法人すべての特別寄付金が対象
- ・「達成クラブ」は普通寄付金・特別寄付金の合計金額が対象

23.5 税制上の優遇措置について

ロータリー米山記念奨学会は、内閣府より「公益財団法人」の認定を受けているため、当会への寄付金には、所得税（個人）、法人税（法人）の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。2012年1月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。詳細は24.2小節をご覧ください。

23.6 米山学友会

米山学友（元米山記念奨学生）と現役奨学生によって組織される会です。米山学友会活動は、学友（元米山奨学生）および現役奨学生がロータリアンとの交流を深め、ロータリーの理想とする国際交流・親善および平和の創造と維持に貢献することを目的とします。現在、日本に31（34ロータリー地区）、海外に6（台湾・韓国・中国・タイ・ネパール・モンゴル）、計37学友会があります。学友会

は、奨学期間終了後もロータリーとの絆を結び、学友同士の友情を深める役割を果たしています。

それぞれの学友会によって活動内容は異なりますが、地区米山奨学委員会やロータリアンと連携して交流を深める様々なイベントを企画し、活動しています。運営は、米山学友によって自主的に行なわれ、ロータリアンおよび米山奨学会が協力・支援します。関係するロータリー地区との協力、連絡体制の強化はもちろんのこと、学友・奨学生とロータリアンとが相互に影響しあえる人間関係の構築が望まれます。

23.7 奨学金プログラム

■奨学金一覧（2013 学年度）

| ロータリー米山 記念奨学金一覧 | 月額 | 概要 | 人数 |
|--------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------|
| 1. 学部課程 (YU) | 10 万円 | 大学・大学院生対象の代表的な プログラム | 695 人 |
| 2. 修士課程 (YM) | 14 万円 | | |
| 3. 博士課程 (YD) | 14 万円 | | |
| 4. 地区奨励 | 7 万円 | 短大・高専・専修学校などの在籍 者対象。1 名枠で 2 名採用可 | 10 人 |
| 5. クラブ支援 | 14 万円 | 現役奨学生の期間延長制度 (世話クラブ推薦・半額負担) | 8 人 |
| 6. 海外応募者対象 | 10 万円ま たは 14 万 円 (課程 による) | 来日前の日本留学希望者が応募で きる新制度 | 8 人 |
| 7. 海外学友会推薦 | 14 万円 | 海外学友会との協同プログラム | 3 人 |

<奨学生の募集・選考方法 上記 1~4 のプログラムに適用>

- ・地区選考委員会が決定する指定校から優秀な留学生を推薦してもらい、それらの候補者を地区のロータリアンが面接・選考します(指定校推薦制度)。地区外の学校を指定校にすることも可能です。
- ・統一された応募資格以外に「医学系の学生」や「1カ国の割合を〇〇%以下に」といった地区独自の要望(選考の目安)を指定校へ提示し、支援したい学生を推薦してもらうことができます。

<選考スケジュール>

- 7月 地区で指定校決定
- 8月 指定校・募集要項発表 (HP 掲載)
- 10~11月 指定校からの申込期限 (10月15日)
資格審査 (奨学会)
- 12~1月 地区にて面接試験実施
- 1月~2月 合否通知 (地区の合否報告順に送付)
- 4月 オリエンテーション

23.8 ロータリー米山記念奨学会の資料

米山奨学事業に関する資料については、下記のパンフレットや DVD が用意されています。

① 事業の概要について

- ・「事業報告書」毎年 9 月中旬発行

事業計画、事業報告、予算、決算などの財務報告および当該年の奨学金制度について記載されています。奨学事業全般の詳細な統計データや財務資料、寄付行為などが記載された「統計・資料編」もあります。

- ・「ロータリー米山記念奨学事業・豆辞典」毎年8月末発行
奨学事業の概要をコンパクトに紹介する小冊子。米山月間資料として全ロータリアンを対象に配布しています。
 - ・DVD「ひろがれ！人づくりの輪」
(2012年12月制作、15分 無料)
- ② 学友の活躍について
- ・DVD「心つないで、世界へ」(2009年7月制作、15分 無料)
 - ・「ロータリーの友」よねやまだより 毎月掲載
活躍する学友からの寄稿文を毎号紹介。
 - ・「米山学友の群像 Vol.3」2010年9月発行
米山学友を一挙に紹介。一般向け広報にも適したA4冊子。
- ③ マニュアルについて
- ・「クラブ米山記念奨学委員長の手引き」
知って得する米山の情報、寄付金増進の方策などを掲載。
 - ・「米山記念奨学事業ハンドブック」
地区における米山記念奨学事業推進のマニュアル。
- ④ その他
- ・ホームページ <http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>
米山の情報はまずここから！
 - ・寄付金納入明細表：毎月送付（HPにも掲載）
地区別・クラブ別寄付金累計額を、ガバナー、理事、地区米山記念奨学委員長、寄付増進担当者に毎月送付。
 - ・ハイライトよねやま：Eメールで毎月配信し、HPにも公開。
 - ・バナー：地区大会などのブース展示に、無料貸出。
 - ・バナースタンド：地区大会などの展示に、有料頒布。

24. 寄付金の税法上の優遇措置

24.1 公益財団法人ロータリー日本財団への寄付

24.1.1 公益財団法人ロータリー日本財団

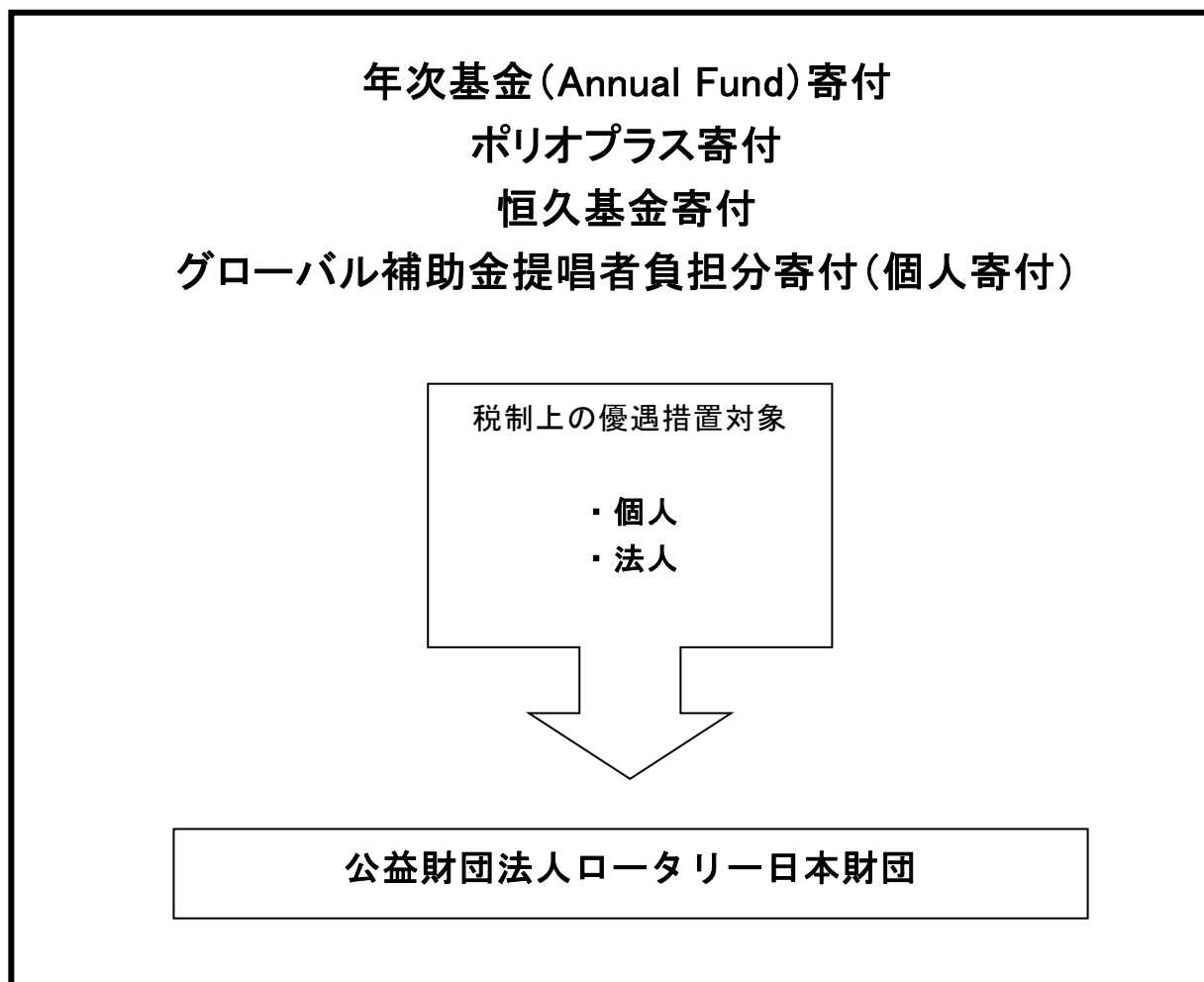
公益財団法人ロータリー日本財団は、国際ロータリーのロータリー財団（TRF）の協力財団として設立され、寄付者が日本において税制上の優遇措置を得ることが出来るようになりました。平成22年9月22日に公益認定申請をし、12月24日に約3ヶ月という速さで、内閣総理大臣より公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に基づき、「特定公益増進法人」の認定を受けました。公益財団法人ロータリー日本財団の事業は以下の二つです。

- ① 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金（グローバル補助金における奨学金）及びロータリー平和フェロシップ付与
- ② 非営利財団法人であるロータリー財団の活動を支援するための寄付金の提供

24.1.2 公益財団法人ロータリー日本財団の税法上の優遇措置

(1) 税制上の取扱い

ロータリアンの皆様からのご寄付は、下図のとおり税制上の優遇措置の対象となります。



なお、ロータリー財団による寄付認証は、公益財団法人ロータリー日本財団発足によって影響されることはありません。ロータリー財団の協力財団である、公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は、全てロータリー財団への寄付として扱われます。認証及び寄付累計も維持されます。なお、法人からの寄付に対し、ポール・ハリス・フェローなどの個人の認証を受けることはできません。

(2) 寄付の方法

ロータリー日本財団への寄付は、銀行振込後、ロータリー日本財団寄付送金明細書を公益財団法人ロータリー日本財団へEメールあるいはファックスにて送ります。

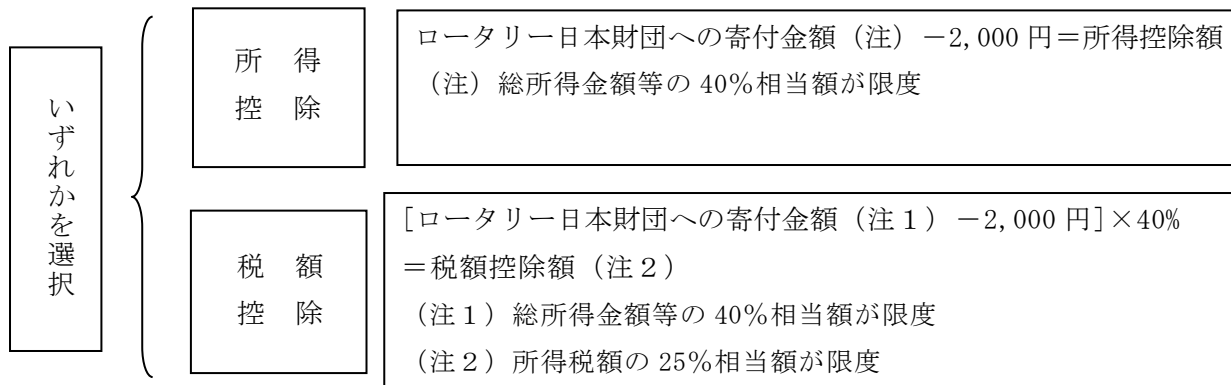
なお、ロータリー財団(RI)への寄付も、公益財団法人ロータリー日本財団を經由し送金して頂くことにより、日本における税法上の優遇措置を受けることができます。

(3) 税法上の優遇措置の具体例

特定公益増進法人への寄付として、所得税、法人税等・相続税の税法上の優遇措置があります。

◇個人寄付の場合

下記の算式により計算した金額のいずれか有利な方を選択することができます。



◇法人寄付の場合

通常的一般寄付金の損金算入限度額と同額以上が別枠として、資本金と所得金額を基礎として一定の損金算入が認められ、法人税額が軽減されます。

税制上の優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。寄付金控除の制度、確定申告の手続き等につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

◇相続税

遺言による特別寄付の場合は、相続財産から控除され、相続税額が軽減されます。相続税の申告期限内に、相続人から寄付（相続財産から支出）される場合も相続財産から控除されます。相続人が遺産を相続の後、寄付された場合は、相続人の所得税控除の対象となります。

（4）税制上の優遇措置の対象となる寄付領収書について

個人による合計2千円以上の寄付は、7月から12月までについては翌年1月末発送、1月から6月までについては同年7月末発送になります。法人による合計2千円以上の寄付は、随時発送します。

24.2 米山記念奨学会への寄付

（財）ロータリー米山記念奨学会も「特定公益増進法人」として認定されているため、当会に対する特別寄付金も、先述の公益財団法人ロータリー日本財団と同様に、所得税（個人）、法人税（法人）、住民税の税制優遇が受けられます。また、相続税の非課税扱いも同様です。

但し、平成23年分の寄付金については、上記のロータリー日本財団のように税額控除を受けることはできず所得控除のみとなります（平成24年度分よりは上記のロータリー日本財団と同様の選択控除を受けることができます）。

尚、申告用領収書の発送は、1年間（1月～12月）で2千円以上の特別寄付をされた方には、翌年の1月末日までに（確定申告に間に合うように）、申告用の領収書と特定公益法人の証明書（写）が、各ロータリークラブを通して届られます。法人の場合は、寄付の都度、申告用の書類が送られます。

25. 出版とウェブサイト

ロータリーの情報として、ロータリーに関する数多くの出版物が発行されています。それらは、書籍であり、ビデオであり、電子書籍、ウェブサイトでの情報など、いろいろな形態で出版されています。また、ロータリーだけでなく、「ロータリーの友」誌や地区そしてクラブ、ロータリアン個人からも多数の情報が発信されています。

ロータリー出版物の主要目的は、それが印刷物、視聴覚資料、あるいは、電子出版物（RIのウェブサイトの内容や電子郵送リスト）にかかわらず、諸事全般において、ロータリーの目的（綱領）

を推進させるためであります。

25.1 「RI カタログ」をご存知ですか？

「手続要覧」、「ロータリー章典」、「ロータリーワールド」、各種マニュアル、申請書類その他ロータリーの活動に必要な国際ロータリー発行の出版物の全てが「RI カタログ (019ja)」に記載されています。そして「RI カタログ (019ja)」は国際ロータリー日本事務局から直接手に入れることができます。

■出版物のダウンロードの方法：「RI カタログ (019ja)」で (W) もしくは「ウェブのみ」と記された品目は、PDF ファイルでダウンロード可能です。直接 (W) もしくは「ウェブのみ」をクリックするとダウンロードできます。それ以外はショップにつながり購入手続きができます。

なお、PDF ファイルを利用するには Adobe-reader (アクロバットリーダー) が必要です。下記のアドレスから無償でダウンロードできます。(http://www.adobe.com/jp/products/reader/)

25.2 国際ロータリーのウェブサイト (http://www.rotary.org/ja)

国際ロータリーのウェブサイト自体が一つの出版物です。ロータリアンは、ロータリーの最新のニュースを読んだり、数多くのオンライン機能を利用することができます。一般向けのサイトである www.rotary.org は、入会見込者、寄付者、ボランティア、メディア関係者、協力団体などに、ロータリーの魅力を伝え、参加を促す内容になっており、ロータリーの特徴、世界各地の地域社会で行われているロータリーの活動に加え、ボランティア、寄付、クラブ入会、パートナーシップなどを通じてロータリアン以外の人びとが参加する方法を紹介しています。登録者用サイトである My ROTARY (www.rotary.org/myrotary) では、ユーザーのニーズに合わせた豊富な情報が提供されていて、ログインするとユーザー別にカスタマイズされたページが開き、各自の役割、クラブ、地元に関係するニュースと情報を見られるほか、クラブ、地区、プログラムをより効果的に運営するためのリソースも利用できるようになっています。また、ロータリーのオンラインコミュニティに参加して、世界のロータリー会員と結びついたり、ロータリーのプロジェクトを企画、推進し、支援を募るための新しいツールも活用できます (手続要覧 49 頁参照)。

■「The Rotarian」の閲覧については、雑誌「The Rotarian」の創刊号から最新号までの全てをウェブ上で閲覧することができます。ダウンロードは出来ません。

(http://books.google.co.jp/books/about/The_Rotarian.html?id=vzQEAAAAMBAJ&redir_esc=y)

■ROTARY International Youtube には国際ロータリー独自のチャンネルがあり、ロータリーに関心のある人が鑑賞できるビデオが掲載されています。ロータリアンは、Youtube のチャンネルに掲載されたビデオクリップをクラブや地区のウェブサイトに転載できます。

(<http://www.youtube.com/rotaryinternational>) また Vimeo の Rotary International's Videos にも多くのビデオが登録されています。(http://vimeo.com/rotary/videos)

25.3 ロータリーの友とウェブサイト (http://www.rotary.or.jp/)

日本独自の出版物としては、地域雑誌「ロータリーの友」があります。この雑誌には、いろいろなロータリーの情報が収録されています。電子版の「ロータリーの友」も発行されています。「ロータリーの友」以外の出版物も発行されています。また、ロータリージャパンのウェブサイトもぜひご覧下さい。他地区ホームページへもこのウェブサイトからアクセスできます。

25.4 ロータリー文庫のサイト (http://www.rotary-bunko.gr.jp/)

「ロータリー文庫」は、日本ロータリー50周年記念事業の一つとして、昭和45年に設立されたロータリーの資料室です。ロータリー関係の文献や資料など約2万数千点が収集整備されています。サイトにはその目録があり、その内のいくつかはPDF文書化され直接ダウンロードができます。

地区ウェブサイトからも直接リンクしています。

25.5 2660 地区の出版物とウェブサイト (<http://www.ri2660.gr.jp/>)

地区独自の出版物には「ガバナー月信」の他に、地区委員会発行の冊子や各種地区発行の書類など、多くのものがあります。これらの出版物は、地区ウェブサイトからもダウンロードできます。地区ホームページの右サイドバーの「ガバナー月信」、「ダウンロードセンター」などをクリックして下さい。トップページには各クラブから直接投稿された奉仕活動も掲載されています。

また、「YouTube 2660 地区ビデオチャンネル」(<http://www.youtube.com/user/rid2660>)を設置し、各種ロータリー関係のビデオをまとめたコレクションや地区関係、クラブ関係のロータリービデオを紹介しています。その他、地区関係のウェブサイト等も地区ホームページの右サイドバーの下の方からアクセスできます。手に入れにくい書籍を電子化(PDF)した「ロータリー電子文庫」へも、右サイドバーからリンクしています。

25.6 地区内クラブのウェブサイト (<http://www.ri2660.gr.jp/>)

地区内各クラブのホームページでは、クラブの週報や各種情報が発信されています。地区ホームページの右サイドバーの「地区内 RC リスト」または「リンク集」からアクセスして下さい。

25.7 その他ロータリーの情報源

その他有用なロータリー情報がクラブ、ロータリアン個人のウェブサイトなどで、出版されています。この冊子の36節「一般参考文献」をご参照下さい。

ロータリアン有志による会員制ウェブサイト「源流の会 (Rotary Archives)」では「ロータリーの友」をはじめとする膨大なロータリー資料を手に入れることができます。 (<http://genryu.org/>)

26. 地区とその役割

地区の役割はロータリー章典に、「地区とは、*RI* の管理運営のために、*RI* 細則に従って *RI* 理事会によって設けられた地理的な境界内にあるクラブのグループである。ロータリー地区の活動およびその組織は、個々のロータリークラブがロータリーの綱領を推進するのを援助することを唯一の存在目的とするものであり、地元レベルにおいてクラブや個々のロータリアンが提供する奉仕を減殺するようなことがあってはならない」と定められています(ロータリー章典 17.010.1.)。

地区の規模については、大きな会員基盤を持つ地区が有利なのは明白であると同時に、小規模地区は*RI*の管理運営と財務に不利な影響を与えるため、すべての地区が少なくとも75クラブ、2,700名のロータリアンを擁することを理事会が奨励しています。*RI*理事会の権限で地区の境界を決定指示し、*RI*会長が公表します。クラブ数33未満、あるいはロータリアン数が1100名未満の地区の境界を廃止あるいは変更することが出来るようになりました(*RI*細則15.010.)。

地区ガバナーは、その地区における*RI*の役員であり、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行います。地区内のクラブの管理は、ガバナーの直接監督下に置かれます。ガバナーは地区内のクラブに対する指導と監督を行うことで、ロータリーの目的(綱領)を推進する任務を課せられています。ガバナーは、また地区内のクラブの奉仕活動を啓発し、意欲を与え、地区内に継続性を確保することが求められています。

すべての地区は、ロータリー章典17.030.1.から17.030.6.までの条項に準拠し、地区リーダーシップ・プラン(DLP、19節参照)を開発し、採択するよう義務づけられています。このプランは、クラブへの支援をより迅速かつ適切にし、研修を受けた指導者候補をより多く育成し、財団や地区活動への参加を活性化することなどによって、地区レベルとクラブレベルでロータリーの充実を図

ることを目的としています。

DLPの構成要素には、次のようなものが定められていなければなりません。

- 1) ガバナー補佐、地区研修リーダー、各地区委員会といった各地区共通の用語とその用法
- 2) ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員、クラブ指導者の明確に定義された責務と任務
- 3) 地区内の指導層の継続性を確保することの出来るシステムを持つ地区委員会
- 4) ガバナーの任務や責務のうち他人に委任することのできないものの明確な記述
- 5) クラブがDLPに対応するクラブ・リーダーシップ・プランを施行するのを助けるためにつくられた計画

地区では、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとされています。地区大会の開催日程はロータリー研究会、地区研修・協議会、国際協議会、RI国際大会の日程と重なってはならないと定められています。またRI理事会では、地区大会を年度の前半に開催するよう奨励しています。

地区大会の目的は親睦、感銘深い講演と、地区内クラブやRI全般に関する問題の討議によってロータリーの目的を推進することです。大会では、RI理事会から提出された特別な問題や、地区内で生じた問題が検討されます。大会はロータリーのプログラムや地区、クラブの活動を発表する場となり、クラブ同士が交流、対話することが求められています。大会は地区内の会員基盤を維持し、増大する機会であることを認識し、意気を高揚させるような形で、かつ親睦の雰囲気の中に情報を提示する必要があります。また大会では、規定審議会に提出する立法案を承認または提案することができます。さらに規定審議会に送る代表議員を選出することもできます。

地区には委員会が設けられ、ガバナーが策定した地区目標を実行する責任を負います。ガバナー・エレクトは、任期が始まる前に委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員長を任命します。現在の管理運営機能を受け持つために、財務、地区研修、地区大会、拡大増強、広報、ロータリー財団、RI国際大会推進、地区プログラム（青少年交換、ローターアクトなど）などの委員会委員が任命されます。

また、ガバナーと地区指導者チームが必要と認めた特別の任務を遂行する場合には、追加の地区委員会が任命されることになっています。

第5章 国際ロータリーの組織と諸活動

27. 国際ロータリーの構成とその役割

国際ロータリー（RI）は、全世界のロータリークラブの連合体です。つまり、RIの定款や細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブを会員として構成されています。

27.1 国際ロータリーの目的（Purposes of Rotary International）

RIの目的は、定款で次の3つと定められています（RI定款第3条）。

- (a) ロータリーの目的（The Object of Rotary）を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブとRI地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- (c) RIの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

(The purposes of RI are: (a) To support the clubs and districts of RI in their pursuit of programs and activities that promote the Object of Rotary; (b) To encourage, promote, extend, and supervise Rotary throughout the world; (c) To coordinate and generally direct the activities of RI. 英文 RI 定款第3条)

ロータリーの目的（The Object of Rotary）に関しては、毎月発行され、全ロータリアンに購読の義務が課せられている雑誌「ロータリーの友」の6頁に恒常的に掲載されています。詳しくは 第 4 節を参照して下さい。

RIの使命は、他者に奉仕し、高い倫理基準を促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダー間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進することであると定められています。RIに加盟する各クラブの会員は、次のようにRIに対して人頭分担金を支払うこととされています。すなわち、2013-14 年度には半年毎に米貨 26 ドル 50 セント、2014-2015 年度には半年毎に米貨 27 ドル、2015-2016 年度には半年毎に米貨 27 ドル 50 セント、2016-2017 年度以降には半年毎に米貨 28 ドルを支払うことになっています。これらの金額は、規定審議会で改正された場合に変更となります。

RIの収入の主要財源は、この人頭分担金のほか、国際大会や会議の登録料、ロータリーセンターのテナントの家賃収入、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の購読料・広告料に加え、免許料・使用料、投資に対する利子・配当、投資市場の所得・損失です。

RIの管理運営に関しては、RIは章典で、「加盟クラブと個々のロータリアンによる奉仕の理想の適用を通じてロータリーの目的（綱領）を推進する限りにおいてのみ、重要である」としています（ロータリー章典26.030.）。根底にある基本原則は加盟クラブの大幅な自主性であって、制約は最小限にとどめられています。特に地元のレベルでは、RIの方針の解釈と実施において最大限の柔軟性が認められています。

RIは、奉仕の第二世紀を迎え、組織の未来への指針となる戦略計画の構想を描き始め、3年ごとに理事会が採択した長期計画を発表しています。その詳細は 33 節をご覧ください。

27.2 国際ロータリーの活動テーマ

RI 会長エレクトは、世界全地区のガバナー・エレクトが集結して開かれる次年度のためのガバナー・エレクト研修会、「国際協議会」において、次年度の「RI の活動テーマ」を発表します。これは RI 会長として、その年度に強調したい活動テーマを短い言葉に込めたものです。

各クラブのリーダーは例会場で各年度のテーマを掲げ、会員の活動を鼓舞することになります。ここ数年間の活動テーマは次の通りです。

2014-15 年度 Light up Rotary

ロータリーに輝きを

2013-14 年度 Engage Rotary, Change Lives

ロータリーを实践し、みんなに豊かな人生を

2012-13 年度 Peace through Service

奉仕を通じて平和を

2011-12 年度 Reach Within to Embrace Humanity

こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

2010-11 年度 Building Communities — Bridging Continents

地域を育み、大陸をつなぐ

2009-10 年度 The Future of Rotary is in Your Hands

ロータリーの未来はあなたの手の中に

2008-09 年度 Make Dreams Real

夢をかたちに

27.3 国際ロータリー特別月間

RIは8月の「会員増強・拡大月間」(Membership and Extension Month)から始まり、翌年6月の「ロータリー親睦月間」(Rotary Fellowships Month)に至るまで、各月に特別月間を設置し、ロータリアン一人ひとりがそれぞれの月間の強調活動に参加するように呼び掛けています。各特別月間の月初にRI会長、および地区ガバナーはその特別月間の意義をロータリーの公式機関誌やガバナー月信を通じて紹介しています。クラブ会長は、その主旨をクラブ例会で会員に説明し、会員の活動を促すことになっています。また特別月間の他に、世界ローターアクト週間などの特別週間が年3回設けられておりますが、特別月間及び特別週間の内容は、ガバナー月信の各年度の7月号に掲載されています。

27.4a 国際ロータリーの役員

国際ロータリー(RI)の管理主体となる国際ロータリーの役員についてはRI細則で詳しく規定されています。

1) 国際ロータリー会長

① RI会長の選出方法

RI会長はRI理事経験者の中から、RI会長指名委員会で指名され、任期は1年です。指名委員会は34ゾーン(ゾーンについては手続要覧35頁参照)から選挙された17名の委員で構成され、偶数年には奇数ゾーンから、奇数年には偶数ゾーンからそれぞれ一人の委員を選び、委員会での定足数は12名で、各議事は多数決によりますが、会長の選出については少なくとも10名の賛成投票が必要となります。

日本出身のRI会長としては、1968-69年度の東ヶ崎潔氏(東京RC)、1982-83年度の向笠廣次氏(中津RC)に次いで田中作次氏(八潮RC)が3番目のRI会長として2012-2013年度に就任し、Peace through Service(奉仕を通じて平和を)のテーマを掲げて世界のロータリアンを指導されました。

② RI会長の任務

RI細則で次のように示されています。

- * RIの最高役員
- * RIの第一代弁者
- * 国際大会とRI理事会の会合を主宰する
- * 事務総長に助言する
- * その他RIに関連する任務

2) RI理事

① RI理事の選出方法

RIの管理主体であるRI理事会は会長以下19名のメンバーで構成されています。RI理事は世界の34ゾーンから平等に選ばれますが、任期が2年のため各ゾーンから4年おきに選出されます。日本のゾーン数は、2008-09年度は3.5ゾーンでしたが、2009-10年度は会員数の減少により、3ゾーンへと減少しました。2009-10年度の世界全体の1ゾーン当たりの平均会員数(123万人÷34ゾーン)は3万6千人となります。日本の会員数(9万2千人÷3ゾーン)は1ゾーン当たりの会員数が約3万1千人となり、世界的に見た場合は不平等な状態になっています。なお、当地区は第3ゾーンに所属しています。日本の会員減少がこのまま続けば、RI理事会の定期的なゾーン見直しの際に、更に日本のゾーン数が減少し、選出されるRI理事も減少することになります。RI理事にはゾーンを代表する役割もありますから、日本のRI理事が減少すれば、日本のロータリアンの声が国際ロータリーに届かないということにもなりかねません。過去、当地区からも数々のRI理事を輩出して

おり、近い所では 2010-12 年度に千里 RC の近藤雅臣氏が選出され、その任を果たされました。

② RI 理事会の任務

RI 理事会は、1) RI の業務を指示・管理し、2) 組織規定に準拠して RI の業務と資金の監督、管理にあたり、3) RI の現役員と次期役員及び RI 委員会を管理し、加盟クラブを総括的に監督する責務を負っています。

また、RI 理事会は、次の各項を行う義務を負っています。

- * RI の目的 (Purposes of Rotary International) の推進
- * ロータリーの目的 (The Object of Rotary) の達成
- * ロータリーの基本原則の研究と教育
- * ロータリーの理想、倫理及び独創的組織の保全
- * ロータリーの全世界への拡大
- * RI の戦略計画の採択

(ロータリー章典 28.005、2010 年手続要覧 62 頁、および手続要覧 42 頁参照)

3) RI 事務総長

事務総長は、RI の実務を執行する RI の最高執行責任者です。事務総長の任期は 5 年ですが、RI 理事会の承認があれば再選は認められております。事務総長の職務については RI 細則で詳しく定められています。

4) 地区ガバナー

ガバナーは RI 理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う、その地区における RI の役員であります。ガバナーは地区内のクラブに対する指揮と監督を行うことで、ロータリーの目的 (綱領) を推進する任務を課せられています。ガバナーは地区内のクラブを啓発し、意欲を与え、地区内の継続性を確保するという責務があります (RI 細則 15.090)。地区ガバナーの資格条件、選出方法、及び任務については、RI 細則第 13 条、RI 細則第 15 条 15.070、15.080、15.090 に詳しく記述されています。

27.4b ロータリーコーディネーター

RI 会長は世界のそれぞれの地域 (ゾーン) を担当する任期 3 年間のロータリーコーディネーター (RC) を任命します。ダイナミックで活気に溢れたクラブや地区づくりを目指す各クラブや地区のそれぞれのニーズに応じて、RC は側面からクラブと地区を支援することになっています。クラブと地区リーダーにとっては、RC はより良いクラブ作りの為の推進役、モチベーター、助言者、情報源となります。

各ゾーン担当の RI 理事の下で、RC はロータリー公共イメージコーディネーター (RPIC)、およびロータリー財団地域コーディネーター (RRFC) と協力し、RI 戦略計画の重点活動項目全般を推進します。具体的な活動としては、ゾーン内の DG・DGE・DGN・ADG・地区委員長などを対象に合同セミナーを定期的開催します。また各地区の研修・協議会、地区大会などでの研修セミナーへ講師として招聘されることがあります。

RI がロータリーコーディネーター制度の導入を始めたのは 2010-11 年度ですが、当初はこの役員がどのような役割と職責を担って活動しているのか、あまり知られておりませんでした。当地区の井上暎夫 PDG が 2011-13 年度の第 3 ゾーンの RC として活躍され、各地区およびクラブで本制度に対する認知度が次第に高まってきました。また、数名のロータリーコーディネーター補佐 (ARC) が任命され、ロータリー公共イメージコーディネーター補佐 (ARPIC)、ロータリー財団地域コーディネーター補佐 (ARRFC) とともにロータリーコーディネーターチームとして合同でロータリー活動の推進に寄与することになっています。なお、ロータリーコーディネーターの詳細について

は手続要覧第3章「ゾーン」をご参照ください。

27.5 国際大会

RIでは年間を通して様々な会合を開いていますが、その一つが国際大会です。この大会の主たる目的は、国際レベルで全ロータリアンを刺激、鼓舞、激励し、かつ情報を与えるとともに、組織の長期目標を進展させるためのフォーラムとして機能することです。クラブと地区で積極的にロータリーを発展させようとする意欲を起すため、クラブ会長エレクトとクラブやRIなどの次期役員は特に、国際大会に出席するよう奨励されています。国際大会はまた、RIの年に一度の業務会合でもあります。また同時にロータリー家族の世界的会合であるため、大会本来の目的を損なわない限り、社交や余興を通じて親睦を深めることも適切と言えます。このためプログラムには、大会前会議や本会議、ワークショップ、フォーラムに加え余興などのイベントも含まれています。

27.6 国際協議会

国際協議会は国際大会と並んで非常に重要な RI 主催の会合です。国際協議会は GETS (ガバナー・エレクト研修セミナー) の一環として行なわれるもので、次年度ガバナーのための研修会合です。本会合は、毎年新年度が始まる前の1月ごろに、米国のサンディエゴ市に世界の全地区からガバナー・エレクトが集結し開催されます。国際協議会において、RI 会長エレクトより、次年度の RI の活動テーマや活動方針が発表されます。それに基づいて RI シニアリーダーによる各種の研修セミナーが一週間にわたり執り行われます。ガバナー・エレクトは国際協議会から帰国後、それぞれの地区で速やかに次年度のための PETS、地区チーム研修セミナーおよび地区研修・協議会を開き、次年度の RI やロータリー財団の活動方針を次年度のクラブおよび地区リーダーに説明し、同時にガバナー・エレクト自らの次年度の地区活動方針を発表します。クラブリーダーはそれを受けて自クラブの活動方針を決定し、ガバナーの発表とともに会員に伝えます。この様な流れの中で、次年度のクラブの各奉仕部門と委員会の活動方針が決められていきます。

27.7 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会は RI の立法機関で、RI の組織規定を改正する権限を有し、世界の各地区・クラブおよび RI 理事会から検討を求める案件について必要性を明文化した説明文とともに提案された立法案、すなわち「制定案」と「決議案」について審議します。制定案は組織規定を改正しようとする提案であり、決議案は組織規定を改正することを目的としていない提案であります (RI 細則 7.010.)。

規定審議会では、各地区からそれぞれ1名選出された代表議員の投票によって提案案件の採否が決められます。規定審議会は3年に1度開かれます (RI 定款第10条)。なお、規定審議会に提案されるすべての立法案は、理事会 (理事会に代わって定款細則委員会) によって審査され、欠陥があれば、提案者にその旨通告され、可能であれば修正が提言されます (RI 細則 7.050.)。

審議会で採択された制定案は、決定報告書に記録され、RI 細則第 8.140.4. 項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じます (RI 細則 8.140.2. および 8.140.8.)。決議案もまた、決定報告書に記録されます (RI 細則 8.140.2.)。RI 理事会は、規定審議会が閉会してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会決定について、全ガバナーに通知します (RI 定款第10条第6節)。

地区内クラブの有効投票の少なくとも5%に相当するクラブの反対のために、一時保留とされた制定案は、保留とされた時点より1カ月以内に投票を行い、クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合は一時保留の日より無効とされます。それ以外の場合は、一時保留がなかったものとして復活します (RI 細則 8.140.4.、8.140.5. および 8.140.7.)。

理事会に対する請願書 (Petitions to the RI Board)

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブは、RI 理事会に請願書を提出することを考慮してもよい。請願書は、特定の事柄に関する決定を要請する、理事会への請願です。クラブのみが提出でき、クラブ例会での正規の決議の結果として提出すべきです。多くの場合、提出者の目的は、請願書によって、より効果的かつ速やかに達成することができます (手続要覧 116 頁 英文手続要覧 106 頁)。

27.8 ロータリー研究会 (Rotary Institute)

ロータリー研究会は RI の元、現、ならびに次期役員を対象にしたロータリー情報提供のための会合で毎年開催されます。現在日本では RI 理事を輩出している地区がホスト地区となり、3ゾーン合同のロータリー研究会が開催されています。2010年および2011年のロータリー研究会は、当地区の近藤雅臣 RI 理事が招集者となり大阪で開催されました。日本で開かれるロータリー研究会には RI 会長とロータリー財団管理委員長が出席されるのが慣例になっています。

27.9 国際ロータリーの席次

RI と財団の現、元および次期役員と委員会委員ならびにそれぞれの配偶者が、RI の会合あるいは行事に出席して紹介を受ける場合、歓迎レセプションの並び順、および RI 出版物にその名前が掲載される場合に適用される席次は次の通りです。

会長 (または会長代理)

会長エレクト

会長ノミニー

副会長

財務長

理事

執行委員会委員長

そのほかの理事

元会長 (先任順)

管理委員長

管理委員長エレクト

副管理委員長

そのほかの管理委員

事務総長

理事エレクト

次期管理委員

理事ノミニー

元理事 (先任順)

元管理委員 (先任順)

元事務総長 (先任順)

RIBI の会長、直前会長、副会長、名誉会計

ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージコーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーター
地区ガバナー

地区ガバナーエレクト

地区ガバナーノミニー

パストガバナー (先任順)

ロータリーの公式行事では、役員に対し、一度だけ、席次に従って敬称で呼びかけねばなりません。ロータリアンの現職の席次は元役職より上席とします。元役職の席次は、以後役職に就く予定の人より上席とします。2つ以上の役職を保持しているロータリアンは、高い方の役職の席次に就くことになっています。配偶者を同行している場合は、同じ席次とします。(手続要覧 51 頁)

28. ロータリーの賞

ロータリーの賞は、クラブや地区が 奉仕活動に対して、ロータリアンやその他の人々を認証し、鼓舞、奨励の機会を提供するものです。いろいろな賞を設けて、奉仕活動を励ます事が奨励されています (ロータリー章典第 44 条参照)。

28.1 RIの賞

① 会長賞

RI会長は、毎年、会長賞の分野を更新し、其の年のテーマや方針に沿ったものとなります。

② 奉仕部門功労者賞

奉仕部門功労者賞は五大奉仕部門のいずれかにおいて顕著な業績をあげたロータリアン個人の草の根の努力を称えるために設置された賞で、RI役員やクラブ会長を除くロータリアン個人に対して一度限り贈られるものです。

③ 超我の奉仕賞

この賞は、形式やレベルを問わず、同賞なくしては表彰される機会のない模範的な人道的奉仕を行った人物を表彰することを目的としています。候補者は、その人物が行ってきたロータリーの人道的奉仕のみを基に審査されるもので、一生に一度の最高の榮譽です。ロータリー、その財団、あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な財政寄付は、本賞の審査において一切考慮されません。受賞者の氏名はRI ウェブサイトに掲載されます。瑕疵なき正会員であるロータリアンは誰でも推薦されることができますが、本人や配偶者、直系親族 (子または孫)、直系親族の配偶者、または尊属 (親または祖父母) は推薦できません。対象となる奉仕活動は、継続的なもので、毎年150 名の受賞者が選出される国際競争制に基づき、1地区から選ばれる受賞者は、毎年、1名限りです。

④ 意義ある業績賞プログラム

意義ある業績賞プログラムは1991年7月1日より開始された会長表彰プログラムで、重要な問題またはニーズに取り組むクラブの活動を地区レベルで表彰するものです。すべてのクラブに新プロジェクトを奨励し、かつクラブが模範的な活動を行うことの重要性について理解を深めることがこの賞の目的です。意義ある業績賞の選考基準は、RI理事会が使用を承認した「意義ある業績賞推薦書式」に記載されています。

⑤ RI榮譽賞

RI榮譽賞は、国家元首を含め、表彰に値する個人に授与することができます。ロータリー年度ごとに、会長は5名までに本賞を授与することができますが、表彰に先立つ少なくとも14日前までに、本賞の受賞予定者の氏名を理事会へ報告しなければなりません。この報告から7日以内に理事が異議申し立てを行った場合、その表彰に関する審議は次の理事会会合まで保留されます。

⑥ RI会員増強・拡大賞

理事会は、1998年、RI会員増強・拡大賞として知られる年1回の表彰プログラムを設置しました。

⑦ 協同プロジェクト最高賞

この賞の目的はロータリー以外の団体と協同で奉仕活動を行い、見事な成果を挙げたクラブを称えることで、例えば、クラブが地元の診療所と協力して無料の予防接種を提供することや、国レベルでは米国ボーイスカウトとの協力、国際レベルではユニセフといった国際機関との協力などが挙げられます。特に国連やその関連機関、その他の国際的な人道的支援団体との協力の下で行われたプロジェクトが優先して表彰されます。外部の団体と協力して活動することによって、ロータリーに対する認識と理解を高めたクラブが表彰されます。

受賞クラブの選考は地区ガバナーによって行なわれます。ガバナーは、推薦されるクラブを選出する特別委員会を任命することができ、推薦は地区ガバナーによって国際ロータリーに提出されるものです。選考基準は、積極的な活動を要するプロジェクトが優先されます。例えば、クラブ会員と他のグループが協同で学校や井戸を建設したり、個人指導や相談プログラムを実施したり、貧しい人々へ自ら毎週食糧を届けたりするような積極的なプロジェクトです。募金活動のみを行うプロジェクトは積極的であるとはみなされません。

⑧ 会員増強推進表彰プログラム

理事会は会員増強推進表彰プログラムを次のように設置しました。

- a) 会員の増強と維持についての下記の3つの主要支援活動において、画期的で創意に富む戦略計画を立案したクラブが、毎年1地区につき3クラブまでガバナーにより表彰されます。
 - i) 会員維持の推進
 - ii) 有資格会員の特定と勧誘
 - iii) 新ロータリークラブの結成
- b) 表彰を受けるには、クラブは画期的な推進活動計画あるいは戦略計画に関する1ページの詳細な説明を、4月15日までに地区ガバナーへ提出しなければなりません。
- c) 地区ガバナーは、推薦するクラブの名称とその推進計画書あるいは戦略計画書を、5月15日までにRIへ提出しなければなりません。
- d) RI 会長が署名した表彰状が各クラブへ贈呈されます。

⑨ 小規模クラブ会員増加の表彰

理事会は「小規模クラブ会員増加の表彰」プログラムを2007年6月に採択しました。

28.2 クラブおよび地区レベルの賞

クラブレベルや地区レベルで、いろいろな賞を設けて、立派な行いをした人を賞賛し、励ます機会を作ることが奨励されています。表彰が励みとなったり、努力目標となったりするような機会を設定することは、ロータリアンの奉仕活動において、特に青少年奉仕部門においては意義のあるプロジェクトとなります。

29. 日本のロータリーの関連団体

29.1 NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会

(RIJYEC : Rotary International Japan Youth Exchange Committee)

国際理解と平和の最高の推進力は、異文化を体験し自分でその違いを感じることであり、人々は国籍に関係なく自分自身の子どもたちにとって豊かで実りある生活ができる安全で居心地の良い環境を願っていることは間違いありません。若者に、他国の人々に会い、その文化を経験して、生涯に亘る国際理解の種を心の中に植える機会を提供しているのが青少年交換プログラムです。2000年7月1日、日本34地区で展開されている青少年交換プログラムを支援するために、ガバナー会(29.4

小節参照)の中に、ガバナー会青少年交換委員会が設立されました。その後、損害保険の保険料支払いに関わる問題を円滑に処理するために、表記の NPO 法人国際ロータリー日本青少年交換委員会 (RIJYEC : Rotary International Japan Youth Exchange Committee、<http://rijyec.org/>) を設立するに到りました。その目的は、世界中の人々に対して、留学に関しての問題点の把握、原因の究明、解決策の検討を行い、留学しやすい環境を整備し、国際交流の向上と平和に貢献することです。設立の主な趣旨は、社会奉仕の一貫としての、交換学生留学のあるべき姿、ホストファミリーとその支援団体のあるべき姿ならびに青少年交換の問題点と解決法等を研究し、広報し、地域社会の理解と協力を願い、学生に対してはそのノウハウを教授することです。

29.2 ロータリーの友

1952年4月、当時の第60地区の大会が開催され、同年7月に迎える新年度(1952-53年度)から、日本のロータリーは、東日本と西日本の2地区に分割されることになりました。この大会で、日本のロータリアンが、2地区に分割されてからも、緊密に連絡を取り合い、情報を共有化するための機関紙として、2地区共通の雑誌「ロータリーの友」を発行することが企画されました。創刊は1953年1月で、1972年1月号から、左から開けると横書き、右から開けると縦書きの現在のようになり、1979年7月号から、1年間の試験期間を経て、国際ロータリー公式地域雑誌となりました。公式地域雑誌の要件の一つに「新年度の7月号表紙に RI 会長の写真を掲載すること」があり、1979年7月以降、RI 会長の写真が掲載されています。また、創刊50周年を迎えるに当たり、紙面の一新が検討され、2002年7月号から、それまでの B5 版サイズが A4 変型版に変更され、カラー写真も多数取り入れられるようになりました (http://www.rotary.or.jp/tomo/tomo_aumi.html)。

なお、クラブの各会員は、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌を購読しなければなりません。電子版が発行されている場合は、電子版の雑誌をインターネットで受けることもできます。同じ住所の2人のロータリアンは共同で購読することも出来ます。購読義務については世界中共通です (RI 細則 20.030.1)。

また、任意団体であったロータリーの友事務所は2010年7月1日に「一般社団法人ロータリーの友事務所」へ法人化されました。

29.3 ロータリー文庫

ロータリー文庫 (<http://www.rotary-bunko.gr.jp/about.htm>) は、日本ロータリー50周年記念事業の一つとして、昭和45年(1970年)に設立された資料室です。ロータリー関係の文献や資料など約2万数千点が収集整備され、ロータリアンの皆様のご利用に備えております。東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル3F (TEL : 03-3433-6456、FAX : 03-3459-7506) に所在します。文献資料は自由に閲覧できます。貸出しは複数の資料を保有する場合には限られていますが、コピーサービスは受けることが出来ます。保有されている文献資料は、各クラブ事務所備付けの「資料目録」、あるいは、上記のホームページで調べることが出来ます。デジタル化されている資料は Adobe-reader (アクロバットリーダー) で閲覧することが出来ます。文庫の運営は、ロータリーの会員から徴収される一人当たり年間300円の資金により、行なわれています。

29.4 ガバナー会

日本全国34地区のガバナーが当該年度に参加する任意の集まりで、当初は、同期ガバナーの親睦会として発足しました。RI から正式に認められているものではありませんが、全国34地区のロータリー活動にかかわる問題解決に連携が必要な事項が多く見られるようになった昨今、ロータリーのいろいろな問題を議論する場として、その役割は重要になってきています。ガバナー会がこの様

な問題の解決に充分対処できるための対応策として、現在のガバナー会にパスト・ガバナーを加えたガバナー協議会が設置され、日本におけるロータリーの諸問題の調査・検討に取り組んでいます。綱領等翻訳問題調査研究の活動はその一環として行われました。現在のガバナー事務局は、東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4F にあります。

29.5 プロバスクラブ

プロバスクラブ (Probus Club) は世界各地のロータリークラブがスポンサーとなって、その社会奉仕事業の一環として退職者およびセミ退職者のためにつくった親睦団体であります。社会奉仕が義務として強制されるわけではありませんが、社会奉仕団体の役割を果たしていることが多いようです。プロバス (Probus) とは Professional (専門職) の Pro と、Businessman (実業家) の Bus を合成した造語であるといわれていますが、ラテン語の Probus (誠実) という言葉から引用したという説もあります (ウィキペディア参照)。1960 年代イギリスで誕生し、現在、全世界に 4,500 以上のクラブがあり、日本には 78 クラブがあります。

クラブの設立はロータリークラブがスポンサーとなって行なわれますが、設立のあとは、ロータリークラブから独立したクラブであります。ただ、国際ロータリー事務総長は、それが適切と認められる場合は、現在発行されている国際ロータリー出版物を通じてプロバスクラブに関する情報をロータリークラブに提供しております (ロータリー章典 36.030.4.)。

上記以外の関連団体であるロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会、インターアクト、ロータリーアクトについては、それぞれ、22 節、23 節、10.2 小節、10.3 小節を参照して下さい。

30. 国際ロータリーの公式言語

国際ロータリーの公式言語は英語であり、クラブの加盟認証状を含むすべての公式文書は英語で発行されます。英語圏以外の国でロータリークラブに発行される加盟認証状には、それが適切と考えられる場合には、クラブが所在する国の言語に翻訳された加盟認証状が添えられますが、これには国際ロータリーの印章または役員の署名が付されることはありません (ロータリー章典 48.010.)。

ロータリーは、世界中の言語の持つ優れた価値を強調し、世界社会をより良くし、世界の文化をさらに豊かにすることに対する各言語の貢献を支援・強化する活動を支持するとともに、すべてのロータリアンは、国際理解、親善、平和を助長し、ロータリーの目的 (綱領) を推進するための手段として、母国語以外の言語を学習することを奨励しています (ロータリー章典 48.010.2.)。

国際ロータリーは、英語以外の言語によるロータリー出版物のうち、クラブと地区にとっての基本的な情報にかかわるものについては、日本語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、韓国語、イタリア語、スウェーデン語、ヒンディー語の翻訳を提供しています。

上記以外の言語を話すロータリアンがいる地区あるいは地区グループには、ボランティアによる地区内クラブにとって不可欠な情報の翻訳、印刷、および配布が認められています。理事会は、ボランティアによって翻訳されたこれらの出版物の印刷と配布の費用を国際ロータリーが支弁することを推奨しています (ロータリー章典 48.020. 手続要覧51頁)。

31. ロータリーと政治・宗教

ロータリークラブでは政治的性格をもった事項について討議し、見解の採択をしたり、配布をしてはならないことになっています。これはロータリークラブに限らずあらゆるクラブ制度を採る団体に共通のルールであります (RC 定款第 13 条第 3 節)。

しかしながら、世界理解と平和というロータリーの目的の追求と自己の職業および地元地域への奉仕に影響を及ぼすものに限っては、クラブ内で、地元地域や世界各地の政治状況を検討することはロータリアンの義務であります。また、クラブ外で、すべての人の尊厳と個人の必然的人権の尊重に対する認識を高めるために積極的に行動することも、同様にロータリアンの義務であります（手続要覧7頁）。

また、会員の性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分の制約をしてはならないこととなっています。上記信条のなかに宗教的信条も含まれており、特定の宗教に基づく主張や活動はしてはならないのです（RI 細則第4条 4.070.）。

32. ロータリーの標章の使用と保護

国際ロータリー細則 18.010. 「RI の知的所有権の保全」には、「理事会は RI の徽章（emblem）、バッジ（badge）その他の記章（insignia）をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする」と規定されています。RI 理事会は、RI の知的所有権である標章（ロータリー標章）の使用の維持、保全、保護を委ねられているのです。この責務を果たすために、RI は、商標およびサービスマークを含む（集合的に「ロータリー標章」と呼ばれる）ロータリーの知的所有権を全世界で保有、保護し、その使用を監督しています。

ロータリー標章には、「ロータリー」という語、ロータリー徽章をはじめ多くの言葉とロゴが含まれています。ロータリー標章の完全なリストは、ロータリー章典 33.005. を参照して下さい（手続要覧 93 頁参照）。

第6章 ロータリーのこれから

33. ロータリーのこれから

国際ロータリー（RI）戦略計画（Strategic Plan）

ロータリーがこれから先もダイナミックな組織でありつづけ、世界中の地域社会に貢献するための将来への指針となるのが、RI戦略計画です。

RIは、2002-03年度から戦略計画委員会を発足させ、2004-05年度の規定審議会の議決を経て、2007年6月にRI理事会は「国際ロータリーの使命」、「国際ロータリーのビジョン」、「標語」、「中核となる価値観」ならびに具体的な実践目標である優先項目を示しました。

2009年9月に戦略計画委員会は、規定審議会によって委任された通り RI 戦略計画の見直しを行いました。2009年11月、RI 理事会は、この戦略計画委員会の案に修正を加えた国際ロータリーの戦略計画を採択しました。この戦略計画では、活動目標を「クラブのサポートと強化」、「人道的奉仕の重点化と増加」、「公共イメージと認知度の向上」の3つの重点項目に分け、それぞれの中に機能的で柔軟性のある、具体的な活動目標を位置づけております。これらの活動目標には修正以前の戦略計画の殆どの要素が含まれています（第3章 17.6 小節参照）。

2010年7月1日から有効となったこの戦略計画を次に示します。<https://www.rotary.org/ja/strategic-plan>

国際ロータリーの本質

地域の人々の生活を改善したいという情熱を社会に役立つ活動に注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワーク。

国際ロータリーの使命

私たちは、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職務および地域社会のリーダー間の親睦

を通じて世界理解、親善、平和を推進することです。

標語

超我の奉仕

戦略的優先項目と目標



中核的価値観

中核的価値観は、組織内においてロータリアンが何を優先させ、どのような行動を取るかという指針を表すものです。これらの価値観は、RIの戦略計画において、重要な構成要素であり、組織の考え方と方向性を示す原動力となるものです。

① 親睦 (Fellowship)

親睦は、個人と個人、民族と民族や国家と国家、といったさまざまな違いを超越し、寛容の精神へと導くものであります。

② 高潔性 (Integrity)

会員は、職業、地域社会、人間関係など、すべての行動において、倫理と職業の観点から、常に高い倫理基準、公平さ、尊敬を守ることが必要です。そして、行動や結果についての説明責任を果たさなければなりません。

③ 多様性 (Diversity)

会員組織において、また活動や奉仕において、あらゆる個人職業、人種、性別、宗教、戸籍の多様性を尊重しつつ事業や専門職務の社会を反映させているクラブが、将来性のあるクラブであるといえます。

④ 奉仕 (Service)

ロータリーの奉仕活動とプログラムは、さらなる世界理解と平和をもたらすもの、と考えられます。奉仕は、私たちの使命の主要な要素であります。私たちは、個々のクラブの計画と行動を通じて、奉仕する者に達成感を与え、組織全体に奉仕の精神を伝えています。

⑤ リーダーシップ (Leadership)

会員は、それぞれの活動分野におけるリーダーから成る世界的な集まりです。指導力を向上させることの重要性、および会員の優れた資質としてのリーダーシップを発掘し、育む義務があります。ロータリアンは、中核的価値観を率先して実行していくリーダーです。

親睦と国際理解 (Fellowship and Global Understanding)、倫理と高潔性 (Ethics and Integrity)、多様性 (Diversity)、職業の知識とスキル、奉仕、リーダーシップ (Vocational Expertise, Service, and Leadership) など、中核となる価値観を絡めたさまざまな考え方が湧いてきます。これら五つの中核となる価値観はすべて、私たちが日常使用しているロータリーの目的 (綱領) と「四つのテスト」に反映されています。これらの価値観は、人と人との関係における高潔さを育成し、維持していくために、「奉仕の理想」を培い、実行するために私たちを鼓舞・激励してくれるものです。

戦略計画の 16 の優先項目

<クラブのサポートと強化>

1. クラブの刷新性と柔軟性を育てる
2. 五大奉仕部門の全部門における調和のとれた活動を行う
3. 会員の多様性を増進する
4. 会員の勧誘と維持を改善する
5. リーダーを育成する
6. ロータリーを伸展させる
7. クラブと地区に於ける戦略計画の立案を奨励する

<人道的奉仕の重点化と増加>

1. ポリオを撲滅する
2. 以下の分野における奉仕の持続性を高める
 - 青少年と青年のプログラム
 - ロータリー財団の 6 つの重点分野
3. 他組織とのパートナーシップおよび協力関係を拡大する
4. 地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを創造する

<公共イメージと認知度の向上>

1. イメージとブランド認知を調和させる
2. 行動を主体とした奉仕を推進する
3. 中核的価値観を推進する
4. 職業奉仕を強調する
5. クラブにおけるネットワークづくりの機会ならびにクラブ独自の主な活動について周知を図るようクラブに奨励する

戦略計画に盛り込まれた活動の焦点は、「将来へ向けてもっと大きな夢を持とう」ということであり、そのためには地区やクラブの活性化と柔軟性が、特に必要であることが強調されています。戦略計画で、3つの大きなグループに分けられた重点項目の中に示された 16 の優先項目は、いずれもロータリーとして最も重要で具体的な活動目標です。勿論、この戦略計画は、ロータリー財団の 2013 年 7 月から実施された補助金制度、または、ロータリーの管理運営の効率化と一体のもので、相互

に連携しながら将来への活動を継続していくことになっています。

私たちは今、ロータリー100年を過ぎた時点で、あらためてクラブの活動がロータリー活動の原点であることを再認識して、クラブの活性化を推進しなくてはなりません。地区やクラブなど、すべてのレベルでの活動を柔軟に進展させて、ロータリーの発展を期待したいと思います。[RI 戦略計画委員会委員南園義一氏（2004-06年度 RI 理事）執筆の「新 RI 戦略計画（2010-13年度）」（ロータリーの友 2010年1月号 24～27頁）、および、「長期計画から戦略計画へ」（ロータリーの友 2012年1月号 12～14頁）をご参照下さい]

各クラブで戦略計画を立案し、目標やビジョンに向けての進捗状況を評価する際に役立つ資料が「戦略計画立案の手引き」（38節参照）です。この「手引き」には、クラブが目標を定め、これを達成するためのステップを立案する上で役立つワークシートや情報が収められています。

戦略計画の立案では、複数のクラブ指導者とともに、クラブ会員全員がそのプロセスに関わることが大切です。「手引き」は、クラブが思い描く3年後のビジョンに向けて、長期目標と年次目標を立てるためにおおいに活用できるものです。

また、「手引き」は、目標とビジョンを定期的に見直し、必要に応じて戦略計画に修正を加えることの重要性も強調しています。この資料はクラブ用に作成されたものですが、地区や個人の戦略計画立案にも応用することができます。クラブの戦略計画は、地区と RI の戦略計画と調和したものとすることが奨励されています。

第7章 付録

34. ロータリーQ & A

以下には、ロータリーについて日頃よくある質問、疑問などについてお答えします。

Q. クラブの名称変更を考えておりますが、注意点を教えてください。

A. 手続きは、RC 定款第 19 条第 2 節に書かれておりますが、改正案を決議例会の少なくとも 10 日前に会員及びガバナーに通告する必要があります。名称はクラブの所在地域を示すもので、地図を見れば容易に所在地が分かるなど、その地域を知らない人でも大体の位置が把握できるものとされております。また、事務総長には、その名称が近隣クラブの異議や不必要な混乱を招く恐れがある時、否認する権限が与えられておりますから、近隣、地区内等に予め意見を聴くなどの配慮が望まれます（ロータリー章典 3.010. および 18.050.3.）。

Q. クラブの会員数が減っております。何名になると終結されますか？

A. 会員数 1 桁クラブでも、この人頭分担金を支払い、例会を開く、雑誌を購読する、ガバナー、ガバナー補佐、RI 役員を受け入れる、奉仕プロジェクトを実施するなどの機能を喪失していない限り、会員数の減少だけでは、終結になりません。ただし、20 名未満のクラブは近隣クラブと合併すべきと RI 理事会は決議しております。

Q. 会員の会費値下げを可能にするため、例会時の食事をやめたいと思いますが許されますか？

A. 例会での食事の提供は義務づけられておりません。

食事の必要でない時間帯の例会時間、例会前の希望者のみの食事など海外では食事がセットされていない例会は沢山あります。初期のシカゴ RC で食事のために遅刻する会員がいて、それなら例会中に食事をすれば、と始まったと言われております。

Q. 例会では必ず歌を唄わないといけませんか？

- A. そうではありません。議論沸騰した 1905 年シカゴ RC で、ハリー・ラグレスが会場を和ますためにみんなで歌おうと立ち上がったのが起源と言われ、日本では大阪 RC で 1923 年に始まったと 50 年史にかかれております。楽しい習慣として日本のクラブでは定着しておりますが、ロータリーソングに限定もされていません。クラブが決めることです。
- Q. 若い人をクラブ会員に迎えたいと思いますが、会費が障害になっております・・・・・・
- A. 35 歳未満の会員については、会費、入会金を免除できます。また、地区は、地区研修・協議会あるいは地区大会の決定により、この年齢層の新会員の人頭分担金を減額することもできます（ロータリー章典 5.040.2.）。
- Q. 名誉会員ができることと、できないことは何ですか？
- A. できないことは、他クラブでは何の特権も権利もないことです。自クラブでは職業分類、投票権を持たず、役員に就くこと、会員を紹介することはできませんが、これ以外は他の会員と同様に扱われ、あらゆる会合に出席することができます。来賓でなく、他クラブを訪問することもできます（RC 定款第 7 条第 7 節）。また、RI の徽章 (emblem)、バッジ (badge) またはその他の記章 (insignia) を着用する権利を与えられます（RI 定款第 13 条第 2 節）。
- Q. 会員が他の奉仕団体の会員になることは可能でしょうか？
- A. ロータリーと同じような奉仕クラブや地域クラブに所属すべきではありません。どうしてもという時は予め理事会の承認が必要です。
- 既にそれらのクラブに所属している会員が、ロータリーに入会しようとする時は、会員であることを明らかにしなければなりません。
- いずれの場合もクラブにおける責務を果たすことができないと判断されると、会員身分終結の理由となります（ロータリー章典 4.020.1.）。
- Q. 会員は全てのクラブをビジターとして訪問できますか？
- A. 会員は、いつでも他クラブの例会に出席することができます。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブは訪問できません（RI 細則 4.100.）。
- Q. 他クラブの例会が開かれているはずの場所、時間に行きましたが、例会が開かれておりません。受付もなく、メイクアップカードがもらえませんでした。どうしたらいいのでしょうか？
- A. クラブ幹事に、日時、場所、クラブ名を記した書面を出せばメイクアップとなります。カードは必ずしも要件ではありません[RC 定款第 9 条第 1 節 (a) の (4)]。
- Q. クラブの出席率の計算をする際、出席免除者の扱いをどうしたらいいのでしょうか？
- A. 出席免除者にはクラブ定款第 9 条の
- ①第 3 節 (a) 理事会の承認する正当かつ十分な理由によるもの（但し、このような出席規定の適用免除は、病気によつての欠席以外は最長 12 カ月までとする）
- ②第 3 節 (b) 一つまたはいくつかのロータリー歴と年齢の合計が 85 年以上で免除を希望し、理事会が承認したもの
- ③第 4 節 RI 役員の欠席
- の 3 種類があり出席率の計算には、①による欠席者は分母、分子共算入されず、②及び③に該当する会員が出席した場合、分母、分子共に算入されます。例えば、会員数 50 名うち、①による欠席者 2 名、②による該当者 4 名のうち 3 名出席、③1 名で、当日の出席義務者の欠席がなければ、出席率の計算に使う会員数 (A) は 43 (=50-2-4-1) 名になり、当日の出席者は 46 (=43+3) 名、出席率の計算に使う分母は上記の A に出席免除者の中の出席者 3 名を加えた 46 (=

43+3) 名となるので、出席率は 100% (=100X46/46) になります。

②は本来分母にも分子にも入りませんが、出席した場合は出席をクラブの出席率に反映させようとするものです (RC 定款第 9 条第 5 節)。

Q. 建設業の職業分類をもつ会員が府会議員となりました。会員資格を保持できますか？

A. 議会への出席によるクラブ欠席の救済規定はありませんが (手続要覧 209 頁)、出席規定をクリアすれば会員資格を失うことはありません。職業分類は以前の建設業です (RC 定款第 7 条第 8 節)。

Q. 地域の社会奉仕活動に従事する無職の方を会員に迎えましたが、職業分類は何になりますか？

A. 社会奉仕活動の種類を職業分類と致します。例えば、老人福祉などです [RC 定款第 8 条第 1 節 (a)]。

Q. ロータリーの諸会合を開く時、役職者の席次で悩みますが・・・

A. 本書の 27.9 小節 国際ロータリーの席次をご覧ください。クラブの推奨席次 (手続要覧 52 頁参照) も参考になります。エレクトとノミニーとはかなり差があることが分かります。

Q. 国際ロータリーはロータリー創立 100 年にあたる 2005 年にポリオの撲滅宣言をして、世界へのお祝いにしたいと会員に呼びかけ、募金目標も達成できたのに夢は叶いませんでした。どうしてでしょうか？

A. ロータリーは 2 回の募金チャレンジを成功させ、大きな貢献をしました。果たせなかった最大の理由は、発展途上国において勃発した地域紛争や宗教上の理由によりワクチンの全域投与が出来なかったことが指摘されております。プログラム開始以来、ポリオの症例数は 99%以上減少し、現在パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリアの 3 カ国に封じ込めるところまできており、ポリオ撲滅はポリオが世界からなくなる日まで、引き続きロータリーの第 1 目標となっております。

Q. RI は剰余金を資金運用していると聞きましたが、何に投資しているのですか？

A. 米国株式 30~40%、米国以外株式 20~30%、債券 35~45%の範囲で配分投資されています。

Q. クラブの定款と細則を、新しく導入した CLP に合うように変えたいのですが・・・

A. RC 定款 (英語では Rotary Club Constitution) には、世界の全クラブが一様に採択し、遵守しなければならない項目が定められています。RC 定款は規定審議会の議決によらなければ変更出来ませんので、各クラブが勝手に変更というわけにはいきません。但し、第 2 条クラブの名称および第 3 条クラブの所在地域は RI の承認を経て変更することが出来ます。

一方、RC 細則については、RI が「推奨 RC 細則」という雛形を示していますが、これは強制的なものではなく、各クラブは、クラブ管理と運営上必要な条項を「推奨 RC 細則」を参考にして、クラブの裁量で定めてよいということになっています。各クラブで CLP が導入された場合、それに沿ったクラブ細則の変更が必要になります。

Q. ロータリーについての手近な参考書を教えてください。

A. まずは、「手続要覧」をお勧めします。これは、ロータリーの奉仕活動に関連する国際ロータリー (RI) の方針や手続を簡潔でわかりやすく解説したもので、RI の組織規定文書である標準ロータリークラブ定款、ロータリー財団細則、ロータリー用語集なども収められていて、ロータリー理解の良き手助けとなるロータリアン必携の書です。3 年ごとに開かれる規定審議会の後で改訂・発行されます。

また、「ロータリー章典」は RI の全般的および恒久的な方針の全てが掲載されている冊子で、RI の現行の方針を参照するのに役に立ちます。RI 理事会と規定審議会が実施される都度、改訂されます。手続要覧の白いページの内容はロータリー章典に該当しています。

手続要覧、ロータリー章典を含めてロータリーに関する参考書の主なものは、本書の第7章第36節に記載してあります。それらの大部分はインターネット上で読むことができます。

35. ロータリーの略語

ロータリーではいろいろな略語（略称）が使われます。それらを、ロータリー用語便覧（<http://rotaryclub2650japan.org/word/>）の略語の項（<http://rotaryclub2650japan.org/word/detail.php?cate=ry>）から引用して下に示します。

| | | |
|-------------|--|---------------------------------|
| CMS | (Citation for Meritorious Service) | 財団功労表彰状 |
| CLE | (Concentrated Language Encounter) | 語学力強化研修講座 |
| CLP | (Club Leadership Plan) | クラブ・リーダーシップ・プラン |
| DDF | (District Designated Fund) | 地区財団活動資金 |
| DG | (District Governor) | ガバナー（Gと表示する場合もある） |
| DLP | (District Leadership Plan) | 地区リーダーシップ・プラン |
| DRFC | (District Rotary Foundation Committee) | 地区ロータリー財団委員会 |
| EREY | (Every Rotarian, Every Year) | 「毎年あなたも100ドルを」 |
| FVP | (Future Vision Plan) | 未来の夢計画 |
| G | (District Governor) | ガバナー（DGと表示する場合もある） |
| GETS | (Governors-Elect Training Seminar) | ガバナー・エレクト研修セミナー |
| IA | (Interactor) | インターアクター |
| IAC | (Interact Club) | インターアクト・クラブ |
| IM | (Intercity Meeting) | 都市連合会 |
| MCR | (Monthly Contribution Report) | 月次寄付報告 |
| MOU | (Memorandum of Understanding) | クラブの覚書 |
| MPHF | (Multiple Paul Harris Fellow) | マルチプル・ポール・ハリス・フェロー |
| NIDs | (National Immunization Days) | 全国予防接種日 |
| PDG | (Past District Governor) | 元ガバナー、パスト・ガバナー（PGと表示する場合もある） |
| PEFC | (Polio Eradication Fundraising Campaign) | ポリオ・プラス撲滅キャンペーン |
| PETS | (Presidents-Elect Training Seminar) | 会長エレクト研修セミナー |
| PF | (Permanent Fund) | 恒久基金 |
| PG | (Past Governor) | パスト・ガバナー、元地区ガバナー（PDGと表示する場合もある） |
| PHF | (Paul Harris Fellow) | ポール・ハリス・フェロー |
| PP | (Polio Plus) | ポリオ・プラス |
| PPE | (Preserve Planet Earth) | われらの天体、地球の保全 |
| PPP | (Polio Plus Partners) | ポリオ・プラス・パートナー |
| RA | (Rotaractor) | ローターアクター、ローターアクト・クラブ会員 |
| RAC | (Rotaract Club) | ローターアクト・クラブ |
| RC* | (Rotary Club) | ロータリークラブ |
| RC* | (Rotary Coordinators) | ロータリー・コーディネーター |
| RCC | (Rotary Community Corps) | ロータリー地域社会共同隊 |
| RCP | (Rotary Code of Policies) | ロータリー章典 |
| RF | (Rotary Fellowship) | ロータリー親睦活動 |
| RI | (ROTARY INTERNATIONAL) | 国際ロータリー |
| RIB | (Rotary International Bylaws) | 国際ロータリー細則 |

| | | |
|---------------|---|---------------------------|
| RIBI | (Rotary International in Great Britain & Ireland) | グレート・ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー |
| RIC | (Rotary International Constitution) | 国際ロータリー定款 |
| RIJYEC | (Rotary International Japan Youth Exchange Committee) | 国際ロータリー日本青少年交換委員会 |
| RPIC | (Rotary Public Image Coordinators) | ロータリー公共イメージ・コーディネーター |
| RRFC | (Regional Rotary Foundation Coordinator) | ロータリー財団地域コーディネーター |
| RYLA | (Rotary Youth Leadership Awards) | ロータリー青少年指導者養成プログラム |
| SAA | (Sergeant-at-Arms) | 会場監督 |
| SRCC | (Standard Rotary Club Constitution) | 標準ロータリークラブ定款 |
| TRF | (The Rotary Foundation) | ロータリー財団 |
| TRFB | (The Rotary Foundation Bylaws) | ロータリー財団細則 |
| TRFC | (The Rotary Foundation Code of Policies) | ロータリー財団章典 |
| VTT | (Vocational Training Team) | ロータリー財団職業研修チーム |
| WF | (World Fund) | 国際財団活動資金 |
| WFC | (World Food Council) | 世界食料評議会 |
| YE | (Youth Exchange) | 青少年交換 |

*日本では従来から RC をロータリークラブの略語に使用しております。本書でもそのようにしております。ロータリー・コーディネーターの略語として RC を使用する場合は誤解の起こらない配慮をしてください。

36. 一般参考文献

1. ロータリー章典 2009 年 6 月版 (日本語) および ロータリー章典 2015 年版 (英語)
(日本語) <http://club.ri2660.gr.jp/download/index.html>
(英語) <https://www.rotary.org/myrotary/ja/learning-reference/policies-procedures/governance-documents>
<http://club.ri2660.gr.jp/download/index.html>
2. ロータリー手続要覧 2013 年版 (日本語) および (英語)
(日本語) http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/035ja.pdf <http://club.ri2660.gr.jp/download/index.html>
(英語) <https://www.rotary.org/en/document/468> <http://club.ri2660.gr.jp/download/index.html>
3. Rotary International/The Rotary Foundation (国際ロータリーホームページ)
(英語版) <https://www.rotary.org/myrotary/en>
(日本語) <http://www.rotary.or.jp/>
4. 国際ロータリー第 2660 地区ホームページ <http://www.ri2660.gr.jp/>
5. ロータリアン必携 2004 年版
6. ロータリアン必携 2006 年版 <https://sites.google.com/site/rotary100jiten/rotarianhikkei>
7. ロータリー情報マニュアル、国際ロータリー第 2650 地区マニュアル編集委員会
8. ロータリー情報ハンドブック 2014 年版、ロータリー情報研究会
9. 職業奉仕の心 (2008 年 9 月 1 日、国際ロータリー第 2660 地区 2008-2009 年度職業奉仕委員会)
10. ロータリーの源流 <http://www.genryu.org/>
11. デイビット C. フォワード著、「奉仕の一世紀 国際ロータリー物語」、日本語訳監修菅野多利雄 (2003)
12. あわじ中央ロータリークラブ「ロータリー講座」
13. 職業奉仕のお話、国際ロータリー第 2660 地区 2007-2008 年度職業奉仕委員会
14. 職業奉仕の真髄、国際ロータリー第 2660 地区 2009-2010 年度職業奉仕委員会
15. 2008-09 年度、産経新聞「変わるロータリー:第 2660 地区の胎動」全 13 回、
(<http://www.ri2660.gr.jp/koho/atwork/index.html>) ラジオ大阪「あなたの街のロータリアン」全 13 回、
(http://www.ri2660.gr.jp/koho/atwork/7.mas_syokai/mass_obc-top_list.html)
16. 大西省司、ロータリー用語便覧 2011 <http://rotaryclub2650japan.org/word/>

37. 第2660地区の組織図

国際ロータリー第2660地区 組織図 (2015～2016年度)



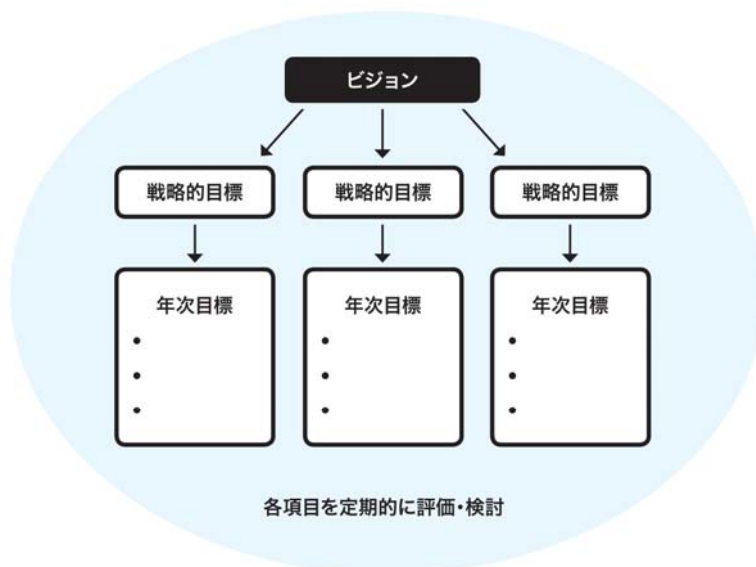
38. 戦略計画立案の手引き

戦略計画立案の手引き (http://www.rotary.org/ridocuments/ja_doc/strategic_planning_guide_ja.doc)

戦略計画の立案は、ビジョンを思い描き、これに向けた目標を立てるプロセスです。これらの目標は、設定後も定期的に見直しを行い、必要に応じて軌道修正を行っていくものです。このガイドと後部のワークシートは、戦略計画立案の出発点として、クラブのニーズに合わせてカスタマイズしてご活用下さい（ガイドはクラブ用に作られたものですが、地区でもご使用いただけます）。また、ワークシートは個人で記入しても、クラブ全体として記入しても、どちらでも構いません。立案会議の進行役となる人は、このガイドとワークシートに事前に目を通し、協議事項を用意しておく必要があります。協議の際には、未来に焦点を当てた話し合い（ステップ2と3）に時間の大半を費やすようにし、クラブの現状分析にあまり時間をかけ過ぎないようにしましょう。

戦略計画を立案する際には、以下の点を考慮に入れて下さい。

- ・クラブの元指導者、現指導者、次期指導者が立案にかかわる。
- ・幅広い見解や意見を取り入れるため、クラブ全員、またはクラブ全体を反映できるよう多様な代表者が立案に参加する。
- ・すべての意見を考慮に入れる。
- ・公平な立場を取る進行役や少人数の進行役が、立案会議の司会を担当する。
- ・クラブの目標が地区目標およびRI戦略計画の優先事項と目標に沿ったものとなるよう、十分に検討する (http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/strategic_plan_ja.pdf)。
- ・毎年見直しを行い、必要に応じて優先事項や年次目標を修正する



戦略計画立案の図
長期計画の立案は、まずクラブのビジョンとそれに向けた目標の設定から始まります。次に、これら各目標を達成するための年次目標を定めます。

プロセス

以下のプロセスに沿って、会員と協議しながら戦略計画を立案します。次頁以降のワークシートは、協議の結果を記録するためにご活用下さい。

1. クラブの現状はどうか

- 現在のクラブの長所と短所をすべて書き出す。
- 地域社会に存在する機会と課題（問題）を書き出す。
クラブの現状評価を行う際には「元気なクラブづくりのために：クラブ・リーダーシップ・プラン」（http://www.rotary.org/ridocuments/ja_pdf/245ja.pdf）をご参照下さい。クラブが得意とする分野や改善が必要な分野を探る上で役立ちます。

2. クラブは何を目指しているのか

- 今後 3～5 年にクラブがなりたいと思う姿を想像し、その特徴を 5～10 挙げる。
- 今後 3～5 年のクラブのビジョン（クラブがなりたいと思う姿）を 1 文で表す（ビジョン声明）。この作業は、個人で行ってもよいし、グループで行ってもよい。
- 全体で話し合い、ビジョン声明を最終的な形にまとめる。このビジョン声明は、クラブ全員からの支持が得られるものとする。

3. どのように目標を達成できるか

- 以下の各点を考慮に入れながら、このビジョンの達成に向けたクラブの戦略的優先事項（strategic priorities）を定める。
 - クラブの長所と短所
 - 国際ロータリーとロータリー財団のプログラムと使命
 - 外部環境
 - 全会員の参加
 - 3～5 年で達成が可能かどうか
- 全体で話し合いながら、クラブにとって最も重要な戦略的優先事項はどれかを定める。優先項目は、ビジョンに向けた取り組みにおいて最も大きな成果をもたらせるものを選ぶ。
- 各戦略的優先事項を支える年次目標を定める。
- これらの年次目標に向けた達成期日、リソース、担当者を定める。
年次目標を定める際には、効果的なロータリークラブとなるための活動計画の指標（<http://www.rotary.org/ja/document/618>）を参照し、アイデアや方策を得ることをお勧めします。

4. 目標に向けての進捗はどうか

- 戦略計画チームを結成する。このチームが定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて計画への修正を提案する。
- 計画の実施に必要なリソースを十分に配分する。
- クラブの全決定が戦略計画に沿うものとなるよう常に確認し、計画の実施に関するフィードバックを戦略計画チームに提供する。
- 毎年、クラブ全員で戦略計画（ビジョン声明、戦略的優先事項、年次目標など）を見直し、必要に応じて修正する。
- 3～5 年ごとに戦略計画立案の全プロセスを繰り返し、新しい計画を立てるか、現行の計画を継続する。

戦略計画立案のワークシート

戦略計画立案の際に、このワークシートをご活用下さい。

1. クラブの現状はどうか 記入日： _____

クラブの長所

クラブの短所

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

地域社会に存在する機会

地域社会に存在する課題

(例：新しい会社やビジネス、増えている人口層など)

(例：経済の悪化、競合する奉仕団体など)

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

2. クラブは何を目指しているのか 達成期日： _____

クラブが目指す未来像の主な特徴

(例：会員数、会員維持率、地元と海外のプロジェクトのバランス、ロータリー財団への支援など)

| |
|--|
| |
|--|

ビジョン声明 地域のほかの奉仕団体と比べ、クラブを際立たせるような表現を入れる。

(例：「地域において最も国際性のある奉仕クラブとなること」「青少年の支援に地域で最も力を注いでいる奉仕クラブとなること」など)

| |
|--|
| |
|--|

3. どのように目標を達成できるか

ビジョンの実現に向けて、クラブが取り組む各目標（下線部に優先事項を記入し、各事項を達成するための年次目標をその下の表に書き入れて下さい。優先事項と年次目標の数に制限はありませんが、クラブが利用できるリソースを考慮した上で達成可能な目標に的を絞るようにしましょう）。

戦略的優先事項 1: _____

| 年次目標 | 達成期日 | 必要なリソース | 担当する会員 |
|------|------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

戦略的優先事項 2: _____

| 年次目標 | 達成期日 | 必要なリソース | 担当する会員 |
|------|------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

戦略的優先事項 3: _____

| 年次目標 | 達成期日 | 必要なリソース | 担当する会員 |
|------|------|---------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4. 目標に向けての進捗はどうか

進捗状況を確認するためのステップ。クラブが戦略計画の進捗状況を確認するために行う項目を挙げて下さい。これには、確認の期日や周期、確認方法も含まれます（例：毎月の定例理事会で報告する、クラブ協議会で戦略計画の見直しを行う、年次評価を行う、など）。

| |
|--|
| |
|--|

編集を終えて

当地区へ DLP が導入されたあと、地区研修委員会の組織作りと職務規定の策定に少々時間を要しましたが、2007-8 年度に基本的な方針が固まり、地区研修リーダー、サブリーダー、および研修委員という委員会構成で DLP が実施されることになりました。

地区研修委員会の職務については、手続要覧で基本的な事項が明記されていますが、当地区においては PETS や地区チーム研修セミナー、および地区研修・協議会などの地区レベルの研修セミナーは、長年、ガバナーホストクラブが主導し、実施して参りました。この従来の研修方式を、手続要覧に示されている DLP による新しい方式へ変えていく準備を経て現在の形となりました。

また、近年 RI はその戦略計画の中で「会員の研修」に力を注ぐように地区およびクラブリーダーに呼びかけております。職業奉仕の強調と高潔性によるロータリーの特質を基礎として、まずは質の高いクラブ会員を増やすことが戦略計画の中で強調されました。それに応じて、大谷パストガバナーは各クラブに研修委員会、あるいはそれに準ずる委員会を設置してクラブ会員の研修を実施することを要望されました。当時の岡部ガバナーがこれを重点項目の一つに挙げて高島、福家ガバナーと引き継がれ今日に至っております。各クラブでは、是非ともこの要望に応じて会員の研修を実施するとともに、33 節および 38 節を参考にしてクラブの戦略計画を立案し、実行に移していただきたいと存じます。

クラブレベルおよび地区レベルでの研修を実施していくためには、その教科書となる研修用の資料が必要です。当地区研修委員会では研修用冊子編集のため、畑田耕一研修委員を編集幹事として、地区研修委員会の全員が参画し、他のロータリアン、ガバナー事務所職員の協力も得て、2010 年 3 月に「ロータリーの心と実践」の初版を作成いたしました。その後の規定審議会の制定案と決議案による変更、ならびに RI の戦略計画の更新に基づく変更を加えたのが本冊子「ロータリーの心と実践 2014 年改訂版」です。今後とも本冊子を研修の資料としてご活用いただきたいと存じます。

ただ、本冊子はその内容があまりにも膨大で新入会員の研修には使いにくいというご意見も頂いておりますので、当委員会では次年度にクラブでの研修の手順を示すマニュアルの作成を予定しています。本冊子とともにお役に立てていただければ幸いです。

なお、本冊子は、今後も、三年おきに開催される規定審議会の制定案や決議案により、また、国際ロータリーの活動方針の更新などに基づいて改訂する予定です。会員の皆様のご意見やご要望を取り入れながら、版を重ねるごとに本冊子の内容が更に充実するように、当委員会としても最善の努力を続けて参ります。読者の皆様のご支援・ご協力をいただければ幸いです。

本研修用冊子が、当地区会員のロータリー活動に役立ち、クラブおよび地区の発展に繋がることを心から願っております。

2015 年 3 月 吉日

国際ロータリー第 2660 地区 研修委員会

2012-15 年度研修リーダー 井上 暎夫

本文書の作成・編集に関与した委員は次の通りです。（敬称略、順不同）

パストガバナー

戸田 孝（八尾 RC、1982-1983 年度）、井上 暎夫（千里 RC、2002-2003 年度）、
若林 紀男（大阪東 RC、2003-2004 年度）、神崎 茂（大阪西 RC、2005-2006 年度）、
岩田 宙造（大阪南 RC、2006-2007 年度）、横山 守雄（大阪中央 RC、2008-2009 年度）、
大谷 透（大阪西南 RC、2009-2010 年度）、松本 新太郎（八尾 RC、2010-2011 年度）

岡部 泰鑑（大阪城南 RC、2011-2012 年度）、高島 凱夫（大阪中之島 RC、2012-2013 年度）
福家 宏（八尾中央 RC、2013-2014 年度）

ガバナー 泉 博朗（大阪帝塚山 RC、2014-2015 年度）

ガバナーエレクト 立野 純三（大阪 RC、2014-2015 年度）

ガバナーノミニー 松本 進也（大阪北 RC、2014-2015 年度）

地区研修委員（2009-2010 年度から 2014-2015 年度まで）

金森 市造（くずは RC）、三木 優（大阪イブニング RC）、矢野 巖（大阪大淀 RC）
北川 哲（大阪南 RC）、西上 博幸（吹田江坂 RC）、宮里 唯子（茨木西 RC）、
畑田 耕一（編集幹事、豊中 RC）、木村 芳樹（大阪南 RC）、岩津 陽介（大阪御堂筋本町 RC）、
鈴木 洋（八尾東 RC）、泉 博朗（大阪帝塚山 RC）、岡田 耕治（東大阪東 RC）、
五味 千秋（大阪心斎橋 RC）、磯田 郁子（大阪東淀ちゃやまち RC）、川崎 壽（大阪中央 RC）、
新見 葵（大阪天王寺 RC）、村橋 義晃（大阪中之島 RC）

また、上記以外の方々にも、いろいろな面でご支援・ご協力を頂きました。ここにそのお名前を記して、謝意を表します。

野村 正勝（箕面中央 RC）、四宮 孝郎（大阪西南 RC）、池尻 誠（八尾 RC）、
境 高彦（大阪城南 RC）、山田 正雄（八尾中央 RC）、川上 富清（大阪帝塚山 RC）、
関谷 洋子（豊中 RC）

（国際ロータリー第 2660 地区ガバナー事務所職員）

栗正 久美、杉本亜鶴巳、井上 望美、加茂 春日、船橋美紗子

（同上元職員）今井 貢二、納多寿恵子、大西 麻容、春名 志保、奥田 純子、池田 華江